

全国児童福祉主管課長会議 追加資料（家庭福祉課）

平成20年2月22日（金）

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

目 次

(資料1) 里親支援機関事業実施要綱(案)	1
(資料2) 地域生活支援事業(モデル事業)実施要綱(案)	3
(資料3) 児童養護施設における医療的支援体制の強化について(案)	4
(資料4) 施設機能強化推進費実施要綱新旧対照表(案)	6
(資料5) 年長児童に対する処遇体制の強化について(案)	15
(資料6) 「婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について」の一部改正 について(案)	18
(資料7) 児童入所施設措置費等国庫負担金一部改正新旧対照表(案)	20
(資料8) 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照 表(案)	93
(資料9) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱(案)	124

(注) 上記資料については、若干の変更があり得る。

里親支援機関事業実施要綱（案）

第1 目的

保護を要する子どもに対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で養育関係の形成を図ることができる里親委託を推進することが重要であるが、里親制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親に対する支援が不十分であることなどにより、里親への委託が十分に活用されているとは言い難い状況にある。

こうした状況を踏まえ、社会の制度理解を深めていくとともに、児童相談所、里親及び乳児院等の児童福祉施設（以下「施設」という。）が相互理解を深め、共通の認識を持ち、里親への委託等を推進するとともに、里親制度の普及啓発を積極的に行い、里親の資質の向上を図るための研修、里親に対する相談・援助など、里親支援を総合的に実施することを目的とする。

第2 実施主体

(1) 実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。

(2) 運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人等であって、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあつては、市長とする。）が適当と認めた者とする。

第3 事業内容

1 里親掘起こし事業

(1) 趣旨

里親制度の普及や里親委託を推進するためには、社会の制度理解を深め広く一般家庭から里親を求めるとともに、保護を要する子どもが家庭的環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。

このため、一般家庭に対し里親経験者による講演や説明を行うとともに、養育里親等に対する研修を実施することにより、子どもの福祉への理解を深め、養育技術の向上を図るものである。

(2) 事業内容

① 普及啓発

里親制度の広報活動を積極的に実施するとともに、里親経験者による講演会や、里親制度の説明会等を実施し、里親への理解を深めるなど制度の普及啓発を図る。

また、円滑な養子縁組を推進するため、新たに養子縁組を希望する者を開拓する。

② 養育里親研修

養育里親等に対し、里親制度及び子どもの養育について必要となる基本的な知識や体験実習を通じた児童理解、技術の習得などその資質の向上を図ることを目的とした研修を行う。

③ 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成14年9月5日雇児発第0905003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

(3) 留意事項

① 講演会・説明会等各種研修の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。

② 元施設職員や施設のボランティアを始め福祉関係者や地元企業等職域を対象にするなど積極的に制度の普及啓発を行うとともに、施設行事への積極的な参加を求めるなどにより、新たに里親候補となる者を開拓すること。

③ 専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託することができること。

2 里親委託推進・支援等事業

(1) 趣旨

里親委託を推進するためには、子どもに最も適合する養育里親や、養子の養育を希望する者（以下「養子希望者」という。）の選定のための調整等を行うとともに、委託された子どもの適切な養育や、養子希望者との連絡・調整などの支援をしていく必要があり、里親（家族を含む。）に対する子どもの養育に関する支援体制を整備するとともに、里親の負担を軽減するため里親相互の相談援助や生活援助、交流の促進などの支援を総合的に推進する。

(2) 事業の実施体制

この事業の実施にあたっては、里親委託等推進員を配置するとともに、関係機関と連携し里親委託等を円滑に進めるため、里親委託等推進委員会を設置することとする。

① 里親委託等推進員の配置

ア 事業の実施にあたっては、事業の企画、支援の実施、関係機関との連絡調整等の中心となる里親委託等推進員を配置すること。

イ 里親委託等推進員は、里親制度及び養子縁組制度に対する理解があり、里親等と施設との関係を円滑に調整することが出来、子どもの立場にたって事業を推進することができる者を選定すること。

② 里親委託等推進委員会の設置

ア 里親委託等推進委員会は里親委託等推進員、児童相談所の里親担当職員、里親及び施設の職員により構成し、必要に応じ、学識経験者等に対し、本委員会への参加を依頼すること。

イ 里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定すること。

ウ 事業の実施にあたっては、里親委託等推進委員会の意見を尊重すること。

エ 里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

(3) 事業内容

この事業は、次のことを行うものとする。

① 里親委託支援等

児童相談所が養育里親に委託することがその子どもにとって最善の利益であると認めたものについて、子どもに最も適合する養育里親との調整等を行い、養育里親への委託を総合的に推進する。

また、児童相談所が養子縁組を行うことがその子どもにとって最善の利益であると認めたものについて、養子希望者との連絡・調整等、養子縁組に向けた支援を実施する。

② 里親家庭への訪問支援

現に子どもを委託されている里親やレスパイト・ケアとして短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親家庭に定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親への指導等を行う。

また、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験を有する者の中から里親への援助を実施することを希望する者を研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行う。

さらに、里親に対するレスパイ・トケアについて、里親と受入れ施設等の間の調整を行う。

③ 里親による相互交流

里親や里親を希望する者が集い、養育についての話し合い等里親相互の交流を定期的に行い、里親相互の情報交換や養育技術の向上等を図る。

(4) 事業の実施方法

① 里親委託支援等

ア 円滑な里親委託等を推進するため、子どもとの交流や短期間の宿泊体験を行うなど、児童相談所、施設と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親委託等となるよう努めること。

イ 養育里親等として登録されている者に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、施設に入所する子ども等に対する理解を深め、里親になるための動機付けや養育体験を実施すること。

② 里親家庭への訪問支援

ア 里親家庭に定期的に訪問することにより、委託された子どもの養育状況の把握に努め、子どもの養育に関する適切な指導や助言を行うこと。

イ 里親から援助の依頼があった場合には、里親家庭に訪問による援助を実施することを希望する者（以下、「援助者」という。）・里親の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。

ウ 援助者は、里親経験者・委託を受けていない里親など子どもの養育に経験のある者であって、当該里親・里子と面識があり、当該里子の援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。

エ 援助にあたっては子どもの委託後間もないときや里親自身が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親家庭の状況に応じて適切に援

助すること。

オ 里親家庭への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託された子どもを里親が養育することが不相当であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告すること。

カ 援助者は里親委託等推進員に援助結果を報告し、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。

③ 里親による相互交流

ア 相互交流は定期的実施するものとし、必要に応じて児童福祉司、児童福祉司経験者、児童指導員、里親経験者などに参加を求めるものとする。

イ 相互交流の実施にあたっては、里親が主体となって企画するものとし、必要に応じて児童相談所の担当児童福祉司と連携を取りながら支援にあたるものとする。

④ その他

その他、里親委託等を推進するために資する事業を必要に応じて実施すること。また、当事業により養子縁組が成立した者に対しても相談等必要に応じて支援を行うこと。

第4 設備

本事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

(1) 事務室

(2) 相談室等、里親等が訪問できる設備

(3) その他、事業を実施するために必要な設備

第5 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

第6 経過措置

従来の、里親支援事業（平成14年9月5日雇児発第0905005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親支援事業の実施について」）及び里親委託推進事業（平成18年4月3日雇児発第0403001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託推進事業の実施について」）については、平成22年度までは実施して差し支えないものとする。

地域生活支援事業（モデル事業）実施要綱（案）

1. 目的

里親や児童養護施設等から地域社会において自立生活することとなる児童等は、様々な生活・就労上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならない。このため、これら児童等に対し生活や就業に関する相談支援を行うとともに、これらの児童が相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援するなど、先駆的な地域支援モデルに取り組むことにより、これらの者の地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。

2. 実施主体等

- (1) 実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。
- (2) 運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人等であって、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあつては、市長とする。以下同じ。）が適当と認めた者とする。

3. 対象児童

- (1) 里親に委託する措置又は児童福祉施設に入所させる措置を解除し自立生活する児童等。
- (2) 前号に規定する児童等以外の者であつて、都道府県知事が当該児童等の自立のために支援が必要と認めたもの。

4. 事業内容等

この事業は、次のことを行うものとする。

- (1) 退所を控えた児童に対し、地域生活をしていく上で必要な知識、社会常識等を学ばせるためのテキストを作成し、講習会・体験実習・訪問見学等、生活技能等を修得するための支援を行うこと。
- (2) 退所を控えた児童の抱える自立生活への不安や悩み等の相談支援を行うこと。
- (3) 高校を中退・退学した児童への相談支援や就業支援等を行うこと。
- (4) 施設等との連携により、児童との関係性を深めるとともに、児童同士の交流等を行う活動を行うこと。
- (5) 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関に紹介するなどの必要な支援を行うこと。
- (6) 職場の対人関係、離職・転職等に関する就業上の問題や、進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- (7) 児童が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。

5. 職員の配置等

- (1) 相談支援担当職員を配置すること。
- (2) 相談支援担当職員は、児童の自立支援に熱意を有し、次の各号の要件を満たす者を持って充てること。
 - ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者
 - ② 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
 - ③ 児童の自立支援に対する理解があり、都道府県知事が適当と認めたもの

6. 設備

本事業に実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 相談室
- (2) 団欒室など児童が集まることができる設備
- (3) その他事業を実施するために必要な設備

7. 事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 児童に対する理解を深めるとともに、信頼関係の構築に努めること。
- (2) 必要に応じて関係機関と連携をとり、効果的に支援ができるよう努めること。
- (3) 児童及び保護者の意向に配慮すること。
- (4) 事業を実施するにあたっては、児童が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。
- (5) 地域の児童に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるように、広報活動を積極的に行うこと。
- (6) 児童の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

8. 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

9. 実施状況報告の提出

都道府県は、本事業の毎年度の実施状況等について、別紙様式により翌年度4月末日までに、厚生労働省あてに提出すること。

(案)

雇児発第〇〇〇号
平成20年〇月〇日

都道府県知事
各指定都市の市長 殿
児童相談所設置市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設における医療的支援体制の強化について

近年、児童相談所において虐待相談対応件数が著しく増加し、児童養護施設に入所する子どものうち虐待を受けた児童の割合は約6割となっている。

また、児童養護施設に入所している児童のうち障害がある児童の割合も増加しており、特にADHDなど発達障害を有する児童の割合が増加している。

こうした児童の増加に伴い児童養護施設における看護師による医療的ケアの必要性が高まっていることから、今般、次のとおり実施方法を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

1 趣旨

被虐待児や障害児等継続的な投薬管理などの医療的ケアが必要な児童に対し、日常の体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ることを目的とする。

2 対象施設

都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長は、次により医療的ケアを行う職員を配置する施設を1か所指定し、別添様式により協議書を毎年3月末日までに当職あて提出することとし、当職において予算の範囲内で指定するものとする。

ただし、平成20年度分については、6月末日までに当職あて提出することとする。

(1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1施設について、医療的ケアを担当する職員加算は1名分とすること。

3 医療的ケアを担当する職員

医療的ケアを担当する職員は看護師とする。

4 運営の基準

(1) 指定施設の長は、児童の日常の健康を把握するとともに、施設内の衛生管理や継続的な医療管理を必要とする児童のケアについて、医療的ケアを担当する職員をして適切な支援が行われるよう努めること。

(2) 指定施設の長は、最低基準に定める必要な職員の定数のほか、医療的ケアを担当する職員を配置するものとする。

5 医療的ケアを担当する職員の業務内容

(1) 障害児等継続的な医療的ケアが必要な児童の健康管理、緊急時における対応

(2) 医師（又は嘱託医）との連携

(3) 常備薬の管理、与薬

(4) 病欠児、早退児の観察

(5) 入所者の健康管理

(6) 医療機関及び行事の付添

(7) 入所者の身体発達上の悩みへのアドバイス

(8) 施設内の衛生管理

(9) 緊急時における医療機関との連絡調整

(10) その他

6 経費

この実施のための経費については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

別添様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 市 長 ㊤
児童相談所設置市の市長

平成 年度児童養護施設における医療的ケア担当職員
の協議について

標記について、平成20年 月 日雇児発第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局
長通知の「2 対象施設」に基づき協議する。

1	施設名			
2	設置主体・経営主体			
3	定員 名	暫定定員 名		
4	継続的な医療的ケアが必要な児童数（単なる風邪は除く）		名	
5	主な疾病（上位3つ）	(1) (2) (3)		
6	いちばん重いと思われる疾病			
7	院内学級設置の有無	有り・無し	(有りの場合) 分校・分教室	
8	医師（又は嘱託医）との連携状況			
9	当該施設の管内における位置付け			

○児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について（昭和62年5月20日児発第450号）

改正後	現 行
別紙 施設機能強化推進費実施要綱（案） 第1 （略） 第2 一般事業 1 事業の種類及び内容 (1) 種類 ① 社会復帰等自立促進事業 ア. 施設入所児等社会（家庭）復帰促進事業 イ. 心身機能低下防止事業 ウ. 処遇困難事例研究事業 (削除) ② (略) ③ (略) (2) (略) 2 (略) 3 (略)	別紙 施設機能強化推進費実施要綱 第1 目的 児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児（者）の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。 第2 一般事業 1 事業の種類及び内容 (1) 種類 ① 社会復帰等自立促進事業 ア. 施設入所児等社会（家庭）復帰促進事業 イ. 心身機能低下防止事業 ウ. 処遇困難事例研究事業 エ. 施設入所児童家庭生活体験事業 ② 専門機能強化事業 ア. 養育機能等強化事業 イ. 広域入所促進事業 ③ 総合防災対策強化事業 (2) 内容 別表のとおり 2 事業の選択 事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。ただし、保育所については、別添に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び、保育対策等促進事業等を複数実施する保育所において実施するものとする。 3 加算の方法等 事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次の方法により加算すること。

改正後

現行

なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児（者）処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること

また、当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

おって、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。

(1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度額とすること。

(2) 施設当たりの加算総額は、入所施設にあっては年額75万円以内（ただし、第2の1の(1)の①及び②のアの事業のみを行う場合は年額50万円以内とし、助産施設（第二種助産施設に限る。）にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額45万円以内とする。）、保育所にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額15万円以内とする。

なお、第2の1の(1)の②のイの事業を実施する場合においては、上記により算定された加算額に45万円以内の金額を加えることができることとする。

ただし、実所要額がこれを下回る場合は実所要額とし、また、1施設当たりの加算総額が10万円未満の場合は国庫負担の対象としないこと。

(3) この加算額は、5月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとする。

ただし、助産施設（第二種助産施設に限る。）に対する支弁月及び認定額の算定等については、次の算式に準じて、個々の施設状況により決定するものとする。

認定額＝施設機能強化推進費加算分保護単価
（10円未満については四捨五入）×その施設の5月初日の定員等
（保育所の場合は、5月初日の入所人員）

施設機能強化推進費加算分保護単価（ " ）
＝施設機能強化推進費÷その施設の5月初日の定員等
（ " ）

改正後	現 行
4 (略) 5 (略) 第3 特別事業 1 (略)	4 支出対象経費 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費) ・役務費(通信運搬料。ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。) ・旅費 ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料 ・賃金(総合防災対策強化事業に限る。) ・委託費(総合防災対策強化事業に限る。) 5 対象除外 デイ・サービス事業及びショート・ステイ事業等別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については同種の事業は対象から除外すること。 第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。) (1) 事業の内容等 ア 対象児童 分園型事業の対象児童は、児童養護施設に入所している児童であって、退所前の一定期間に自立のための個別指導訓練を行うことが、効果的であると施設長が認める児童であること。 施設長は、対象児童を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。 イ 対象施設等 分園型事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 都道府県及び指定都市民生主管部(局)長は、当該年度の4月末日までに別添様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。 (7) 当該施設において「最低基準」が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 (4) 入所率の高い施設を優先すること。なお、4月1日現在の入所率は原則として90%を下回らないことが望ましいこと。(ただし、極端に低いものは認められないこと) (9) 本体施設の一部を分園とするものは認められないこと。 (エ) 同一施設において、本事業と地域小規模児童養護施設を同時に指定することは認められないこと。 (オ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

改正後	現 行
	ウ 対象児童の居住場所 指定施設の敷地外の独立家屋又はアパート等とし、通常の生活に必要な設備を有すること。 エ 訓練期間・対象人員 訓練期間は、退所予定日前のおおむね1年間とし、定員は、認可定員のうち6人程度とすること。 オ 事業の実施及び訓練の内容 分園型事業の全般についての実務上の責任者(事業担当責任者)を配置し、次の指導項目についてあらかじめ個別指導訓練計画を定め、児童の社会的自立に向けての生活指導等を行うこと。 また、夜間において児童だけの生活とならないよう職員の配置を考慮すること。 ・自活のための生活指導 ・職業適性を高める指導 ・社会参加のための準備指導 ・学習指導 ・余暇の活用指導 (2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。 ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,706,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。 イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。 加算額＝分園型事業費加算分保護単価 (10円未満については四捨五入) ×その施設の5月初日の定員 分園型事業費加算分保護単価 (10円未満については四捨五入) ＝1施設当たり年額 ÷その施設の5月初日の定員

改正後	現 行
2 (略)	2 家族療法事業 (1) 事業の内容等 ア 実施施設 この事業は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。 イ 対象児童及び家族 この事業の対象者は、次の児童及びその家族とすること。 (7) 実施施設に措置されている児童とその家族で、施設長が必要と認めたものであること。 (4) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅のひきこもり児童等とその家族で、都道府県知事が必要であると認めたものであること。 ウ 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 都道府県及び指定都市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式4により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。 (7) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 (4) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。 エ 設備 必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設けること。 オ 事業の実施及び内容 対象児童等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画を立て面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行うこと。 (2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参照とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

改正後

現 行

3 施設入所児童家庭生活体験事業

(1) 事業の内容等

ア 対象児童

本事業の対象児童は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設の措置児童であって、里親あるいはボランティア家庭等（以下「委託家庭」という。）で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める児童であること。

イ 対象施設等

本事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに認めるものであること。

・ 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

ウ 事業の実施及び内容

児童養護施設等の入所児童を週末及び夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進すること。

(2) 加算の方法等

本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は5月に支弁する事務費の加算額として実所要額を支弁するものとする。

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし、年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。

(7) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 2,000,000万円

(4) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 1,000,000万円

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

認定額＝家族療法事業費加算分保護単価

×その施設の5月初日の定員

家族療法事業費加算分保護単価

(10円未満については四捨五入)

＝1施設当たり年額÷その施設の5月初日の定員

改正後	現 行
4 支出対象経費 (略) 第5 報告書等 (略)	3 支出対象経費 ・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費) ・役務費(通信運搬費) ・旅費(交通費) ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料 第4 報告等 1 本事業の経理は、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規定準則の制定について」により行う(ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。)ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿を設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。 2 本事業を実施した施設は、翌年度4月末日までに別紙様式1を参考とした事業実績報告書を都道府県知事に提出すること。また、特別事業を実施した施設は、各々、別紙様式3を参考とした児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5を参考とした家族療法事業実施報告書も併せて提出すること。 3 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。 4 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、別紙様式3の児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5の家族療法事業実施報告書を翌年度4月末日までに当局家庭福祉課長あて提出すること。

改 正 後	現 行
別紙様式 1 (略) 別紙様式 2 (略) 別紙 (略) 別紙様式 3 (略) 別紙 (略) 別紙様式 4 (略) 別紙 (略) 別紙様式 5 (略) 別紙 (略) 別添 (略)	別紙様式 1 (略) 別紙様式 2 (略) 別紙 (略) 別紙様式 3 (略) 別紙 (略) 別紙様式 4 (略) 別紙 (略) 別紙様式 5 (略) 別紙 (略) 別添 1 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所 (平成19年11月30日雇児発第1130001号本職通知「次世代育成支援対策交付金の算定における評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。) 2 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所 (平成12年3月29日児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること)及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。) 3 乳児保育促進事業実施保育所 (平成12年3月29日児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの。) 4 乳児が3人以上入所している保育所 (4月及び5月の初日において乳児が3人以上入所していること)

改正後 施設機能強化推進費事業内容								
事業名	社会復帰等自立促進事業				専門機能強化事業		総合防災対策強化事業	
	施設入所児等社会（家庭）復帰促進事業	心身機能低下防止事業	処遇困難事例研究事業	（削除）	養育機能等強化事業	広域入所促進事業		
事業内容	（略）	（略）	（略）	（削除）	（略）	（略）	（略）	
実施方法（例）	（略）	（略）	（略）	（削除）	（略）	（略）	入所施設	保育所
							（略）	（略）
加算単価	（略）	（略）	（略）	（削除）				

現行 施設機能強化推進費事業内容								
事業名	社会復帰等自立促進事業				専門機能強化事業		総合防災対策強化事業	
	施設入所児等社会（家庭）復帰促進事業	心身機能低下防止事業	処遇困難事例研究事業	施設入所児童家庭生活体験事業	養育機能等強化事業	広域入所促進事業		
事業内容	（略）	（略）	（略）	児童養護施設等の入所児童を学校における夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、里親あるいはボランティア家庭等（以下「委託家庭」という。）におおむね3～5日間程度宿泊させ、家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所者の自立を促進するものである。	（略）	（略）	（略）	
実施方法（例）	（略）	（略）	（略）	① 委託家庭の募集、調査、指導を行う。 ② 委託家庭に対して児童の養育技術、安全確保等を内容とした研修を行う。 ③ 入所児童を委託家庭に宿泊させる。 ④ 施設職員と委託家庭の交流会を実施する。	（略）	（略）	入所施設	保育所
							（略）	（略）
加算単価	（略）	（略）	（略）	30万円以内	（略）	（略）	（略）	（略）

○年長児童に対する処遇体制の強化について（平成○○年○○月○○日児発第○○○号）

改正後	現 行
年長児童に対する処遇体制の強化について（案） 平成○○年○○月○○日雇児発第○○○号 各都道府県知事・各指定都市の市長・ 各児童相談所設置市の市長あて 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 標記については、平成10年6月25日児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により実施してきたが、本年より、学習指導の対象施設を拡大したことに伴い、以下により実施することとしたので、管内関係機関に遺漏のないよう御配慮願いたい。 なお、平成10年6月25日児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」は廃止する。 1 趣旨 近年の社会経済情勢の変化に伴い、入所児童等の進学への意欲が高まってきたことから、学習指導の強化を図るものである。 また、近年、児童養護施設において虐待、放任された児童等、一人ひとりの児童の態様に応じたきめ細かな処遇を必要とする児童が多くなってきたことから、特に年長児童に対してスポーツや表現活動を行うことにより情緒を安定させ児童の自立を支援するものである。 2 事業内容 (1) 学習指導 中学生に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う。	児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について 平成10年6月25日児発第489号 各都道府県知事・各指定都市の市長あて 厚生省児童家庭局長通知 〔一部改正〕平成18年4月3日 雇児発第0403022号 標記については、昭和62年5月20日児発第453号本職通知「養護施設及び虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により実施してきたが、本年より、虚弱児施設が児童養護施設に移行したことに伴い、以下により実施することとしたので、管下関係施設に遺漏のないよう御配慮願いたい。 なお、昭和62年5月20日児発第453号本職通知「養護施設及び虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」は廃止する。ただし、従前、同通知に基づき心理面における指導を実施していた施設が、当該指導を継続して行う場合には、本通知6で定める経過措置によるものとする。 1 趣旨 児童養護施設の入所児童には、虐待・放任された児童等、一人ひとりの児童の態様に応じたきめ細かな処遇を必要とする児童が多くなってきたこと、また、これらの児童の年齢も小学校高学年から中学生以上のいわゆる年長児童の割合が増加している。年長児童については、その成長過程において両親の養育方針の不一致、放任、過干渉などを体験しているため、大人への不信、自信喪失、情緒の不安定などを示すものが多くみられることから、従来からの指導に加え、共にスポーツや表現活動を行うことにより、児童との共感を深め、成就感や自信を与えたり情緒を安定させることが必要である。そのために、各種スポーツやダンス等の表現活動の指導技術を有する熱意ある職員を配置し、児童の自立を支援するものである。 また、近年の社会経済情勢の変化に伴い、進学への意欲が高まってきたこと、入所児童の自立の促進、将来の選択の機会の拡大といった観点から、これに応える必要が生じている。そのため、これらの児童に対する学習指導の強化を図るものである。 2 事業内容 (1) 各施設に柔道、剣道等の有段者若しくはサッカー、テニス等の各種スポーツやダンス、演劇、音楽等の部門において相当な指導力を持つ者であって、児童の健全な育成に理解と情熱を有する者を配置し、年長児童に対し、各種スポーツやダンス等の表現活動について専門的指導を行う。

改正後	現 行
(2) 特別指導 各施設に柔道、剣道等の有段者若しくはサッカー、テニス等の各種スポーツやダンス、演劇、音楽等の部門において相当な指導力を持つ者であって、児童の健全な育成に理解と情熱を有する者を配置し、年長児童に対し、各種スポーツやダンス等の表現活動について専門的指導を行う。 3 指導についての留意事項 (1) 学習指導について <u>指導に当たっては、児童養護施設を措置解除され、家庭の事情等によりやむを得ず、施設内に居住している大学生等を講師として活用を図ること。その際に、謝金等を学習指導加算額の範囲内で支出して差し支えないものとする。</u> (2) スポーツや表現活動について <u>ア 指導内容は児童の性別、年齢、興味、関心及び発達状況等に留意し、体力や運動能力を増進するとともに、児童の創造的思考や協調性等を高めるものであること。</u> <u>イ 指導方法はいたずらに技術の向上に走ることなく、児童にスポーツや表現活動の楽しさを体得させることを基本とすること。</u> <u>ウ 指導効果を高めるため、他の職員との協調連携を図ること。</u> (3) (略) 4 実施施設 <u>(1) 指導員を配置する施設は「児童福祉施設最低基準」(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている施設であって次に掲げる施設に限るものとする。</u> <u>(2) 学習指導 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親</u> <u>(3) 特別指導 児童養護施設</u> 5. (略)	(2) 中学3年生に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う。 3 指導についての留意事項 (1) スポーツや表現活動について <u>ア 指導内容は児童の性別、年齢、興味、関心及び発達状況等に留意し、体力や運動能力を増進するとともに、児童の創造的思考や協調性等を高めるものであること。</u> <u>イ 指導方法はいたずらに技術の向上に走ることなく、児童にスポーツや表現活動の楽しさを体得させることを基本とすること。</u> <u>ウ 指導効果を高めるため、他の職員との協調連携を図ること。</u> (2) 学習指導について <u>指導に当たっては、児童養護施設を措置解除され、家庭の事情等によりやむを得ず、施設内に居住している大学生等を講師として活用を図ること。その際に、謝金等を学習指導加算額の範囲内で支出して差し支えないものとする。</u> (3) 指導員について 指導員の雇用の形態については、常勤、非常勤の別を問わないものである。 4 実施施設 指導員を配置する施設は「児童福祉施設最低基準」(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている施設に限るものとする。 5 経費について 指導員の配置に要する経費及び学習指導に必要な副教材費等の経費については、別に定める措置費の交付要綱により支弁されるものである。

改正後	現行
6 (削除)	6 経過措置について 昭和62年5月20日児発第453号本職通知「養護施設及び虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により心理面における指導を行っており、引き続き行う必要がある場合には、別に定める児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設に係る協議書により当課まで協議願いたい。
7 (削除)	7 附則 平成10年6月12日児発第456号通知「「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金」通知の施行について」の一部を次のように改正する。 第1の2の(5)及び(6)中「昭和62年5月20日児発第453号本職通知「養護施設及び虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」」を「平成10年6月25日児発本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」」に改める。

○新旧対照表(案)

改正後	現行
社 生 第 8 0 号 平成3年6月12日 〔一部改正〕平成20年 月 日雇児発第 号 各 都 道 府 県 知 事 殿 厚生省 社会局長 婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について 婦人保護事業の推進については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した自立生活を送ることができるための条件整備を図るため、今般、別紙のとおり「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」を定め平成3年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。 なお、この通知については、貴管内の市町村、婦人相談所及び婦人保護施設に対し、貴職からこの旨周知されるようお願いするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。 別紙 婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱 1 目的 婦人保護施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるようにすることを目的とする。 2 実施主体 都道府県とする。 3 実施施設 この事業を実施する施設は、婦人保護施設であって、当該年度当初において事業の対象者を10人以上有している施設の中から都道府県知事があらかじめ<u>指定して実施するものとする。</u> 4 対象者 婦人保護施設を退所して、自立した生活を送るうえで種々の問題を有しており、自立生活のための相談、指導等の援助を希望する者であって、かつ婦人相談所が<u>必要と認めた者とする。</u>	社 生 第 8 0 号 平成3年6月12日 各 都 道 府 県 知 事 殿 厚生省 社会局長 婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について 婦人保護事業の推進については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した自立生活を送ることができるための条件整備を図るため、今般、別紙のとおり「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱」を定め平成3年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。 なお、管下市町村、婦人相談所及び婦人保護施設に対し、貴職から通知されたい。 別紙 婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要綱 1 目的 婦人保護施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるようにすることを目的とする。 2 実施主体 都道府県とする。 3 実施施設 この事業を実施する施設は、婦人保護施設であって、事業の対象者を10人以上有している施設の中から都道府県知事があらかじめ<u>指定したものとする。</u> 4 対象者 婦人保護施設を退所して、自立した生活を送るうえで種々の問題を有している者で、自立生活のための相談、指導等の援助を希望する者とする。

5 実施方法等

- (1) 本事業を実施するに当たっては、実務上の責任者（以下、この職員を「生活援助指導員」という。）1人を、原則として当該施設の職員のうちから適当と判断される職員を選定して配置するものとする。
- (2) 生活援助指導員は、対象者が勤務する職場への訪問、対象者が勤務から戻る夜間又は祝休日等を利用した住居への訪問又は自立に当たっての関係機関への同行等の方法により、相談、指導等の援助に当たるものとする。

(3) 援助の内容

ア 実施期間は、対象者1人につき1年間とする。なお、必要があれば実施を更新することができる。

イ 実施施設は、生活援助指導員を中心として、次の援助を行うこと。

- (ア) 日常生活に対応する援助（食生活、健康管理、金銭管理、整理整頓等）
- (イ) 地域及び職場での対人関係に関する指導
- (ウ) 関係機関等の活用方法の指導や同行等による支援
- (エ) 家族、親戚との交流促進
- (オ) その他社会生活における相談、余暇指導等

ウ 生活援助指導員は、前記イに掲げる援助のほかに、次の業務を行うこと。

- (ア) 月間又は年間スケジュールの作成
- (イ) 個人別支援計画書及び指導台帳の作成
- (ウ) その他必要な事項

6 実施上の留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、婦人相談所、福祉事務所等関係機関や婦人保護団体等と連携を密にするとともに、地域社会の理解と協力を得られるよう配慮するものとする。
- (2) 他管内の婦人保護施設を退所した者が実施施設の周辺に居をかまえ、本事業を希望する者については、各々の婦人相談所及び婦人保護施設と相互の連携を密にし、効果的な実施が図られるよう配慮するものとする。
- (3) 生活援助指導員は、対象者1人につき、少なくとも月1回は住居又は職場等の訪問を行うものとし、特に濃密な援助が必要と思われる者に対しては、必要に応じて指導回数を多くするものとする。
- (4) 個人別支援計画書の作成に当たっては、事前に対象者と話し合うなどして、対象者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、必要に応じて見直しを行うこと。
- (5) 対象者が配偶者からの暴力被害者である場合には、加害者である配偶者からの追跡等が考えられることから、実施の際には十分配慮すること。

7 事業に対する補助

都道府県は、実施施設に対し、本事業に要する経費を支弁するものとする。

8 国の助成

国は、都道府県が本事業のために支出した経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

5 実施方法等

- (1) 本事業を実施するに当たっては、実務上の責任者（以下、この職員を「生活援助指導員」という。）1人を、原則として当該施設の職員のうちから適当と判断される職員を選定して配置するものとする。
- (2) 生活援助指導員は、対象者の来所又は電話等への対応、対象者が勤務する職場への訪問あるいは対象者が勤務から戻る夜間又は祝休日等を利用して住居を訪問するなどの方法により、相談、指導等の援助に当たるものとする。

(3) 援助の内容

ア 実施施設は、生活援助指導員を中心として、次の援助を行うこと。

- (ア) 日常生活に対応する援助（食生活、健康管理、金銭管理、整理整頓等）
- (イ) 地域及び職場での対人関係に関する指導
- (ウ) 関係機関等の活用方法の指導
- (エ) 家族、親戚との交流促進
- (オ) その他社会生活における相談、余暇指導等

イ 生活援助指導員は、前記アに掲げる援助のほかに、次の業務を行うこと。

- (ア) 月間又は年間スケジュールの作成
- (イ) 個人別プログラム及び指導台帳の作成
- (ウ) その他必要な事項

6 実施上の留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、福祉事務所等関係機関や婦人保護団体等と連携を密にするとともに、地域社会の理解と協力を得られるよう配慮するものとする。
- (2) 他管内の婦人保護施設を退所した者が実施施設の周辺に居をかまえ、本事業を希望する者については、各々の婦人相談所及び婦人保護施設と相互の連携を密にし、効果的な実施が図られるよう配慮するものとする。
- (3) 退所後1年未満のもの等、特に濃密な援助が必要と思われる者に対しては、必要に応じて指導回数を多くするものとする。

7 事業に対する補助

都道府県は、実施施設に対し、本事業に要する経費を支弁するものとする。

8 国の助成

国は、都道府県が本事業のために支出した経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

改正後	現行
児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知 〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知 〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次とおりに定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。 なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。 ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。（通則） この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年第令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」

改正後	現行
第1 用語の意義 1 略 2 略 3 略	の交付について定めることを目的とする。 第1 用語の意義 次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村又は児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号及び第8号又は第51条第2号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育につき法第45条の最低基準を維持するための費用（別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。 (1) 事務費 児童福祉施設（以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。 (2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置が停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。 2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外の者が設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。 ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。 3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあっては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であって、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。

改正後

4 略

5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。

- (1) 「16/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が16/100とされている地域とする。
- (2) 「13/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が13/100とされている地域とする。
- (3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。
- (4) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市、摂津市とする。
- (5) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域とする。
- (6) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び習志野市、八千代市、東久留米市とする。
- (7) 「7/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7/100とされている地域及び綾瀬市、座間市、大東市、松原市とする。
- (8) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
- (9) 「4/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。
- (10) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。
- (11) 「その他」とは(1)から(10)以外に属する地域とする。

現行

4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。

5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。

- (1) 「14.5/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が14.5/100とされている地域とする。
- (2) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。
- (3) 「11/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。
- (4) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市とする。
- (5) 「8.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8.5/100とされている地域とする。
- (6) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域とする。
- (7) 「7.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7.5/100とされている地域とする。
- (8) 「7/100」とは、岸和田市、大阪府忠岡町とする。
- (9) 「6.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6.5/100とされている地域とする。
- (10) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域（(8)の地域を除く。）及び大阪狭山市とする。
- (11) 「5.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5.5/100とされている地域とする。
- (12) 「5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域とする。
- (13) 「4.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4.5/100とされている地域及び習志野市、八千代市とする。
- (14) 「4/100」は北九州市、並びに狭山市とする。
- (15) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域（(14)の地域を除く。）及び蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市

改正後	現行
-23- 6 略 7 略 8 略 9 略	埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、広島県府中町とする。 (16) 「2.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が2.5/100とされている地域とする。 (17) 「2/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が2/100とされている地域とする。 (18) 「1/100」とは、小樽市、熱海市、伊東市、下関市、久留米市、飯塚市、伊勢原市、川西市とする。 (19) 「その他」とは(1)から(18)以外に属する地域とする。 6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。 7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。 8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1・2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児及び1・2歳児を除いたものをいう。 9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。 10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に

改正後

現行

略

限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の3、第7号及び第8号、第51条第2号、第53条、第55条及び第59条の4に規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1/4	1/4	1/2
		都道府県立施設		1/2	1/2
	都道府県、指定都市、中核市	都道府県立施設市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2
その他の施設里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1/2	1/2

-24-

改正後

現行

略

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること。

2 事務費の保護単価の設定方法

- (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院又は母子生活支援施設のその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

改正後

現行

略

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 小規模施設加算分保護単価	児童養護施設であって、別表2のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書に掲げる職員がおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)小規模施設加算分保護単価
2 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)職業指導員加算分保護単価
3 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
4 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子指導員」がおかれている定員20世帯の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価
5 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価
6 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)寒冷地加算分保護単価

-26-

改正後	現行		
略	単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
	7 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(24)事務用採暖費加算分保護単価
	8 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価
	9 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	一般分保護単価表（小規模施設加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、寒冷地加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）
	10除雪費	豪雪地帯特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価の 2 加算分保護単価の(25)除雪費加算分保護単価
	11降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価の 2 加算分保護単価の(26)降灰除去費加算分保護単価

改正後	現行
(2) 児童養護施設の乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、特別指導費加算分、学習指導加算分及び看護師加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員雇上費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の個別対応職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設の家庭支援専門相談員加算分及び小規模グループケア担当職員加算分、乳児院（定員50人以上）の家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分、保育機能強化加算分及び母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子指導員、少年指導員加算分、ボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。 なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。 (3) 略 (4) 略 3 略 4 略	(2) 児童養護施設の乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、特別指導費加算分及び学習指導加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員雇上費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の個別対応職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設の家庭支援専門相談員加算分及び小規模グループケア担当職員加算分、乳児院（定員50人以上）の家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分、保育機能強化加算分及び母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子指導員、少年指導員加算分、ボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。 なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。 (3) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。 (4) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。 3 事業費の保護単価の設定方法 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(19)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。 4 措置費等の支弁基準の設定方法 2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。 この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

改正後

現行

略

第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第8号及び第51条第2号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

改正後

現行

略

費目
の種類
第1欄

支弁対象児童等
第2欄

経費の使途
第3欄

各月の支弁額の算式
第4欄

(1)
事務費

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、又は一時保護所（一時保護の委託を受けた児童養護施設、児童自立支援施設及び乳児院を含む。）

施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費

(1) 次のアからタまでにより算定した額の合算額

ア 次の算式(1)及び乳児院については算式(2)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(3)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(4)）によって算定した額とする。

算式(1)

その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数）

算式(2)

2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数）－その月初日の2歳児措置児童数－その月初日の3歳以上児措置児童数〕＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児童数＋3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児童数

算式(3)

その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数）×支弁率

その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数
その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数

-30-

改正後

現行

略

費目
の種類
第1欄

支弁対象児童等
第2欄

経費の使途
第3欄

各月の支弁額の算式
第4欄

(1)事務費

算式(4)
その施設の月額保護単価×その協
定人員(その月初日において私的契
約者がるときは、その数を控除し
た数)

イ その月初日において、児童養護施
設に乳児、1・2歳児又は年少児が
それぞれ入所している場合には、次
の算式により算定した額。

算式

乳児、1・2歳児又は年少児加算分
月額保護単価×その月初日の乳児、
1・2歳児又は年少児数

ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、
情緒障害児短期治療施設、乳児院が
寒冷地手当支給規則の一部を改正す
る省令(平成16年総務省令第129号)
の施行(平成16年10月28日)前の寒
冷地手当支給規則(昭和39年総理府
令第33号)別表第1に掲げる旧5級
地である地域に所在する場合であつ
て、その月初日においてボイラーを
有し、かつ、ボイラー技士がおかれ
ている場合又はその他の地域に所在
する場合であつて、その初日におい
て「ボイラー及び圧力容器安全規則」
(昭和47年労働省令第33号)第1条
第1号に規定するボイラーを設置
しており、かつ、同規則第97条に規
定するボイラー技士免許を受けた者
が置かれている場合において、それ
ぞれボイラー技士1人分の雇上費と
して次の算式によって算定した額。

算式

ボイラー技士雇上費加算分月額保
護単価×アの算式により算定された
定員

エ 児童養護施設が別に定める基準に
該当する場合においては次の算式に
よって算定した額。

算式

特別指導費加算分月額保護単価×
アの算式により算定された定員

-31-

改正後

現行

費の 種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費の 種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			オ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。 算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数 カ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。 算式 看護師加算分保護単価×アの算式により算定した定員 キ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 小規模グループケア担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 ク 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した額。 ケ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。 算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 コ 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 個別対応職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 サ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員	(1) 事務費			オ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。 算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数 カ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 小規模グループケア担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 キ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した額。 ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合においては、次の算式によって算定した額。 算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 ケ 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 個別対応職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 コ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合においては次の算式によって算定した額。 算式 家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員

改正後				現行			
費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1)事務費			シ 乳児院が別に定める基準に該当する る場合においては次の算式によって 算定した額。 算式 乳児院（定員50人以上）の家庭支 援専門相談員加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員 ス 母子生活支援施設が別に定める基 準に該当する場合においては次の算 式により算定した額。 算式 特別生活指導費加算分月額保護単 価×アの算式により算定した定員 セ 母子生活支援施設が別に定める基 準に該当する場合においては次の算 式によって算定した額。 算式 夜間警備体制強化加算分月額保護 単価×アの算式により算定した定員 ソ 母子生活支援施設が別に定める基 準に該当する場合においては、次の 算式によって算定した額。 算式 保育機能強化加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員 タ 母子生活支援施設が別に定める基 準に該当する場合においては、次の 算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設（定員40世帯以 上）母子指導員、少年指導員加算分 保護単価 ×アの算式により算定した額。 チ その施設において別に定める基準 に該当する場合においては次の算式 により算定した額。 算式 単身赴任手当加算分月額保護単価 ×アの算式により算定された定員	(1)事務費			サ 乳児院が別に定める基準に該当す る場合においては次の算式によって 算定した額。 算式 乳児院（定員50人以上）の家庭支 援専門相談員加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員 シ 母子生活支援施設が別に定める基 準に該当する場合においては次の算 式により算定した額。 算式 特別生活指導費加算分月額保護単 価×アの算式により算定した定員 ス 母子生活支援施設が別に定める基 準に該当する場合においては次の算 式によって算定した額。 算式 夜間警備体制強化加算分月額保護 単価×アの算式により算定した定員 セ 母子生活支援施設が別に定める基 準に該当する場合においては、次の 算式によって算定した額。 算式 保育機能強化加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員 ソ 母子生活支援施設が別に定める基 準に該当する場合においては、次の 算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設（定員40世帯以 上）母子指導員、少年指導員加算分 保護単価 ×アの算式により算定した額。 タ その施設において別に定める基準 に該当する場合においては次の算式 により算定した額。 算式 単身赴任手当加算分月額保護単価 ×アの算式により算定された定員

改正後	現行			
略	費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
	(1) 事務費			(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。 算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分） (3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。 ア 次ににより算出した利用定員が該当する保護単価。 $\left\{ \left[\frac{\text{前年度の一時保護延べ人日}}{12 \text{ 月} / 30.4} \right] \left(\text{小数点以下第1位の数値を切り上げる} \right) \times 1.205 \right\} \left(\text{小数点以下第1位の数値を四捨五入} \right)$ イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護所処遇促進加算分保護単価 ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)の別表に定める支給地域に所在する場合 一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。

改正後

費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			(4) 児童養護施設、児童自立支援施設及び乳児院において、暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において、認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び、肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。 〔その施設の月額保護単価／30.4（10円未満の端数は切り捨て）×その月の受託延べ日数〕

現行

費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			(4) 児童養護施設、児童自立支援施設及び乳児院において、暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合の支弁額は、次の算式により算定した額とする。 〔その施設の月額保護単価／30.4（10円未満の端数は切り捨て）×その月の受託延べ日数〕

改正後

現行

略

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(2) 一般生活費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院の措置児童（情緒障害児短期治療施設の通所による措置児童を除く。以下同じ。）、里親の委託措置児童、一時保護所の一時保護児童（一時保護委託を含む）の一時保護児童 母子生活支援施設の入所者 母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費 その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費 その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、里親又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）

-36-

現行

費目 種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄																				
(2)			一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分 54,730円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>47,430円</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>47,860円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分 48,080円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分 47,680円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳児院</td> <td>3才未満児分 54,730円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児分 47,430円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">母子生活支援施設</td> <td>入所者 3,550円</td> </tr> <tr> <td>保育室保育入所児童</td> </tr> <tr> <td>3歳未満児 8,890円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児 5,500円</td> </tr> </table> 算式(2) $\frac{\text{乳児院病弱等児童加算月額}}{\text{基準による病弱等措置児童数}} \times \text{その月の委託措置児童数}$ (2) 又、その里親に解除の措置があった場合、委託 又、その里親に解除の措置が初あった日(1歳未満乳児はそ の満了の日)以後の月については、乳児以外の児童にか わらず、次の算式により算定した額。 $\left(\frac{(1) \text{の里親の一般生活費月額保護単価}}{(30.4) \times \text{その月の委託措置児童延人数}} \right) \times \text{措置児童数}$ (3) 又、その里親に解除の措置が初あった日(1歳未満乳児はそ の満了の日)以後の月については、乳児以外の児童にか わらず、次の算式により算定した額。 $\left(\frac{(1) \text{の里親の一般生活費月額保護単価}}{(30.4) \times \text{その月の委託措置児童延人数}} \right) \times \text{措置児童数}$	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 54,730円	乳児以外分 47,430円	児童自立支援施設	47,430円	情緒障害児短期治療施設	47,860円	里親	乳児分 48,080円	乳児以外分 47,680円	乳児院	3才未満児分 54,730円	3歳以上児分 47,430円	母子生活支援施設	入所者 3,550円	保育室保育入所児童	3歳未満児 8,890円	3歳以上児 5,500円
施設種別	一般生活費(月額)																						
児童養護施設	乳児分 54,730円																						
	乳児以外分 47,430円																						
児童自立支援施設	47,430円																						
情緒障害児短期治療施設	47,860円																						
里親	乳児分 48,080円																						
	乳児以外分 47,680円																						
乳児院	3才未満児分 54,730円																						
	3歳以上児分 47,430円																						
母子生活支援施設	入所者 3,550円																						
	保育室保育入所児童																						
	3歳未満児 8,890円																						
	3歳以上児 5,500円																						

改正後

現行

略

費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(2) 一般生活費	里親の委託措置児童	里親が一時的な休息の支援を受ける場合にその児童に係る日常生活に必要となる諸費用	ただし、次の算式により算定した額。 算式 (1) 一般生活費月額保護単価$\div$30.4) $\times$その月の措置児童(者)延人員数 (4) 一時保護所(一時保護委託を含む)の場合 次の算式により算定した額。 算式 法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数$\times$1,560円(児童が乳児の場合、延児童数$\times$1,800円) 法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数$\times$3,150円 (ただし、6か月以内に措置の変更をする場合を除く) 里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。 算式 別に定める基準による延児童数$\times$5,500円
(3) 被虐待児童受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童福祉施設、児童相談所、児童医療機関、児童発達支援センター、児童精神科医療機関、児童更生施設、児童労働者救済施設、児童生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設	その児童(世帯)を支援する職員等の雇用に関する必要経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設 算式(1) 別に定める基準による児童数$\times$月額26,200円 一時保護委託児童 算式(2) 別に定める基準による児童数$\times$日額860円
(4) 助産施設等基本生活保障費	ア点 助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務経費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合には、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。

-38-

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(4) 助産施設基本分保護費	ア 点数分 イ 点分 以外 の分		イ 略	(4) 助産施設基本分保護費	ア 点数分 イ 点分 以外 の分		イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。 なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。 注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(12)の費目の項に定めるところによる。
		(ア) 分娩介助料 助産施設の入所妊産婦	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき129,730円を限度として支弁できる。			(ア) 分娩介助料 助産施設の入所妊産婦	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき125,220円を限度として支弁できる。
		(イ) 胎盤処置料	略			(イ) 胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
		(ウ) 新生児介補料	略			(ウ) 新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。
	略	略	略		(5) 教育費	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部）の教育を含む。）	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(4)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式

改正後

現行

略

費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄								
(5) 教育費			算式(5) 特別加算費年額保護単価57,300円× 特別支援学校の高等部第1学年入学措 置児童数								
(6) 学 校 給 食 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は、里親の委託措置児童であつて、学校給食を実施し、義務教育諸学校又は特別支援学校中のもの。	その児童のそ の学校給食に 必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部 から学校給食費として徴収される実費を 合算した額。								
(7) 見 学 旅 行 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は、里親の委託措置児童であつて、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見 学旅行に直接 必要な交通費、 宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護 単価×その月の学年別見学旅行参加措 置児童数 見学旅行費保護単価表 (措置児童(者) 1人当たり)								
		<table><tr><th>学 年 別</th><th>保護単価(年額)</th></tr><tr><td>小学校第6学年</td><td>20,600円</td></tr><tr><td>中学校第3学年</td><td>55,900円</td></tr><tr><td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含 む。)</td><td>108,200円</td></tr></table>		学 年 別	保護単価(年額)	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含 む。)	108,200円
学 年 別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	20,600円										
中学校第3学年	55,900円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含 む。)	108,200円										
(8) 支 入 度 進 学 金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措	その児童の入 進学に際して 必要な学用品 等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額 とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保 護単価×学年別入進学措置児童数								

改正後

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄						
略	略		略						
(9) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校に在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等 (2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>公私別</th><th>保護単価(月額)</th></tr> <tr> <td>国・公立高等学校</td><td>22,270円</td></tr> <tr> <td>私立高等学校</td><td>32,970円</td></tr> </table> 算式(2) 特別加算費年額保護単価57,700円×高等学校第1学年入学措置児童数	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円
公私別	保護単価(月額)								
国・公立高等学校	22,270円								
私立高等学校	32,970円								
略	略		略						

現行

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄						
(8) 入進学支度金	措置児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。		入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table><tr><th>学 年 別</th><th>保護単価 (年額)</th></tr><tr><td>小学校第1学年入学児童</td><td>39,500円</td></tr><tr><td>中学校第1学年進学児童</td><td>46,100円</td></tr></table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年進学児童	46,100円
学 年 別	保護単価 (年額)								
小学校第1学年入学児童	39,500円								
中学校第1学年進学児童	46,100円								
(9) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校に在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等 (2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table><tr><th>公私別</th><th>保護単価 (月額)</th></tr><tr><td>国・公立高等学校</td><td>22,270円</td></tr><tr><td>私立高等学校</td><td>32,970円</td></tr></table> 算式(2) 特別加算費年額保護単価57,300円×高等学校第1学年入学措置児童数	公私別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円
公私別	保護単価 (月額)								
国・公立高等学校	22,270円								
私立高等学校	32,970円								
(10) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、義務教育諸学校に在学しているもの又は、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,000円×夏季等特別行事参加措置児童数						

改正後

現行

略

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
	臨海、林間学校等の 行事に参加する もの。		
(11) 期 末 一 時 扶 助 費	児童養護施設、児童 自立支援施設、 情緒障害児短期治 療施設、乳児院の 措置児童、里親の 委託措置児童又は 一時保護所の一時 保護児童	その児童の年 末における被 服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12 月分の措置費等又は一時保護所費として 支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,070 円×12月初日の措置又は一時保護児童 数
(12) 医 療 費	児童養護施設、児童 自立支援施設、 情緒障害児短期治 療施設、乳児院、 助産施設の措置児 童等、里親の委託 措置児童等、又は 一時保護所の一時 保護児童であって、 疾病等により医師、 歯科医師等によっ て診察、治療、投 薬、手術等の医療 を受けるためその 支弁を必要と認め られるもの。	その児童等の 医療に必要な 経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児 童等につき、診療報酬の算定方法及び入 院時食事療養費の算定基準に準じて算定 した額（その医療機関が社会保険の指定 医療機関であり、かつ、その措置児童等 が社会保険の被扶養者等である場合にお いては、その社会保険において給付が行 われる額を控除した額とする。）を合算し た額。 なお、その措置児童等の看護、移送等 に要する費用についても健康保険法の取 扱いの場合に準じて支弁して差し支えな い。
(13) 職 業 補 導 費	児童養護施設、児童 自立支援施設、 情緒障害児短期治 療施設の措置児童、 又は里親の委託措 置児童であって義 務教育を終了した 後、公共職業訓練 施設等の職業補導 機関に通うもの。	次に掲げる経 費 (1) その児童 の交通費 (2) その児童 に係る教科 書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるそ の措置児童が最も経済的な通常の経路及 び方法により通う場合のその普通旅客運 賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合 にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価4,800円×そ の月の職業補導機関に通っている措置児 童数

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
略	略	略	略
就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価73,000円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄																								
(14) 児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくは母子生活支援施設の措置児童等又は里親の委託措置児童等	その児童の冬の採暖に必要な経費	次の算式によって算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>施設種別 級地別</th><th>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親</th><th>乳児院</th><th>母子生活支援施設</th></tr> <tr> <td>旧5級地</td><td>6,820円</td><td>7,210円</td><td>1,130円</td></tr> <tr> <td>旧4級地</td><td>5,220</td><td>5,660</td><td>960</td></tr> <tr> <td>旧3級地</td><td>3,380</td><td>3,590</td><td>590</td></tr> <tr> <td>旧2級地</td><td>2,520</td><td>2,620</td><td>380</td></tr> <tr> <td>その他の地域</td><td>1,260</td><td>1,260</td><td>190</td></tr> </table> (注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。	施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親	乳児院	母子生活支援施設	旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円	旧4級地	5,220	5,660	960	旧3級地	3,380	3,590	590	旧2級地	2,520	2,620	380	その他の地域	1,260	1,260	190
施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親	乳児院	母子生活支援施設																								
旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円																								
旧4級地	5,220	5,660	960																								
旧3級地	3,380	3,590	590																								
旧2級地	2,520	2,620	380																								
その他の地域	1,260	1,260	190																								
(15) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価71,000円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数																								

-44-

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(16) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価 73,000円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護 単価137,510円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数
略	略	略	略
略	略	略	略

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(16) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価 71,000円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護 単価137,510円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数
葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくは乳児院の措置児童又は里親の委託措置児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が153,900円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは8,940円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価153,900円×死亡児数
連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設その月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費 支給規定に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(19) 里親親手受当託・支度費	里親委託措置児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに委託措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価34,000円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価90,200円×その月の措置児童数 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数	(19) 里親親手受当託・支度費	里親委託措置児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに委託措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価34,000円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価90,200円×その月の措置児童数 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価31,500円×新規委託措置児童数
3 略				3 定員外支弁の禁止 事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。			
第5 略				第5 徴収金基準額 1 各月の基準額の算定方法 各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。			

改正後	現行
略	2 各月の支弁額の算定方法 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。 ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。 なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。 算 式 (1) その施設の事務費の月額保護単価(乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。) + 事業費の各費目(里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。)のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額 算 式 (2) $[(\text{事務費の月額保護単価} + \text{事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額}) \div \text{その月の日数}] \times \text{その月の措置児童等在籍日数} + \text{月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額}$ 第6 端数計算の方法 この国庫負担金における金額の計算課程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。 ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

改正後	現行
略	第7 保護単価等の特例措置 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。 第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置 児童福祉法の一部改正（平成9年法律第74号）により、児童養護施設へ移行することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。 第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置 児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

改正後

表 児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	入所施設 徴収金基準額 (月 額)	母子生活支援施設 徴収金基準額 (月 額)
階層 区分	定 義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200
C1	A 階層及び D 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、 均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500
C2	その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 所得割の額がある世帯	2,200
D1	30,000円以下	6,600
D2	30,001円から80,000円まで	3,300
D3	80,001円から140,000円まで	9,000
D4	140,001円から280,000円まで	13,500
D5	280,001円から500,000円まで その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	18,700
		9,300
		29,000
		14,500
		20,600

現行

表 児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	入所施設 徴収金基準額 (月 額)	母子生活支援施設 徴収金基準額 (月 額)
階層 区分	定 義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）	0円
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200
C1	A 階層及び D 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、 均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500
C2	その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 所得割の額がある世帯	2,200
D1	30,000円以下	6,600
D2	30,001円から80,000円まで	3,300
D3	80,001円から140,000円まで	9,000
D4	140,001円から280,000円まで	13,500
D5	280,001円から500,000円まで その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	18,700
		9,300
		29,000
		14,500
		20,600

改正後

現行

略

D6

500,001円から
800,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が54,200円
を超えるときは
54,200円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額 (全
額徴収。ただし、
その額が27,100円
を超えるときは
27,100円とする。)

D7

800,001円から
1,160,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が68,700円
を超えるときは
68,700円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額 (全
額徴収。ただし、
その額が34,300円
を超えるときは
34,300円とする。)

D8

1,160,001円から
1,650,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が85,000円
を超えるときは
85,000円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額 (全
額徴収。ただし、
その額が42,500円
を超えるときは
42,500円とする。)

D9

1,650,001円から
2,260,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が102,900
円を超えるときは
102,900円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額 (全
額徴収。ただし、
その額が51,400円
を超えるときは
51,400円とする。)

D10

2,260,001円から
3,000,000円まで

その月のその措置
児童等にかかる措
置費等の支弁額
(全額徴収。ただし、
その額が122,500
円を超えるときは
122,500円とする。)

その月のその入所
世帯にかかる措置
費等の支弁額 (全
額徴収。ただし、
その額が61,200円
を超えるときは
61,200円とする。)

-50-

改正後					現行				
D11		3,000,001円から 3,960,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が143,800 円を超えるときは 143,800円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額 (全 額徴収。ただし、 その額が71,900円 を超えるときは 71,900円とする。)	D11		3,000,001円から 3,960,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が143,800 円を超えるときは 143,800円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額 (全 額徴収。ただし、 その額が71,900円 を超えるときは 71,900円とする。)
D12		3,960,001円から 5,030,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が166,600 円を超えるときは 166,600円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額 (全 額徴収。ただし、 その額が83,300円 を超えるときは 83,300円とする。)	D12		3,960,001円から 5,030,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が166,600 円を超えるときは 166,600円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額 (全 額徴収。ただし、 その額が83,300円 を超えるときは 83,300円とする。)
D13		5,030,001円から 6,270,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が191,200 円を超えるときは 191,200円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額 (全 額徴収。ただし、 その額が95,600円 を超えるときは 95,600円とする。)	D13		5,030,001円から 6,270,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が191,200 円を超えるときは 191,200円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額 (全 額徴収。ただし、 その額が95,600円 を超えるときは 95,600円とする。)
D14		6,270,001円以上	全額徴収	全額徴収	D14		6,270,001円以上	全額徴収	全額徴収
備	1 略				備	1 この表の C 1 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2 階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。			
考	2 この表の D 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 略 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項 (3) 略 3 略				考	2 この表の D 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、 <u>所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に課すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。</u> ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設及び里親をいう。			

改正後

現行

4 略

4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

- (1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯
 (2) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

- (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）（以下「1218002号通知」という。）の別表4-1障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額で

5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）（以下「1218002号通知」という。）の別表4-1障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）に定める

備

備

考

考

改正後

知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく1218002号通知の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 略

備

考

現行

ある場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく1218002号通知の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が16,800円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（以下「出産一時金」という。）が、350,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が16,800円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

備

考

改正後								現行											
別表1 事務費の保護単価 〔児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり〕表 1 一般分保護単価								別表1 事務費の保護単価 〔児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり〕表 1 一般分保護単価											
(1)児童養護施設								(1)児童養護施設											
地域区分		18/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	地域区分		14.5/100	12/100	11/100	10/100	9.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員		円	円	円	円	円	円	定員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで		168,580	165,240	164,120	161,880	160,770	159,650	30人まで		168,500	163,720	162,800	161,480	159,820	159,260	158,700	158,140	157,580	157,020
31 ～ 40人		149,460	146,460	145,460	143,460	142,460	141,450	31 ～ 40人		147,590	145,100	144,100	143,100	141,810	141,110	140,810	140,110	139,810	139,110
41 ～ 50		137,800	134,960	134,010	132,120	131,180	130,230	41 ～ 50		136,030	133,980	132,730	131,790	130,380	129,910	129,440	128,960	128,490	128,020
51 ～ 60		133,720	130,960	130,040	128,200	127,280	126,360	51 ～ 60		132,910	129,720	128,800	127,880	126,510	126,050	125,590	125,130	124,680	124,220
61 ～ 70		129,640	126,960	126,070	124,280	123,360	122,500	61 ～ 70		127,980	125,750	124,860	123,970	122,640	122,190	121,750	121,300	120,860	120,410
71 ～ 80		125,560	122,980	122,090	120,360	119,500	118,630	71 ～ 80		123,950	121,780	120,930	120,060	118,770	118,340	117,910	117,470	117,040	116,610
81 ～ 90		121,480	118,960	118,120	116,440	115,600	114,760	81 ～ 90		119,920	117,820	116,990	116,150	114,900	114,480	114,050	113,640	113,220	112,800
91 ～ 100		117,400	114,960	114,150	112,520	111,710	110,900	91 ～ 100		115,890	113,860	113,050	112,240	111,030	110,620	110,220	109,810	109,410	109,000
101 ～ 110		115,730	113,320	112,510	110,900	110,100	109,300	101 ～ 110		114,230	112,230	111,430	110,630	109,430	109,030	108,630	108,230	107,820	107,420
111 ～ 120		114,060	111,670	110,860	109,280	108,490	107,700	111 ～ 120		112,580	110,600	109,810	109,020	107,830	107,430	107,030	106,640	106,240	105,850
121 ～ 130		112,390	110,020	109,240	107,670	106,880	106,100	121 ～ 130		110,930	108,970	108,180	107,400	106,230	105,840	105,440	105,050	104,660	104,270
131 ～ 140		110,710	108,380	107,610	106,050	105,280	104,500	131 ～ 140		109,270	107,340	106,560	105,780	104,630	104,240	103,850	103,470	103,080	102,690
141 ～ 150		109,040	106,740	105,970	104,430	103,670	102,900	141 ～ 150		107,620	105,710	104,940	104,160	103,030	102,650	102,260	101,880	101,500	101,110
151 ～ 160		108,380	106,090	105,320	103,800	103,030	102,270	151 ～ 160		106,960	105,060	104,300	103,540	102,400	102,020	101,640	101,260	100,880	100,500
161 ～ 170		107,710	105,430	104,680	103,180	102,400	101,640	161 ～ 170		106,310	104,420	103,660	102,900	101,770	101,390	101,010	100,640	100,260	99,880
171 ～ 180		107,040	104,780	104,030	102,520	101,770	101,010	171 ～ 180		105,650	103,770	103,020	102,270	101,140	100,760	100,390	100,010	99,640	99,260
181 ～ 190		106,380	104,130	103,380	101,880	101,130	100,390	181 ～ 190		104,990	103,130	102,380	101,630	100,510	100,140	99,760	99,390	99,020	98,640
191人以上		105,710	103,480	102,740	101,250	100,500	99,760	191人以上		104,330	102,480	101,740	101,000	99,860	99,510	99,140	98,770	98,400	98,030

地域区分						地域区分											
定員		7/100	6/100	4/100	3/100	その他	定員		5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで		158,530	157,410	155,180	154,060	150,700	30人まで		158,470	155,910	155,380	154,800	153,680	153,130	152,570	151,460	150,340
31 ～ 40人		140,450	139,450	137,450	136,450	133,440	31 ～ 40人		138,610	136,110	137,610	137,110	136,120	135,620	135,120	134,120	133,120
41 ～ 50		123,290	122,340	120,450	119,500	116,650	41 ～ 50		122,550	120,060	121,610	121,110	120,130	119,630	119,130	118,130	117,130
51 ～ 60		125,440	124,520	122,690	121,770	119,010	51 ～ 60		123,780	121,300	122,840	122,340	121,370	120,870	120,370	119,370	118,370
61 ～ 70		121,800	120,710	118,930	118,030	115,360	61 ～ 70		119,970	117,520	119,080	118,580	117,740	117,240	116,850	115,960	115,070
71 ～ 80		117,760	116,800	115,170	114,300	111,700	71 ～ 80		116,180	113,750	115,310	114,810	114,020	113,590	113,160	112,280	111,430
81 ～ 90		113,920	113,080	111,490	110,570	108,050	81 ～ 90		112,390	110,970	111,550	111,130	110,290	109,860	109,460	108,620	107,780
91 ～ 100		110,080	109,270	107,640	106,830	104,490	91 ～ 100		108,600	107,180	107,780	107,380	106,570	106,160	105,760	104,950	104,140
101 ～ 110		106,480	105,690	104,060	103,280	101,060	101 ～ 110		107,020	105,620	106,220	105,820	105,020	104,620	104,220	103,420	102,620
111 ～ 120		108,900	108,110	106,520	105,720	103,340	111 ～ 120		109,450	108,050	108,650	108,250	107,450	107,070	106,680	105,880	105,090
121 ～ 130		105,310	104,530	102,950	102,170	99,810	121 ～ 130		103,880	102,480	103,080	102,700	101,920	101,530	101,140	100,350	99,570
131 ～ 140		103,720	102,950	101,380	100,610	98,280	131 ～ 140		102,300	100,920	101,520	101,140	100,370	99,980	99,600	98,820	98,050
141 ～ 150		102,130	101,360	99,800	99,030	96,780	141 ～ 150		100,730	99,350	99,970	99,590	98,820	98,440	98,050	97,290	96,520
151 ～ 160		101,510	100,740	99,220	98,450	96,170	151 ～ 160		100,110	98,740	99,360	98,970	98,210	97,830	97,450	96,690	95,930
161 ～ 170		100,890	100,130	98,610	97,850	95,570	161 ～ 170		99,500	98,120	98,750	98,370	97,610	97,230	96,860	96,100	95,340
171 ～ 180		100,260	99,510	98,000	97,240	94,980	171 ～ 180		98,880	97,510	98,130	97,750	97,010	96,630	96,260	95,500	94,750
181 ～ 190		99,640	98,890	97,390	96,640	94,390	181 ～ 190		98,270	96,900	97,520	97,150	96,400	96,030	95,660	94,910	94,160
191人以上		99,010	98,270	96,780	96,030	93,800	191人以上		97,650	96,280	96,910	96,540	95,800	95,430	95,060	94,320	93,570

改正後

(2)児童自立支援施設

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	220,880	216,920	215,570	212,870	211,520	210,170
31～40人	199,380	195,640	194,400	191,910	190,660	189,420
41～50	185,240	181,640	180,440	178,030	176,830	175,630
51～60	178,810	175,300	174,120	171,780	170,610	169,440
61～70	172,380	168,950	167,810	165,530	164,390	163,250
71～80	165,950	162,610	161,500	159,280	158,160	157,050
81～90	159,520	156,270	155,190	153,020	151,940	150,860
91～100	153,090	149,930	148,880	146,770	145,720	144,670
101～110	151,750	148,610	147,570	145,470	144,420	143,380
111～120	150,420	147,300	146,260	144,170	143,130	142,090
121～130	149,090	145,980	144,950	142,870	141,840	140,800
131～140	147,760	144,670	143,640	141,570	140,540	139,510
141～150	146,430	143,350	142,330	140,270	139,250	138,220
151～160	145,100	142,030	141,010	138,960	137,940	136,920
161～170	144,660	141,610	140,600	138,570	137,550	136,540
171～180	143,780	140,750	139,740	137,710	136,710	135,690
181～190	142,890	139,880	138,870	136,860	135,860	134,850
191人以上	142,010	139,010	138,010	136,010	135,010	134,010

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
30人まで	208,820	207,470	204,770	203,420	199,370
31～40人	188,170	186,930	184,440	183,190	179,450
41～50	174,430	173,230	170,830	169,620	166,020
51～60	168,270	167,090	164,750	163,580	160,060
61～70	162,100	160,960	158,680	157,540	154,110
71～80	155,940	154,830	152,600	151,480	148,160
81～90	149,780	148,700	146,530	145,450	142,200
91～100	143,610	142,560	140,460	139,400	136,250
101～110	142,330	141,280	139,190	138,140	135,000
111～120	141,050	140,000	137,920	136,880	133,750
121～130	139,760	138,730	136,650	135,620	132,510
131～140	138,480	137,450	135,390	134,350	131,260
141～150	137,200	136,170	134,120	133,090	130,010
151～160	136,360	135,340	133,300	132,270	129,210
161～170	135,520	134,510	132,470	131,460	128,410
171～180	134,680	133,670	131,650	130,640	127,610
181～190	133,850	132,840	130,830	129,830	126,810
191人以上	133,010	132,010	130,010	129,010	126,010

現行

(2)児童自立支援施設

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	218,460	215,100	213,750	212,400	210,390	209,710	209,040	208,370	207,690	207,020
31～40人	197,060	193,960	192,720	191,480	189,620	188,990	188,370	187,750	187,130	186,510
41～50	183,010	180,020	178,820	177,620	175,830	175,230	174,630	174,030	173,430	172,830
51～60	178,640	173,720	172,550	171,380	169,630	169,050	168,460	167,880	167,300	166,710
61～70	170,260	167,420	166,280	165,140	163,430	162,870	162,300	161,730	161,160	160,590
71～80	163,890	161,120	160,010	158,900	157,240	156,680	156,130	155,570	155,020	154,470
81～90	157,510	154,810	153,740	152,660	151,040	150,500	149,960	149,420	148,880	148,340
91～100	151,140	148,510	147,470	146,420	144,840	144,320	143,790	143,270	142,740	142,220
101～110	149,820	147,210	146,160	145,120	143,550	143,030	142,510	141,990	141,470	140,940
111～120	148,490	145,900	144,860	143,820	142,260	141,740	141,220	140,710	140,190	139,670
121～130	147,170	144,590	143,560	142,520	140,970	140,460	139,940	139,420	138,910	138,390
131～140	145,850	143,280	142,250	141,230	139,680	139,170	138,660	138,140	137,630	137,110
141～150	144,530	141,970	140,950	139,930	138,390	137,880	137,370	136,860	136,350	135,840
151～160	143,660	141,110	140,090	139,080	137,550	137,040	136,530	136,020	135,520	135,010
161～170	142,780	140,250	139,240	138,230	136,710	136,200	135,700	135,190	134,680	134,180
171～180	141,910	139,390	138,380	137,380	135,860	135,360	134,860	134,350	133,850	133,350
181～190	141,030	138,530	137,530	136,530	135,020	134,520	134,020	133,520	133,020	132,520
191人以上	140,160	137,670	136,670	135,670	134,180	133,680	133,180	132,680	132,190	131,690

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	206,350	205,670	205,000	204,330	202,980	202,310	201,640	200,290	198,940
31～40人	185,890	185,270	184,650	184,030	182,790	182,170	181,550	180,310	179,060
41～50	172,240	171,640	171,040	170,440	169,240	168,640	168,040	166,850	165,650
51～60	166,130	165,550	164,960	164,380	163,210	162,630	162,040	160,870	159,710
61～70	160,020	159,450	158,880	158,310	157,170	156,610	156,040	154,900	153,760
71～80	153,910	153,360	152,800	152,250	151,140	150,590	150,030	148,920	147,820
81～90	147,800	147,260	146,720	146,190	145,110	144,570	144,030	142,950	141,870
91～100	141,700	141,170	140,650	140,120	139,070	138,550	138,020	136,980	135,930
101～110	140,420	139,900	139,380	138,860	137,810	137,290	136,770	135,720	134,680
111～120	139,150	138,630	138,110	137,590	136,550	136,030	135,510	134,470	133,440
121～130	137,870	137,360	136,840	136,320	135,290	134,770	134,260	133,220	132,190
131～140	136,600	136,090	135,570	135,060	134,030	133,520	133,000	131,970	130,950
141～150	135,330	134,820	134,300	133,790	132,770	132,260	131,750	130,720	129,700
151～160	134,500	133,990	133,480	132,970	131,950	131,450	130,940	129,920	128,900
161～170	133,670	133,170	132,660	132,150	131,140	130,640	130,130	129,120	128,100
171～180	132,840	132,340	131,840	131,330	130,330	129,820	129,320	128,310	127,300
181～190	132,020	131,520	131,020	130,520	129,510	129,010	128,510	127,510	126,510
191人以上	131,190	130,690	130,190	129,690	128,700	128,200	127,700	126,700	125,710

改正後

(3)乳児院(2歳未満児用)

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
15人まで	535,370	524,440	520,780	513,510	509,880	506,220
16 ~ 20人	482,330	472,200	468,820	462,070	458,690	455,320
21 ~ 25	424,130	415,190	412,200	406,240	403,260	400,280
26 ~ 30	412,390	403,640	400,730	394,900	391,980	389,070
31 ~ 35	400,820	392,310	389,470	383,790	380,950	378,110
36 ~ 40	389,260	380,970	378,210	372,680	369,920	367,160
41 ~ 45	377,690	369,630	366,940	361,570	358,880	356,190
46 ~ 50	366,120	358,280	355,680	350,460	347,850	345,230
51 ~ 55	354,550	346,820	344,260	338,940	336,340	333,740
56 ~ 60	342,980	335,350	332,860	327,680	324,640	321,600
61 ~ 65	331,410	323,880	321,460	316,340	313,300	310,260
66 ~ 70	319,840	312,410	310,040	305,020	302,140	299,260
71 ~ 75	308,270	300,940	298,620	293,740	290,900	288,060
76 ~ 80	296,700	289,470	287,210	282,460	279,740	277,020
81 ~ 85	285,130	278,000	275,820	271,240	268,660	266,080
86 ~ 90	273,560	266,530	264,410	260,000	257,580	255,160
91 ~ 95	261,990	255,060	252,990	248,640	246,360	244,080
96人以上	250,420	243,590	241,560	237,360	235,220	233,080

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
15人まで	502,570	498,930	491,640	488,000	477,060
16 ~ 20人	451,940	448,560	441,810	438,430	428,300
21 ~ 25	397,290	394,310	388,350	385,370	376,420
26 ~ 30	386,160	383,250	377,420	374,500	365,760
31 ~ 35	375,280	372,440	366,760	363,920	355,410
36 ~ 40	364,390	361,630	356,110	353,340	345,060
41 ~ 45	353,510	350,820	345,450	342,760	334,700
46 ~ 50	342,620	340,010	334,790	332,180	324,350
51 ~ 55	331,740	329,210	324,080	321,560	313,820
56 ~ 60	320,850	318,410	313,380	310,900	303,260
61 ~ 65	309,960	307,610	302,680	300,240	292,700
66 ~ 70	299,070	296,810	291,980	289,580	282,140
71 ~ 75	288,180	285,990	281,260	278,920	271,580
76 ~ 80	277,290	275,160	270,530	268,240	260,900
81 ~ 85	266,400	264,330	259,790	257,540	250,200
86 ~ 90	255,510	253,490	249,040	246,840	239,500
91 ~ 95	244,620	242,650	238,280	236,140	228,800
96人以上	233,730	231,810	227,520	225,420	218,080

現行

(3)乳児院(2歳未満児用)

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
15人まで	528,590	519,510	515,880	512,250	506,800	504,980	503,160	501,350	499,530	497,720
16 ~ 20人	476,060	467,640	464,280	460,910	455,860	454,180	452,500	450,810	449,130	447,450
21 ~ 25	418,600	411,170	408,200	405,220	400,760	399,280	397,790	396,310	394,820	393,330
26 ~ 30	406,980	399,720	396,820	393,910	389,560	388,100	386,650	385,200	383,750	382,290
31 ~ 35	395,560	388,490	385,660	382,830	378,590	377,170	375,760	374,340	372,930	371,510
36 ~ 40	384,140	377,250	374,500	371,750	367,620	366,240	364,860	363,490	362,110	360,730
41 ~ 45	372,720	366,020	363,340	360,660	356,650	355,310	353,970	352,630	351,290	349,950
46 ~ 50	361,290	354,790	352,180	349,580	345,680	344,370	343,070	341,770	340,470	339,170
51 ~ 55	350,040	343,570	340,980	338,390	334,510	333,210	331,920	330,620	329,330	328,030
56 ~ 60	338,790	332,350	329,760	327,170	323,290	322,000	320,710	319,420	318,130	316,840
61 ~ 65	327,540	321,130	318,540	315,950	311,070	310,780	309,490	308,200	306,910	305,620
66 ~ 70	316,290	310,900	308,310	305,720	300,840	300,550	299,260	297,970	296,680	295,390
71 ~ 75	305,040	300,660	298,070	295,480	290,600	290,310	289,020	287,730	286,440	285,150
76 ~ 80	293,790	289,410	286,820	284,230	279,350	279,060	277,770	276,480	275,190	273,900
81 ~ 85	282,540	278,160	275,570	272,980	268,100	267,810	266,520	265,230	263,940	262,650
86 ~ 90	271,290	266,910	264,320	261,730	256,850	256,560	255,270	253,980	252,690	251,400
91 ~ 95	260,040	255,660	253,070	250,480	245,600	245,310	244,020	242,730	241,440	240,150
96人以上	248,790	244,410	241,820	239,230	234,350	234,060	232,770	231,480	230,190	228,900

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
15人まで	495,900	494,080	492,270	490,450	486,820	485,000	483,180	479,550	475,920
16 ~ 20人	445,770	444,080	442,400	440,720	437,350	435,670	433,990	430,620	427,250
21 ~ 25	391,850	390,360	388,870	387,390	384,420	382,930	381,440	378,470	375,500
26 ~ 30	380,840	379,390	377,940	376,490	373,580	372,130	370,680	367,770	364,870
31 ~ 35	370,100	368,680	367,270	365,860	363,030	361,610	360,200	357,370	354,540
36 ~ 40	359,360	357,980	356,600	355,230	352,470	351,090	349,720	346,960	344,210
41 ~ 45	348,610	347,270	345,930	344,590	341,920	340,560	339,240	336,560	333,880
46 ~ 50	337,870	336,570	335,260	333,960	331,360	330,060	328,760	326,160	323,550
51 ~ 55	326,120	324,840	323,560	322,280	319,680	318,380	317,080	314,480	311,880
56 ~ 60	315,380	314,130	312,880	311,630	309,030	307,730	306,430	303,830	301,230
61 ~ 65	304,640	303,420	302,200	300,980	298,380	297,080	295,780	293,180	290,580
66 ~ 70	293,900	292,700	291,500	290,300	287,700	286,400	285,100	282,500	279,900
71 ~ 75	283,160	282,000	280,840	279,680	277,080	275,780	274,480	271,880	269,280
76 ~ 80	272,420	271,300	270,180	269,060	266,460	265,160	263,860	261,260	258,660
81 ~ 85	261,680	260,600	259,520	258,440	255,840	254,540	253,240	250,640	248,040
86 ~ 90	250,940	250,000	249,060	248,120	245,520	244,220	242,920	240,320	237,720
91 ~ 95	240,200	239,300	238,400	237,500	234,900	233,600	232,300	229,700	227,100
96人以上	229,460	228,600	227,740	226,880	224,280	223,000	221,720	219,120	216,520

改正後

(3)乳児院(2歳児用)

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
15人まで	483,130	473,290	470,010	463,450	460,180	456,800
16 ~ 20人	422,830	413,950	410,990	405,070	402,110	399,150
21 ~ 25	397,430	389,020	386,220	380,610	377,810	375,010
26 ~ 30	376,590	368,580	365,910	360,570	357,900	355,230
31 ~ 35	367,440	359,610	357,000	351,770	349,160	346,550
36 ~ 40	358,300	350,640	348,080	342,980	340,420	337,870
41 ~ 45	349,150	341,660	339,170	334,180	331,680	329,190
46 ~ 50	340,000	332,690	330,250	325,380	322,940	320,500
51 ~ 55	337,290	330,030	327,610	322,770	320,340	317,920
56 ~ 60	334,580	327,360	324,960	320,150	317,750	315,350
61 ~ 65	331,860	324,700	322,320	317,540	315,160	312,770
66 ~ 70	329,150	322,040	319,670	314,930	312,560	310,190
71 ~ 75	326,440	319,380	317,030	312,320	309,970	307,610
76 ~ 80	323,730	316,720	314,380	309,710	307,370	305,030
81 ~ 85	321,010	314,050	311,730	307,090	304,780	302,460
86 ~ 90	318,300	311,390	309,090	304,480	302,180	299,880
91 ~ 95	315,590	308,730	306,440	301,870	299,590	297,300
96人以上	323,440	316,360	314,010	309,290	306,930	304,580

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
15人まで	453,620	450,340	443,780	440,500	430,680
16 ~ 20人	396,200	393,240	387,320	384,360	375,480
21 ~ 25	372,200	369,400	363,790	360,990	352,580
26 ~ 30	352,570	349,900	344,580	341,890	333,880
31 ~ 35	343,940	341,330	336,110	333,490	325,680
36 ~ 40	335,320	332,760	327,660	325,100	317,440
41 ~ 45	326,690	324,200	319,200	316,710	309,220
46 ~ 50	318,070	315,630	310,750	308,320	301,000
51 ~ 55	315,500	313,080	308,240	305,820	298,560
56 ~ 60	312,940	310,540	305,730	303,330	296,120
61 ~ 65	310,380	308,000	303,220	300,830	293,670
66 ~ 70	307,820	305,450	300,710	298,340	291,230
71 ~ 75	305,260	302,910	298,200	295,850	288,780
76 ~ 80	302,700	300,360	295,680	293,350	286,340
81 ~ 85	300,140	297,820	293,180	290,860	283,900
86 ~ 90	297,570	295,270	290,670	288,360	281,450
91 ~ 95	295,010	292,730	288,150	285,870	279,010
96人以上	302,220	299,860	295,150	292,790	285,720

現行

(3)乳児院(2歳児用)

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
15人まで	477,020	468,850	465,580	462,310	457,400	455,770	454,140	452,500	450,870	449,230
16 ~ 20人	417,320	409,950	407,000	404,050	399,620	398,150	396,670	395,200	393,720	392,240
21 ~ 25	392,220	385,240	382,440	379,650	375,460	374,060	372,660	371,270	369,870	368,470
26 ~ 30	371,630	364,980	362,320	359,660	355,670	354,340	353,010	351,680	350,350	349,020
31 ~ 35	362,600	356,090	353,490	350,880	346,980	345,680	344,380	343,070	341,770	340,470
36 ~ 40	353,580	347,200	344,650	342,110	338,290	337,020	335,740	334,470	333,200	331,930
41 ~ 45	344,520	338,310	335,820	333,330	329,600	328,360	327,110	325,870	324,630	323,380
46 ~ 50	335,490	329,410	326,980	324,550	320,910	319,700	318,480	317,270	316,050	314,840
51 ~ 55	332,810	326,770	324,360	321,950	318,330	317,120	315,920	314,710	313,500	312,300
56 ~ 60	330,130	324,140	321,740	319,340	315,750	314,550	313,350	312,160	310,960	309,760
61 ~ 65	327,450	321,500	319,120	316,740	313,170	311,980	310,780	309,600	308,410	307,220
66 ~ 70	324,760	318,860	316,500	314,130	310,590	309,410	308,230	307,050	305,860	304,680
71 ~ 75	322,090	316,220	313,870	311,530	308,010	306,840	305,660	304,490	303,320	302,150
76 ~ 80	319,400	313,580	311,250	308,920	305,430	304,270	303,100	301,940	300,770	299,610
81 ~ 85	316,720	310,940	308,630	306,320	302,850	301,690	300,540	299,380	298,220	297,070
86 ~ 90	314,040	308,300	306,010	303,710	300,270	299,120	297,970	296,820	295,680	294,530
91 ~ 95	311,360	305,670	303,390	301,110	297,690	296,550	295,410	294,270	293,130	291,990
96人以上	319,080	313,200	310,850	308,500	304,980	303,800	302,630	301,450	300,280	299,100

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
15人まで	447,600	445,980	444,330	442,680	439,430	437,780	436,160	432,880	429,620
16 ~ 20人	390,770	389,290	387,820	386,340	383,390	381,920	380,440	377,490	374,540
21 ~ 25	367,080	365,680	364,280	362,880	360,090	358,690	357,300	354,500	351,710
26 ~ 30	347,680	346,350	345,020	343,690	341,030	339,700	338,370	335,710	333,050
31 ~ 35	339,170	337,870	336,570	335,260	332,660	331,360	330,060	327,460	324,850
36 ~ 40	330,650	329,380	328,110	326,840	324,290	323,020	321,750	319,200	316,660
41 ~ 45	322,140	320,890	319,650	318,410	315,920	314,680	313,430	310,940	308,460
46 ~ 50	313,620	312,410	311,190	309,980	307,550	306,330	305,120	302,690	300,260
51 ~ 55	311,090	309,880	308,680	307,470	305,060	303,850	302,650	300,230	297,820
56 ~ 60	308,560	307,360	306,170	304,970	302,570	301,370	300,180	297,780	295,380
61 ~ 65	306,030	304,840	303,650	302,460	300,080	298,890	297,700	295,320	292,940
66 ~ 70	303,500	302,320	301,140	299,960	297,590	296,410	295,230	292,870	290,510
71 ~ 75	300,970	299,800	298,630	297,450	295,110	293,930	292,760	290,420	288,070
76 ~ 80	298,440	297,280	296,110	294,950	292,620	291,450	290,290	287,960	285,630
81 ~ 85	295,910	294,760	293,600	292,440	290,130	288,970	287,820	285,510	283,190
86 ~ 90	293,380	292,230	291,090	289,940	287,640	286,490	285,350	283,050	280,750
91 ~ 95	290,850	289,710	288,570	287,430	285,150	284,010	282,880	280,600	278,320
96人以上	297,930	296,750	295,580	294,400	292,050	290,880	289,700	287,350	285,000

改正後

(3)乳児院(3歳以上児用)

地域区分	15/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
15人まで	351,570	344,620	342,310	337,680	335,360	333,040
16 ~ 20人	299,500	293,330	291,270	287,160	285,100	283,040
21 ~ 25	279,030	273,220	271,280	267,410	265,470	263,540
26 ~ 30	261,480	256,000	254,170	250,520	248,690	246,860
31 ~ 35	251,510	246,220	244,480	240,930	239,170	237,410
36 ~ 40	241,540	236,440	234,740	231,350	229,650	227,950
41 ~ 45	231,570	226,660	225,030	221,760	220,130	218,490
46 ~ 50	221,600	216,890	215,320	212,180	210,600	209,030
51 ~ 55	218,390	213,740	212,190	209,090	207,540	205,990
56 ~ 60	215,190	210,600	209,070	206,010	204,480	202,950
61 ~ 65	211,980	207,450	205,950	202,930	201,420	199,910
66 ~ 70	208,780	204,310	202,820	199,840	198,350	196,860
71 ~ 75	205,570	201,160	199,700	196,760	195,290	193,820
76 ~ 80	202,360	198,020	196,570	193,670	192,230	190,780
81 ~ 85	199,160	194,880	193,450	190,590	189,160	187,740
86 ~ 90	195,950	191,730	190,320	187,510	186,100	184,690
91 ~ 95	192,750	188,590	187,200	184,430	183,040	181,650
96人以上	200,100	195,740	194,280	191,370	189,920	188,460

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
15人まで	330,730	328,410	323,780	321,460	314,510
16 ~ 20人	280,990	278,930	274,810	272,760	266,590
21 ~ 25	261,600	259,660	255,790	253,860	248,050
26 ~ 30	245,040	243,210	239,560	237,730	232,250
31 ~ 35	235,640	233,880	230,350	228,590	223,300
36 ~ 40	226,250	224,550	221,160	219,460	214,360
41 ~ 45	216,860	215,220	211,950	210,320	205,420
46 ~ 50	207,460	205,890	202,750	201,180	196,470
51 ~ 55	204,440	202,890	199,790	198,240	193,590
56 ~ 60	201,420	199,880	196,830	195,300	190,710
61 ~ 65	198,400	196,890	193,870	192,360	187,830
66 ~ 70	195,370	193,880	190,910	189,420	184,950
71 ~ 75	192,350	190,880	187,950	186,480	182,070
76 ~ 80	189,330	187,880	184,960	183,540	179,180
81 ~ 85	186,310	184,880	182,020	180,600	176,310
86 ~ 90	183,290	181,880	179,060	177,660	173,430
91 ~ 95	180,260	178,880	176,100	174,720	170,550
96人以上	187,010	185,550	182,640	181,190	176,930

現行

(3)乳児院(3歳以上児用)

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
15人まで	347,230	341,480	339,150	336,840	333,380	332,220	331,070	329,910	328,760	327,610
16 ~ 20人	295,650	290,520	288,470	286,420	283,340	282,320	281,290	280,270	279,240	278,220
21 ~ 25	275,410	270,590	268,660	266,730	263,830	262,870	261,900	260,940	259,970	259,010
26 ~ 30	258,070	253,520	251,700	249,880	247,140	246,230	245,320	244,410	243,500	242,590
31 ~ 35	248,220	243,830	242,070	240,320	237,680	236,800	235,920	235,040	234,170	233,290
36 ~ 40	238,370	234,140	232,450	230,750	228,220	227,370	226,520	225,680	224,830	223,980
41 ~ 45	228,530	224,450	222,820	221,190	218,750	217,940	217,120	216,310	215,490	214,680
46 ~ 50	218,680	214,760	213,200	211,630	209,280	208,500	207,720	206,940	206,150	205,370
51 ~ 55	215,510	211,850	210,100	208,560	206,240	205,470	204,690	203,920	203,150	202,380
56 ~ 60	212,340	208,530	207,010	205,480	203,190	202,430	201,670	200,910	200,140	199,380
61 ~ 65	209,180	205,410	203,910	202,410	200,150	199,400	198,640	197,890	197,140	196,390
66 ~ 70	206,010	202,300	200,810	199,330	197,100	196,360	195,620	194,880	194,130	193,390
71 ~ 75	202,840	199,180	197,720	196,250	194,060	193,330	192,590	191,860	191,130	190,400
76 ~ 80	199,680	196,070	194,620	193,180	191,010	190,290	189,570	188,850	188,130	187,400
81 ~ 85	196,510	192,950	191,530	190,100	187,970	187,260	186,540	185,830	185,120	184,410
86 ~ 90	193,340	189,830	188,430	187,030	184,920	184,220	183,520	182,820	182,120	181,410
91 ~ 95	190,170	186,720	185,330	183,950	181,860	181,180	180,490	179,800	179,110	178,420
96人以上	197,400	193,780	192,330	190,880	188,700	187,980	187,250	186,530	185,800	185,080

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
15人まで	326,450	325,300	324,140	322,990	320,680	319,520	318,370	316,060	313,750
16 ~ 20人	277,190	276,170	275,140	274,120	272,070	271,040	270,020	267,970	265,920
21 ~ 25	258,040	257,080	256,110	255,150	253,220	252,250	251,290	249,360	247,430
26 ~ 30	241,680	240,770	239,860	238,950	237,130	236,220	235,310	233,490	231,670
31 ~ 35	232,410	231,530	230,650	229,770	228,020	227,140	226,260	224,500	222,740
36 ~ 40	223,140	222,290	221,440	220,600	218,900	218,060	217,210	215,520	213,820
41 ~ 45	213,860	213,050	212,230	211,420	209,790	209,970	209,160	206,530	204,900
46 ~ 50	204,590	203,810	203,020	202,240	200,670	199,890	199,110	197,540	195,980
51 ~ 55	201,600	200,830	200,060	199,290	197,740	196,970	196,200	194,650	193,100
56 ~ 60	198,620	197,860	197,100	196,330	194,810	194,050	193,280	191,760	190,230
61 ~ 65	195,630	194,880	194,130	193,380	191,870	191,120	190,370	188,860	187,360
66 ~ 70	192,650	191,910	191,170	190,420	188,940	188,200	187,450	185,970	184,490
71 ~ 75	189,670	188,940	188,200	187,470	186,010	185,280	184,540	183,080	181,620
76 ~ 80	186,680	185,960	185,240	184,520	183,070	182,350	181,630	180,190	178,740
81 ~ 85	183,700	182,980	182,270	181,560	180,140	179,430	178,720	177,290	175,870
86 ~ 90	180,710	180,010	179,310	178,610	177,200	176,500	175,800	174,400	173,000
91 ~ 95	177,730	177,040	176,350	175,650	174,270	173,580	172,890	171,510	170,120
96人以上	184,350	183,630	182,900	182,180	180,730	180,000	179,280	177,830	176,380

改正後

(4)乳児10人未満を入所させる施設

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
1人につき	円 542,460	円 531,600	円 527,980	円 520,740	円 517,120	円 513,500

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
1人につき	円 509,890	円 506,270	円 499,030	円 495,410	円 484,550

現行

(4)乳児10人未満を入所させる施設

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員										
1人につき	円 535,720	円 526,700	円 523,090	円 519,480	円 514,070	円 512,270	円 510,470	円 508,660	円 506,860	円 505,050

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員									
1人につき	円 503,250	円 501,450	円 499,640	円 497,840	円 494,230	円 492,430	円 490,620	円 487,020	円 483,410

改正後

(5)母子生活支援施設

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	166,220	163,220	162,220	160,220	159,220	158,220
世帯						
11 ~ 20	118,750	116,480	115,730	114,220	113,460	112,710
21 ~ 30	98,000	96,070	95,420	94,130	93,490	92,840
31 ~ 40	73,840	72,930	71,910	70,940	70,460	69,980
41 ~ 50	66,620	65,320	64,880	64,010	63,580	63,140
51 ~ 60	59,400	58,240	57,850	57,080	56,690	56,300
61 ~ 70	52,170	51,160	50,820	50,140	49,810	49,470
71 ~ 80	44,950	44,080	43,790	43,210	42,290	42,630
81 ~ 90	37,730	37,000	36,760	36,280	36,040	35,800
91世帯以上	30,510	29,930	29,730	29,350	29,150	28,960

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
10世帯まで	157,220	156,220	154,220	153,230	150,230
世帯					
11 ~ 20	111,950	111,200	109,690	108,930	106,670
21 ~ 30	92,200	91,560	90,270	89,620	87,690
31 ~ 40	69,490	69,010	68,040	67,560	66,110
41 ~ 50	62,710	62,270	61,400	60,970	59,660
51 ~ 60	55,920	55,530	54,760	54,370	53,210
61 ~ 70	49,130	48,790	48,110	47,780	46,760
71 ~ 80	42,340	42,050	41,470	41,180	40,310
81 ~ 90	35,550	35,310	34,830	34,590	33,860
91世帯以上	28,770	28,570	28,190	27,990	27,410

現行

(5)母子生活支援施設

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	164,330	161,830	160,840	159,840	158,350	157,850	157,350	156,850	156,350	155,860
世帯										
11 ~ 20	117,330	115,450	114,690	113,940	112,810	112,440	112,060	111,680	111,310	110,930
21 ~ 30	96,790	95,190	94,540	93,900	92,940	92,620	92,300	91,970	91,650	91,330
31 ~ 40	72,940	71,730	71,250	70,770	70,050	69,810	69,560	69,320	69,080	68,840
41 ~ 50	65,810	64,720	64,290	63,850	63,200	62,990	62,770	62,550	62,340	62,120
51 ~ 60	58,670	57,710	57,320	56,940	56,360	56,170	55,970	55,780	55,590	55,400
61 ~ 70	51,540	50,700	50,360	50,020	49,520	49,350	49,180	49,010	48,840	48,670
71 ~ 80	44,410	43,690	43,400	43,110	42,670	42,530	42,380	42,240	42,100	41,950
81 ~ 90	37,280	36,670	36,430	36,190	35,830	35,710	35,590	35,470	35,350	35,230
91世帯以上	30,140	29,660	29,470	29,280	28,990	28,890	28,790	28,700	28,600	28,510

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	155,360	154,860	154,360	153,860	152,870	152,370	151,870	150,870	149,880
世帯									
11 ~ 20	110,560	110,180	109,800	109,430	108,680	108,300	107,920	107,170	106,420
21 ~ 30	91,010	90,690	90,370	90,050	89,400	89,080	88,760	88,120	87,480
31 ~ 40	68,600	68,360	68,120	67,880	67,400	67,160	66,910	66,430	65,950
41 ~ 50	61,900	61,690	61,470	61,250	60,820	60,600	60,380	59,950	59,520
51 ~ 60	55,200	55,010	54,820	54,630	54,240	54,050	53,850	53,470	53,080
61 ~ 70	48,510	48,340	48,170	48,000	47,660	47,490	47,330	46,990	46,650
71 ~ 80	41,810	41,660	41,520	41,370	41,080	40,940	40,790	40,510	40,220
81 ~ 90	35,110	34,990	34,870	34,750	34,510	34,390	34,270	34,020	33,780
91世帯以上	28,410	28,310	28,220	28,120	27,930	27,830	27,730	27,540	27,350

改正後

(6)情緒障害児短期治療施設

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	282,990	276,790	274,720	270,580	268,510	266,440
31 ～ 40人	260,530	254,780	252,870	249,040	247,120	245,210
41人以上	238,060	232,780	231,020	227,490	225,730	223,970

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
30人まで	264,370	262,300	258,160	256,090	249,880
31 ～ 40人	243,290	241,370	237,540	235,630	229,880
41人以上	222,210	220,450	216,930	215,160	209,880

現行

(6)情緒障害児短期治療施設

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	279,280	274,130	272,060	270,000	266,910	265,880	264,840	263,810	262,780	261,750
31 ～ 40人	257,080	252,310	250,400	248,490	245,630	244,670	243,720	242,760	241,810	240,850
41人以上	234,880	230,490	228,730	226,980	224,340	223,470	222,590	221,710	220,830	219,960

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	260,720	259,690	258,660	257,620	255,560	254,530	253,500	251,440	249,370
31 ～ 40人	239,900	238,940	237,990	237,030	235,130	234,170	233,220	231,310	229,400
41人以上	219,080	218,200	217,320	216,440	214,690	213,810	212,930	211,180	209,420

改正後							現行										
(7)一時保護所							(7)一時保護所										
地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	9.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員							定員										
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	8,175,980	8,949,120	8,873,500	8,722,270	8,646,660	8,571,040	5人まで	8,002,620	8,814,170	8,738,790	8,663,410	8,550,340	8,512,650	8,474,880	8,437,270	8,399,580	8,361,890
6～10人	14,195,540	13,754,570	13,637,580	13,403,600	13,286,610	13,169,620	6～10人	13,858,640	13,585,070	13,448,340	13,331,810	13,156,870	13,098,580	13,040,240	12,981,930	12,923,620	12,865,300
11～15	19,035,130	18,560,030	18,401,680	18,084,930	17,926,570	17,768,200	11～15	18,710,650	18,315,980	18,158,090	18,000,210	17,783,400	17,884,480	17,605,530	17,526,590	17,447,650	17,368,710
16～20	23,964,710	23,365,490	23,165,740	22,766,270	22,566,520	22,366,780	16～20	23,564,650	23,068,850	22,867,740	22,688,610	22,369,930	22,270,370	22,170,810	22,071,250	21,971,690	21,872,130
21～25	28,894,290	28,170,940	27,929,820	27,447,600	27,206,480	26,965,360	21～25	28,418,680	27,817,750	27,527,380	27,337,020	26,976,470	26,856,280	26,736,090	26,615,810	26,495,720	26,375,540
26～30	33,823,880	32,878,400	32,683,900	32,128,930	31,846,430	31,563,940	26～30	33,272,680	32,568,840	32,287,030	32,005,420	31,583,000	31,442,190	31,301,380	31,160,570	31,019,760	30,878,950
31～35	38,753,460	37,781,880	37,457,380	36,810,260	36,488,380	36,167,510	31～35	38,126,700	37,319,540	36,936,680	36,673,820	36,189,530	36,028,090	35,886,680	35,705,230	35,543,800	35,382,360
36～40	43,683,040	42,587,320	42,222,060	41,491,590	41,126,340	40,761,090	36～40	42,980,720	42,070,430	41,708,330	41,342,220	40,798,080	40,614,000	40,431,940	40,249,880	40,067,830	39,885,770
41～45	48,612,630	47,392,770	46,986,140	46,172,920	45,766,300	45,359,670	41～45	47,834,730	46,821,320	46,415,880	46,010,420	45,402,580	45,199,910	44,997,220	44,794,550	44,591,870	44,389,190
46～50	53,542,210	52,198,230	51,750,220	50,854,250	50,406,250	49,958,250	46～50	52,688,740	51,572,220	51,125,620	50,679,020	50,008,120	49,785,810	49,582,510	49,379,210	49,175,900	48,972,600
51～55	58,471,790	57,093,890	56,514,300	55,535,580	55,046,210	54,556,830	51～55	57,542,750	56,323,110	55,835,270	55,347,420	54,615,650	54,371,720	54,127,780	53,883,870	53,639,940	53,396,010
56～60	63,401,370	61,809,140	61,278,380	60,218,910	59,686,160	59,153,410	56～60	62,396,770	61,074,010	60,544,920	60,015,820	59,222,180	58,957,630	58,693,070	58,428,530	58,163,980	57,899,420
61～65	68,330,950	66,614,600	66,042,460	64,888,240	64,326,120	63,753,990	61～65	67,250,790	65,824,900	65,254,570	64,684,220	63,828,710	63,543,530	63,258,360	62,973,180	62,688,010	62,402,830
66～70	73,260,540	71,420,080	70,806,540	69,579,580	68,958,070	68,335,570	66～70	72,104,790	70,576,780	69,944,220	69,352,620	68,435,240	68,129,440	67,823,640	67,517,850	67,212,050	66,906,250

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
	円	円	円	円	円
5人まで	8,405,430	8,419,810	8,268,580	8,192,970	7,966,120
6～10人	13,052,630	12,935,640	12,701,660	12,584,670	12,233,700
11～15	17,609,840	17,461,470	17,134,730	16,876,370	16,501,270
16～20	22,167,040	21,967,300	21,567,810	21,368,080	20,768,850
21～25	26,724,250	26,483,120	26,000,890	25,759,780	25,036,430
26～30	31,281,450	30,938,950	30,433,970	30,151,480	29,304,000
31～35	35,838,650	35,514,780	34,887,040	34,543,180	33,571,580
36～40	40,395,850	40,030,610	39,300,120	38,934,880	37,839,150
41～45	44,953,070	44,546,440	43,733,200	43,326,580	42,106,730
46～50	49,510,270	49,062,260	48,106,270	47,718,290	46,374,310
51～55	54,067,480	53,578,030	52,589,350	52,110,000	50,641,880
56～60	58,624,680	58,093,920	57,032,430	56,501,700	54,909,480
61～65	63,181,880	62,609,730	61,466,500	60,893,400	59,177,030
66～70	67,739,080	67,125,580	65,898,580	65,285,110	63,444,610

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	8,324,200	8,286,510	8,248,820	8,211,130	8,135,750	8,098,060	8,060,370	7,984,980	7,909,610
6～10人	12,806,980	12,748,680	12,690,380	12,632,080	12,515,420	12,457,100	12,398,800	12,282,160	12,165,540
11～15	17,288,770	17,210,840	17,131,910	17,052,980	16,895,090	16,816,150	16,737,220	16,579,340	16,421,470
16～20	21,772,560	21,673,010	21,573,460	21,473,880	21,274,770	21,175,200	21,075,650	20,876,520	20,677,400
21～25	26,255,350	26,135,170	26,014,980	25,894,800	25,654,440	25,534,260	25,414,070	25,173,700	24,933,330
26～30	30,738,140	30,597,340	30,456,540	30,315,720	30,034,110	29,893,290	29,752,500	29,470,870	29,189,240
31～35	35,220,930	35,059,510	34,898,090	34,736,640	34,413,780	34,252,340	34,090,930	33,786,050	33,481,170
36～40	39,703,710	39,521,670	39,339,620	39,157,550	38,793,450	38,611,380	38,429,350	38,065,230	37,701,130
41～45	44,186,500	43,983,840	43,781,160	43,578,470	43,173,130	42,970,430	42,767,740	42,382,400	41,957,060
46～50	48,669,290	48,446,000	48,222,710	47,999,390	47,552,800	47,329,480	47,106,200	46,659,580	46,212,980
51～55	53,152,080	52,908,170	52,664,250	52,420,310	51,832,470	51,688,530	51,444,630	50,956,760	50,468,920
56～60	57,634,670	57,370,340	57,105,780	56,841,230	56,312,140	56,047,570	55,783,080	55,253,930	54,724,850
61～65	62,117,850	61,832,500	61,547,340	61,262,140	60,691,810	60,406,620	60,121,480	59,551,110	58,980,780
66～70	66,600,440	66,294,870	65,988,880	65,683,060	65,071,490	64,765,670	64,459,810	63,848,290	63,236,710

※1か所当たりの年額

※1か所当たりの年額

改正後

2 加算分保護単価

(1)小規模施設加算分保護単価
児童養護施設

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31～40人	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520
41人以上	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31～40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41人以上	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800

現行

2 加算分保護単価

(1)小規模施設加算分保護単価
児童養護施設

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,490	15,420	15,360
31～40人	13,120	12,870	12,780	12,680	12,530	12,480	12,440	12,390	12,340	12,290
41人以上	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,290	9,250	9,220

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31～40人	12,240	12,190	12,150	12,100	12,000	11,950	11,900	11,810	11,710
41人以上	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780

改正後

(2)職業指導員加算分保護単価
ア 児童養護施設

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,020	14,680	14,590	14,370	14,260	14,150
31 ~ 40人	12,010	11,750	11,670	11,490	11,410	11,320
41 ~ 50	9,010	8,810	8,750	8,620	8,550	8,490
51 ~ 60	8,110	7,930	7,870	7,760	7,700	7,640
61 ~ 70	7,210	7,050	7,000	6,890	6,840	6,790
71 ~ 80	6,310	6,170	6,120	6,030	5,990	5,940
81 ~ 90	5,400	5,290	5,250	5,170	5,130	5,090
91 ~ 100	4,500	4,400	4,370	4,310	4,280	4,240
101 ~ 110	4,200	4,110	4,080	4,020	3,990	3,960
111 ~ 120	3,900	3,820	3,790	3,730	3,700	3,680
121 ~ 130	3,600	3,520	3,500	3,450	3,420	3,390
131 ~ 140	3,300	3,230	3,210	3,160	3,130	3,110
141 ~ 150	3,000	2,940	2,910	2,870	2,850	2,830
151 ~ 160	2,900	2,840	2,820	2,770	2,750	2,730
161 ~ 170	2,800	2,740	2,720	2,680	2,660	2,640
171 ~ 180	2,700	2,640	2,620	2,580	2,560	2,540
181 ~ 190	2,600	2,540	2,520	2,490	2,470	2,450
191人以上	2,500	2,450	2,430	2,390	2,370	2,350

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
30人まで	14,040	13,940	13,720	13,610	13,290
31 ~ 40人	11,230	11,150	10,970	10,890	10,630
41 ~ 50	8,420	8,360	8,230	8,170	7,970
51 ~ 60	7,580	7,520	7,410	7,350	7,170
61 ~ 70	6,740	6,690	6,580	6,530	6,380
71 ~ 80	5,900	5,850	5,760	5,710	5,580
81 ~ 90	5,050	5,010	4,940	4,900	4,780
91 ~ 100	4,210	4,180	4,110	4,080	3,980
101 ~ 110	3,930	3,900	3,840	3,810	3,720
111 ~ 120	3,650	3,620	3,560	3,540	3,450
121 ~ 130	3,370	3,340	3,290	3,260	3,180
131 ~ 140	3,090	3,060	3,010	2,990	2,920
141 ~ 150	2,810	2,780	2,740	2,720	2,650
151 ~ 160	2,710	2,690	2,650	2,630	2,560
161 ~ 170	2,620	2,600	2,560	2,540	2,480
171 ~ 180	2,520	2,500	2,470	2,450	2,390
181 ~ 190	2,430	2,410	2,370	2,360	2,300
191人以上	2,340	2,320	2,280	2,260	2,210

現行

(2)職業指導員加算分保護単価
ア 児童養護施設

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,820	14,550	14,440	14,330	14,170	14,120	14,060	14,010	13,960	13,900
31 ~ 40人	11,850	11,640	11,550	11,470	11,340	11,290	11,250	11,210	11,160	11,120
41 ~ 50	8,890	8,730	8,660	8,600	8,500	8,470	8,440	8,400	8,370	8,340
51 ~ 60	8,000	7,850	7,800	7,740	7,650	7,620	7,590	7,560	7,530	7,510
61 ~ 70	7,110	6,980	6,930	6,880	6,800	6,770	6,750	6,720	6,700	6,670
71 ~ 80	6,220	6,110	6,060	6,020	5,950	5,930	5,900	5,880	5,860	5,840
81 ~ 90	5,330	5,230	5,200	5,160	5,100	5,080	5,060	5,040	5,020	5,000
91 ~ 100	4,440	4,360	4,330	4,300	4,250	4,230	4,220	4,200	4,180	4,170
101 ~ 110	4,150	4,070	4,040	4,010	3,960	3,950	3,940	3,920	3,900	3,890
111 ~ 120	3,650	3,780	3,750	3,720	3,680	3,670	3,650	3,640	3,630	3,610
121 ~ 130	3,550	3,490	3,460	3,440	3,400	3,380	3,370	3,360	3,350	3,330
131 ~ 140	3,260	3,200	3,170	3,150	3,110	3,100	3,090	3,080	3,070	3,050
141 ~ 150	2,960	2,910	2,880	2,860	2,830	2,820	2,810	2,800	2,790	2,780
151 ~ 160	2,860	2,810	2,780	2,770	2,740	2,730	2,720	2,710	2,690	2,680
161 ~ 170	2,760	2,710	2,690	2,670	2,640	2,630	2,620	2,610	2,600	2,590
171 ~ 180	2,660	2,620	2,600	2,580	2,550	2,540	2,530	2,520	2,510	2,500
181 ~ 190	2,570	2,520	2,500	2,480	2,450	2,440	2,430	2,420	2,410	2,400
191人以上	2,470	2,420	2,400	2,390	2,360	2,350	2,340	2,330	2,320	2,310

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	13,850	13,790	13,740	13,690	13,580	13,520	13,470	13,360	13,250
31 ~ 40人	11,080	11,030	10,990	10,950	10,860	10,820	10,780	10,690	10,600
41 ~ 50	8,310	8,270	8,240	8,210	8,150	8,110	8,080	8,020	7,950
51 ~ 60	7,480	7,450	7,420	7,390	7,330	7,300	7,270	7,210	7,160
61 ~ 70	6,650	6,620	6,590	6,570	6,520	6,490	6,460	6,410	6,360
71 ~ 80	5,810	5,790	5,770	5,750	5,700	5,680	5,660	5,610	5,560
81 ~ 90	4,980	4,960	4,940	4,920	4,880	4,870	4,850	4,810	4,770
91 ~ 100	4,150	4,140	4,120	4,100	4,070	4,050	4,040	4,010	3,970
101 ~ 110	3,870	3,860	3,840	3,830	3,800	3,780	3,770	3,740	3,710
111 ~ 120	3,600	3,580	3,570	3,550	3,530	3,510	3,500	3,470	3,440
121 ~ 130	3,320	3,310	3,290	3,280	3,260	3,240	3,230	3,200	3,180
131 ~ 140	3,040	3,030	3,020	3,010	2,980	2,970	2,960	2,940	2,910
141 ~ 150	2,770	2,760	2,740	2,730	2,710	2,700	2,690	2,670	2,650
151 ~ 160	2,670	2,660	2,650	2,640	2,620	2,610	2,600	2,580	2,560
161 ~ 170	2,580	2,570	2,560	2,550	2,530	2,520	2,510	2,490	2,470
171 ~ 180	2,480	2,470	2,460	2,450	2,430	2,420	2,410	2,400	2,380
181 ~ 190	2,400	2,390	2,380	2,370	2,350	2,340	2,330	2,310	2,290
191人以上	2,300	2,300	2,290	2,280	2,260	2,250	2,240	2,220	2,210

改正後							現行										
イ 児童自立支援施設							イ 児童自立支援施設										
地域区分	15/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,900	15,550	15,430	15,200	15,080	14,970	30人まで	15,680	15,390	15,280	15,160	14,990	14,930	14,870	14,810	14,750	14,700
31 ~ 40人	12,720	12,440	12,340	12,160	12,060	11,970	31 ~ 40人	12,540	12,310	12,220	12,130	11,990	11,940	11,900	11,850	11,800	11,760
41 ~ 50	9,540	9,330	9,260	9,120	9,050	8,980	41 ~ 50	9,410	9,230	9,160	9,090	8,990	8,960	8,920	8,890	8,850	8,820
51 ~ 60	8,580	8,390	8,330	8,200	8,140	8,080	51 ~ 60	8,470	8,310	8,250	8,180	8,090	8,060	8,030	8,000	7,970	7,930
61 ~ 70	7,630	7,460	7,400	7,290	7,240	7,180	61 ~ 70	7,530	7,390	7,330	7,270	7,190	7,160	7,140	7,110	7,080	7,050
71 ~ 80	6,670	6,530	6,480	6,380	6,330	6,280	71 ~ 80	6,580	6,460	6,410	6,360	6,290	6,270	6,240	6,220	6,190	6,170
81 ~ 90	5,720	5,590	5,550	5,470	5,430	5,380	81 ~ 90	5,640	5,540	5,500	5,450	5,390	5,370	5,350	5,330	5,310	5,290
91 ~ 100	4,770	4,660	4,630	4,560	4,520	4,490	91 ~ 100	4,700	4,610	4,580	4,540	4,490	4,480	4,460	4,440	4,420	4,410
101 ~ 110	4,450	4,350	4,320	4,250	4,220	4,190	101 ~ 110	4,390	4,310	4,270	4,240	4,190	4,180	4,160	4,140	4,130	4,110
111 ~ 120	4,130	4,040	4,010	3,950	3,920	3,890	111 ~ 120	4,070	4,000	3,970	3,940	3,890	3,880	3,860	3,850	3,830	3,820
121 ~ 130	3,810	3,730	3,700	3,640	3,620	3,590	121 ~ 130	3,760	3,690	3,660	3,630	3,590	3,580	3,570	3,550	3,540	3,520
131 ~ 140	3,490	3,420	3,390	3,340	3,310	3,290	131 ~ 140	3,450	3,380	3,360	3,330	3,290	3,280	3,270	3,250	3,240	3,230
141 ~ 150	3,180	3,110	3,080	3,040	3,010	2,990	141 ~ 150	3,130	3,070	3,050	3,030	2,990	2,980	2,970	2,960	2,950	2,940
151 ~ 160	3,070	3,000	2,980	2,930	2,910	2,890	151 ~ 160	3,030	2,970	2,950	2,930	2,890	2,880	2,870	2,860	2,850	2,840
161 ~ 170	2,960	2,900	2,880	2,830	2,810	2,790	161 ~ 170	2,920	2,870	2,850	2,830	2,790	2,780	2,770	2,760	2,750	2,740
171 ~ 180	2,860	2,790	2,770	2,730	2,710	2,690	171 ~ 180	2,820	2,770	2,750	2,730	2,690	2,680	2,670	2,660	2,650	2,640
181 ~ 190	2,750	2,690	2,670	2,630	2,610	2,590	181 ~ 190	2,710	2,660	2,640	2,620	2,590	2,580	2,570	2,560	2,550	2,540
191人以上	2,650	2,590	2,570	2,530	2,510	2,490	191人以上	2,610	2,560	2,540	2,520	2,490	2,480	2,470	2,460	2,460	2,450

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
30人まで	14,850	14,730	14,500	14,380	14,030
31 ~ 40人	11,880	11,790	11,600	11,510	11,230
41 ~ 50	8,910	8,840	8,700	8,630	8,420
51 ~ 60	8,020	7,950	7,830	7,770	7,580
61 ~ 70	7,130	7,070	6,960	6,900	6,730
71 ~ 80	6,230	6,180	6,090	6,040	5,890
81 ~ 90	5,340	5,300	5,220	5,170	5,050
91 ~ 100	4,450	4,420	4,350	4,310	4,210
101 ~ 110	4,150	4,120	4,060	4,020	3,930
111 ~ 120	3,860	3,830	3,770	3,740	3,650
121 ~ 130	3,560	3,530	3,480	3,450	3,370
131 ~ 140	3,260	3,240	3,190	3,160	3,080
141 ~ 150	2,970	2,940	2,900	2,870	2,800
151 ~ 160	2,870	2,840	2,800	2,780	2,710
161 ~ 170	2,770	2,750	2,700	2,680	2,620
171 ~ 180	2,670	2,650	2,610	2,590	2,520
181 ~ 190	2,570	2,550	2,510	2,490	2,430
191人以上	2,470	2,450	2,410	2,390	2,340

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,640	14,580	14,520	14,460	14,350	14,290	14,230	14,120	14,000
31 ~ 40人	11,710	11,660	11,620	11,570	11,480	11,430	11,390	11,290	11,200
41 ~ 50	8,780	8,750	8,710	8,680	8,610	8,570	8,540	8,470	8,400
51 ~ 60	7,900	7,870	7,840	7,810	7,750	7,710	7,680	7,620	7,560
61 ~ 70	7,020	7,000	6,970	6,940	6,890	6,860	6,830	6,770	6,720
71 ~ 80	6,150	6,120	6,100	6,070	6,020	6,000	5,970	5,930	5,880
81 ~ 90	5,270	5,250	5,230	5,200	5,160	5,140	5,120	5,080	5,040
91 ~ 100	4,390	4,370	4,350	4,340	4,300	4,280	4,270	4,230	4,200
101 ~ 110	4,100	4,080	4,060	4,050	4,010	4,000	3,980	3,950	3,920
111 ~ 120	3,800	3,790	3,770	3,760	3,730	3,710	3,700	3,670	3,640
121 ~ 130	3,510	3,500	3,480	3,470	3,440	3,430	3,410	3,380	3,360
131 ~ 140	3,220	3,200	3,190	3,180	3,150	3,140	3,130	3,100	3,080
141 ~ 150	2,920	2,910	2,900	2,890	2,870	2,850	2,840	2,820	2,800
151 ~ 160	2,830	2,820	2,800	2,790	2,770	2,760	2,750	2,730	2,700
161 ~ 170	2,730	2,720	2,710	2,700	2,680	2,660	2,650	2,630	2,610
171 ~ 180	2,630	2,620	2,610	2,600	2,580	2,570	2,560	2,540	2,520
181 ~ 190	2,530	2,520	2,510	2,500	2,480	2,470	2,460	2,440	2,420
191人以上	2,440	2,430	2,420	2,410	2,390	2,380	2,370	2,350	2,330

改正後							現行										
(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価							(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価										
地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	30,040	29,390	29,180	28,740	28,530	28,310	10世帯まで 世帯	29,640	29,100	28,890	28,670	28,350	28,240	28,130	28,020	27,920	27,810
11 ~ 20	22,530	22,040	21,880	21,560	21,390	21,230	11 ~ 20	22,230	21,830	21,660	21,500	21,260	21,180	21,100	21,020	20,940	20,860
21 ~ 30	15,020	14,690	14,590	14,370	14,260	14,150	21 ~ 30	14,820	14,550	14,440	14,330	14,170	14,120	14,060	14,010	13,960	13,900
31 ~ 40	13,520	13,220	13,130	12,930	12,830	12,740	31 ~ 40	13,340	13,090	13,000	12,900	12,750	12,710	12,660	12,610	12,560	12,510
41 ~ 50	12,010	11,750	11,670	11,490	11,410	11,320	41 ~ 50	11,850	11,640	11,550	11,470	11,340	11,290	11,250	11,210	11,160	11,120
51 ~ 60	10,510	10,280	10,210	10,060	9,980	9,910	51 ~ 60	10,370	10,180	10,110	10,030	9,920	9,880	9,840	9,810	9,770	9,730
61 ~ 70	9,010	8,810	8,750	8,620	8,550	8,490	61 ~ 70	8,890	8,730	8,660	8,600	8,500	8,470	8,440	8,400	8,370	8,340
71 ~ 80	7,510	7,340	7,290	7,180	7,130	7,070	71 ~ 80	7,410	7,270	7,220	7,160	7,080	7,060	7,030	7,000	6,980	6,950
81 ~ 90	6,000	5,870	5,830	5,740	5,700	5,660	81 ~ 90	5,920	5,820	5,770	5,730	5,670	5,640	5,620	5,600	5,580	5,560
91世帯以上	4,500	4,400	4,370	4,310	4,280	4,240	91世帯以上	4,440	4,360	4,330	4,300	4,250	4,230	4,220	4,200	4,180	4,170

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで 世帯	28,090	27,880	27,440	27,230	26,580	10世帯まで 世帯	27,700	27,590	27,490	27,380	27,160	27,050	26,950	26,730	26,510
11 ~ 20	21,070	20,910	20,580	20,420	19,930	11 ~ 20	20,770	20,690	20,610	20,530	20,370	20,290	20,210	20,050	19,880
21 ~ 30	14,040	13,940	13,720	13,610	13,290	21 ~ 30	13,850	13,790	13,740	13,690	13,580	13,520	13,470	13,360	13,250
31 ~ 40	12,640	12,540	12,350	12,250	11,960	31 ~ 40	12,460	12,410	12,370	12,320	12,220	12,170	12,120	12,030	11,930
41 ~ 50	11,230	11,150	10,970	10,890	10,630	41 ~ 50	11,080	11,030	10,990	10,950	10,860	10,820	10,780	10,690	10,600
51 ~ 60	9,830	9,750	9,600	9,530	9,300	51 ~ 60	9,690	9,650	9,620	9,580	9,500	9,470	9,430	9,350	9,280
61 ~ 70	8,430	8,360	8,230	8,170	7,970	61 ~ 70	8,310	8,280	8,240	8,210	8,150	8,110	8,080	8,020	7,950
71 ~ 80	7,020	6,970	6,860	6,800	6,640	71 ~ 80	6,920	6,900	6,870	6,840	6,790	6,760	6,730	6,680	6,630
81 ~ 90	5,620	5,570	5,480	5,440	5,310	81 ~ 90	5,540	5,520	5,490	5,470	5,430	5,410	5,390	5,340	5,300
91世帯以上	4,210	4,180	4,110	4,080	3,980	91世帯以上	4,150	4,140	4,120	4,100	4,070	4,050	4,040	4,010	3,970

改正後

(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	25,240	24,860	24,470	24,080	23,690	23,700

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
1世帯につき	23,500	23,310	22,920	22,730	22,150

現行

(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	24,880	24,400	24,210	24,020	23,730	23,630	23,540	23,440	23,340	23,250

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	23,150	23,050	22,960	22,860	22,670	22,570	22,480	22,280	22,090

改正後

(5)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
20世帯まで	23,960	23,420	23,230	22,870	22,690	22,500
世帯						
21 ~ 30	15,970	15,610	15,490	15,240	15,120	15,000
31 ~ 40	11,980	11,710	11,610	11,430	11,340	11,250
41 ~ 50	10,780	10,540	10,450	10,290	10,210	10,120
51 ~ 60	9,580	9,360	9,290	9,150	9,070	9,000
61 ~ 70	8,390	8,190	8,130	8,000	7,940	7,870
71 ~ 80	7,190	7,020	6,970	6,860	6,800	6,750
81 ~ 90	5,990	5,850	5,810	5,710	5,670	5,620
91世帯以上	4,790	4,680	4,640	4,570	4,530	4,500

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
20世帯まで	22,320	22,140	21,770	21,590	21,040
世帯					
21 ~ 30	14,880	14,760	14,510	14,390	14,030
31 ~ 40	11,160	11,070	10,880	10,790	10,520
41 ~ 50	10,040	9,960	9,800	9,710	9,470
51 ~ 60	8,930	8,850	8,710	8,630	8,410
61 ~ 70	7,810	7,750	7,620	7,550	7,360
71 ~ 80	6,690	6,640	6,530	6,470	6,310
81 ~ 90	5,580	5,530	5,440	5,390	5,260
91世帯以上	4,460	4,420	4,350	4,310	4,200

現行

(5)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20世帯まで	23,630	23,170	22,990	22,810	22,540	22,440	22,350	22,260	22,170	22,080
世帯										
21 ~ 30	15,750	15,450	15,330	15,200	15,020	14,960	14,900	14,840	14,780	14,720
31 ~ 40	11,810	11,580	11,490	11,400	11,270	11,220	11,170	11,130	11,080	11,040
41 ~ 50	10,630	10,430	10,340	10,260	10,140	10,100	10,060	10,020	9,970	9,930
51 ~ 60	9,450	9,270	9,190	9,120	9,010	8,980	8,940	8,900	8,870	8,830
61 ~ 70	8,270	8,110	8,040	7,980	7,880	7,850	7,820	7,790	7,760	7,730
71 ~ 80	7,080	6,950	6,890	6,840	6,760	6,730	6,700	6,680	6,650	6,620
81 ~ 90	5,900	5,790	5,740	5,700	5,630	5,610	5,590	5,560	5,540	5,520
91世帯以上	4,720	4,630	4,590	4,560	4,500	4,490	4,470	4,450	4,430	4,410

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20世帯まで	21,990	21,900	21,810	21,720	21,530	21,440	21,350	21,170	20,990
世帯									
21 ~ 30	14,660	14,600	14,540	14,480	14,350	14,290	14,230	14,110	13,990
31 ~ 40	10,990	10,950	10,900	10,860	10,760	10,720	10,670	10,580	10,490
41 ~ 50	9,890	9,850	9,810	9,770	9,690	9,650	9,610	9,520	9,440
51 ~ 60	8,790	8,760	8,720	8,680	8,610	8,570	8,540	8,470	8,390
61 ~ 70	7,690	7,660	7,630	7,600	7,530	7,500	7,470	7,410	7,340
71 ~ 80	6,590	6,570	6,540	6,510	6,460	6,430	6,400	6,350	6,290
81 ~ 90	5,490	5,470	5,450	5,430	5,380	5,360	5,330	5,290	5,240
91世帯以上	4,390	4,380	4,360	4,340	4,300	4,290	4,270	4,230	4,190

改正後							現行											
(6)小規模グループケア担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(6)児童養護施設小規模グループケア担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設											
地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100	
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650	30人まで	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,480	15,420	15,360	
31 ～ 40人	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520	31 ～ 40人	13,120	12,870	12,780	12,680	12,530	12,480	12,440	12,390	12,340	12,290	
41 ～ 50	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390	41 ～ 50	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,290	9,250	9,220	
51 ～ 60	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450	51 ～ 60	8,850	8,690	8,620	8,560	8,460	8,430	8,390	8,360	8,330	8,290	
61 ～ 70	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510	61 ～ 70	7,870	7,720	7,660	7,610	7,520	7,490	7,460	7,430	7,400	7,370	
71 ～ 80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570	71 ～ 80	6,880	6,760	6,710	6,650	6,580	6,550	6,530	6,500	6,480	6,450	
81 ～ 90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630	81 ～ 90	5,900	5,790	5,750	5,700	5,640	5,620	5,590	5,570	5,550	5,530	
91 ～ 100	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690	91 ～ 100	4,920	4,820	4,790	4,750	4,700	4,680	4,660	4,640	4,620	4,610	
101 ～ 110	4,650	4,550	4,510	4,450	4,410	4,380	101 ～ 110	4,590	4,500	4,470	4,430	4,380	4,370	4,350	4,330	4,320	4,300	
111 ～ 120	4,320	4,220	4,190	4,130	4,100	4,060	111 ～ 120	4,260	4,180	4,150	4,120	4,070	4,050	4,040	4,020	4,010	3,990	
121 ～ 130	3,990	3,900	3,870	3,810	3,780	3,750	121 ～ 130	3,930	3,860	3,830	3,800	3,760	3,740	3,730	3,710	3,700	3,680	
131 ～ 140	3,650	3,570	3,550	3,490	3,470	3,440	131 ～ 140	3,600	3,540	3,510	3,480	3,440	3,430	3,420	3,400	3,390	3,380	
141 ～ 150	3,320	3,250	3,220	3,170	3,150	3,130	141 ～ 150	3,280	3,210	3,190	3,170	3,130	3,120	3,110	3,090	3,080	3,070	
151 ～ 160	3,210	3,140	3,120	3,070	3,050	3,020	151 ～ 160	3,170	3,110	3,080	3,060	3,030	3,010	3,000	2,990	2,980	2,970	
161 ～ 170	3,100	3,030	3,010	2,960	2,940	2,920	161 ～ 170	3,060	3,000	2,980	2,960	2,920	2,910	2,900	2,890	2,880	2,860	
171 ～ 180	2,990	2,920	2,900	2,860	2,830	2,810	171 ～ 180	2,950	2,890	2,870	2,850	2,820	2,810	2,790	2,780	2,770	2,760	
181 ～ 190	2,880	2,810	2,790	2,750	2,730	2,710	181 ～ 190	2,840	2,780	2,760	2,740	2,710	2,700	2,690	2,680	2,670	2,660	
191人以上	2,770	2,710	2,690	2,640	2,620	2,600	191人以上	2,730	2,680	2,660	2,640	2,610	2,600	2,590	2,580	2,570	2,560	

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
30人まで	15,520	15,400	15,180	15,040	14,670
31 ～ 40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41 ～ 50	9,310	9,240	9,080	9,020	8,800
51 ～ 60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920
61 ～ 70	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040
71 ～ 80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160
81 ～ 90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280
91 ～ 100	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400
101 ～ 110	4,340	4,310	4,240	4,210	4,100
111 ～ 120	4,030	4,000	3,940	3,910	3,810
121 ～ 130	3,720	3,690	3,630	3,610	3,520
131 ～ 140	3,410	3,380	3,330	3,300	3,220
141 ～ 150	3,100	3,080	3,030	3,000	2,930
151 ～ 160	3,000	2,970	2,930	2,900	2,830
161 ～ 170	2,890	2,870	2,830	2,800	2,730
171 ～ 180	2,790	2,770	2,730	2,700	2,640
181 ～ 190	2,690	2,670	2,620	2,600	2,540
191人以上	2,580	2,560	2,520	2,500	2,440

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31 ～ 40人	12,240	12,190	12,150	12,100	12,000	11,950	11,900	11,810	11,710
41 ～ 50	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780
51 ～ 60	8,280	8,230	8,200	8,160	8,100	8,060	8,030	7,970	7,900
61 ～ 70	7,340	7,310	7,290	7,260	7,200	7,170	7,140	7,080	7,020
71 ～ 80	6,420	6,400	6,370	6,350	6,300	6,270	6,250	6,200	6,140
81 ～ 90	5,510	5,480	5,460	5,440	5,400	5,380	5,350	5,310	5,270
91 ～ 100	4,590	4,570	4,550	4,530	4,500	4,480	4,460	4,420	4,390
101 ～ 110	4,280	4,260	4,250	4,230	4,200	4,180	4,160	4,130	4,090
111 ～ 120	3,980	3,960	3,940	3,930	3,900	3,880	3,870	3,830	3,800
121 ～ 130	3,670	3,650	3,640	3,630	3,600	3,580	3,570	3,540	3,510
131 ～ 140	3,360	3,350	3,340	3,320	3,300	3,280	3,270	3,240	3,220
141 ～ 150	3,060	3,040	3,030	3,020	3,000	2,980	2,970	2,950	2,920
151 ～ 160	2,960	2,940	2,930	2,920	2,900	2,880	2,870	2,850	2,830
161 ～ 170	2,850	2,840	2,830	2,820	2,800	2,790	2,770	2,750	2,730
171 ～ 180	2,750	2,740	2,730	2,720	2,700	2,690	2,670	2,650	2,630
181 ～ 190	2,650	2,640	2,630	2,620	2,600	2,590	2,580	2,550	2,530
191人以上	2,550	2,540	2,530	2,520	2,500	2,490	2,480	2,460	2,440

改正後							現行										
イ 乳児院							イ 乳児院										
地域区分	15/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
15人まで	33,250	32,510	32,270	31,780	31,540	31,300	15人まで	32,800	32,190	31,950	31,700	31,340	31,220	31,100	30,980	30,850	30,730
16 ~ 20人	24,930	24,390	24,200	23,840	23,650	23,470	16 ~ 20人	24,600	24,140	23,960	23,780	23,500	23,410	23,320	23,230	23,140	23,050
21 ~ 25	19,950	19,510	19,360	19,070	18,920	18,780	21 ~ 25	19,680	19,310	19,170	19,020	18,800	18,730	18,660	18,580	18,510	18,440
26 ~ 30	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650	26 ~ 30	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,490	15,420	15,360
31 ~ 35	14,960	14,630	14,520	14,300	14,190	14,080	31 ~ 35	14,760	14,480	14,370	14,260	14,100	14,050	13,990	13,940	13,880	13,830
36 ~ 40	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520	36 ~ 40	13,120	12,870	12,780	12,680	12,530	12,480	12,440	12,390	12,340	12,290
41 ~ 45	11,630	11,380	11,290	11,120	11,040	10,950	41 ~ 45	11,480	11,260	11,180	11,090	10,970	10,920	10,880	10,840	10,800	10,750
46 ~ 50	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390	46 ~ 50	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,290	9,250	9,220
51 ~ 55	9,470	9,260	9,190	9,060	8,990	8,920	51 ~ 55	9,340	9,170	9,100	9,030	8,930	8,890	8,860	8,820	8,790	8,760
56 ~ 60	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450	56 ~ 60	8,850	8,690	8,620	8,560	8,460	8,430	8,390	8,360	8,330	8,290
61 ~ 65	8,470	8,290	8,230	8,100	8,040	7,980	61 ~ 65	8,360	8,200	8,140	8,080	7,990	7,960	7,930	7,900	7,860	7,830
66 ~ 70	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510	66 ~ 70	7,870	7,720	7,660	7,610	7,520	7,490	7,460	7,430	7,400	7,370
71 ~ 75	7,480	7,310	7,260	7,150	7,090	7,040	71 ~ 75	7,380	7,240	7,180	7,130	7,050	7,020	6,990	6,970	6,940	6,910
76 ~ 80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570	76 ~ 80	6,880	6,760	6,710	6,650	6,580	6,550	6,530	6,500	6,480	6,450
81 ~ 85	6,480	6,340	6,290	6,190	6,150	6,100	81 ~ 85	6,390	6,270	6,230	6,180	6,110	6,080	6,060	6,040	6,010	5,990
86 ~ 90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630	86 ~ 90	5,900	5,790	5,750	5,700	5,640	5,620	5,590	5,570	5,550	5,530
91 ~ 95	5,480	5,360	5,320	5,240	5,200	5,160	91 ~ 95	5,410	5,310	5,270	5,230	5,170	5,150	5,130	5,110	5,090	5,070
96人以上	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690	96人以上	4,920	4,820	4,790	4,750	4,700	4,680	4,660	4,640	4,620	4,610

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
15人まで	31,050	30,810	30,320	30,080	29,350
16 ~ 20人	23,290	23,110	22,740	22,560	22,010
21 ~ 25	18,630	18,480	18,190	18,050	17,610
26 ~ 30	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 35	13,970	13,860	13,640	13,530	13,200
36 ~ 40	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41 ~ 45	10,870	10,780	10,610	10,520	10,270
46 ~ 50	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
51 ~ 55	8,850	8,780	8,640	8,570	8,360
56 ~ 60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920
61 ~ 65	7,920	7,850	7,730	7,670	7,480
66 ~ 70	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040
71 ~ 75	6,980	6,930	6,820	6,760	6,600
76 ~ 80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160
81 ~ 85	6,050	6,000	5,910	5,860	5,720
86 ~ 90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280
91 ~ 95	5,120	5,080	5,000	4,960	4,840
96人以上	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
15人まで	30,610	30,490	30,370	30,250	30,000	29,880	29,760	29,520	29,280
16 ~ 20人	22,960	22,870	22,780	22,690	22,500	22,410	22,320	22,140	21,960
21 ~ 25	18,370	18,290	18,220	18,150	18,000	17,930	17,860	17,710	17,560
26 ~ 30	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31 ~ 35	13,770	13,720	13,660	13,610	13,500	13,450	13,390	13,280	13,170
36 ~ 40	12,240	12,190	12,150	12,100	12,000	11,950	11,900	11,810	11,710
41 ~ 45	10,710	10,670	10,630	10,590	10,500	10,460	10,410	10,330	10,240
46 ~ 50	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780
51 ~ 55	8,720	8,690	8,650	8,620	8,550	8,510	8,480	8,410	8,340
56 ~ 60	8,260	8,230	8,200	8,160	8,100	8,060	8,030	7,970	7,900
61 ~ 65	7,800	7,770	7,740	7,710	7,650	7,620	7,590	7,520	7,460
66 ~ 70	7,340	7,310	7,280	7,260	7,200	7,170	7,140	7,080	7,020
71 ~ 75	6,880	6,860	6,830	6,800	6,750	6,720	6,690	6,640	6,580
76 ~ 80	6,420	6,400	6,370	6,350	6,300	6,270	6,250	6,200	6,140
81 ~ 85	5,970	5,940	5,920	5,890	5,850	5,820	5,800	5,750	5,710
86 ~ 90	5,510	5,480	5,460	5,440	5,400	5,380	5,350	5,310	5,270
91 ~ 95	5,050	5,030	5,010	4,990	4,950	4,930	4,910	4,870	4,830
96人以上	4,590	4,570	4,550	4,530	4,500	4,480	4,460	4,420	4,390

改正後							現行										
ウ 情緒障害児短期治療施設							ウ 情緒障害児短期治療施設										
地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	9.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650	30人まで	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,490	15,420	15,360
31 ～ 40人	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520	31 ～ 40人	13,120	12,870	12,780	12,680	12,530	12,480	12,440	12,390	12,340	12,290
41人以上	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390	41人以上	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,290	9,250	9,220

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ～ 40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41人以上	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31 ～ 40人	12,240	12,180	12,150	12,100	12,000	11,950	11,900	11,810	11,710
41人以上	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780

改正後

(7)家庭支援専門相談員加算分保護単価
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31 ~ 40人	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520
41 ~ 50	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
51 ~ 60	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450
61 ~ 70	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510
71 ~ 80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570
81 ~ 90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630
91 ~ 100	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690
101 ~ 110	4,650	4,550	4,510	4,450	4,410	4,380
111 ~ 120	4,320	4,220	4,190	4,130	4,100	4,060
121 ~ 130	3,990	3,900	3,870	3,810	3,780	3,750
131 ~ 140	3,650	3,570	3,550	3,490	3,470	3,440
141 ~ 150	3,320	3,250	3,220	3,170	3,150	3,130
151 ~ 160	3,210	3,140	3,120	3,070	3,050	3,020
161 ~ 170	3,100	3,030	3,010	2,960	2,940	2,920
171 ~ 180	2,990	2,920	2,900	2,860	2,830	2,810
181 ~ 190	2,880	2,810	2,790	2,750	2,730	2,710
191人以上	2,770	2,710	2,690	2,640	2,620	2,600

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41 ~ 50	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
51 ~ 60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920
61 ~ 70	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040
71 ~ 80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160
81 ~ 90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280
91 ~ 100	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400
101 ~ 110	4,340	4,310	4,240	4,210	4,100
111 ~ 120	4,030	4,000	3,940	3,910	3,810
121 ~ 130	3,720	3,690	3,630	3,610	3,520
131 ~ 140	3,410	3,380	3,330	3,300	3,220
141 ~ 150	3,100	3,080	3,030	3,000	2,930
151 ~ 160	3,000	2,970	2,930	2,900	2,830
161 ~ 170	2,890	2,870	2,830	2,800	2,730
171 ~ 180	2,790	2,770	2,730	2,700	2,640
181 ~ 190	2,690	2,670	2,620	2,600	2,540
191人以上	2,580	2,560	2,520	2,500	2,440

現行

(7)家庭支援専門相談員加算分保護単価
ア 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,490	15,420	15,360
31 ~ 40人	13,120	12,870	12,780	12,680	12,530	12,480	12,440	12,390	12,340	12,290
41 ~ 50	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,290	9,250	9,220
51 ~ 60	8,850	8,690	8,620	8,560	8,460	8,430	8,390	8,360	8,330	8,290
61 ~ 70	7,870	7,720	7,660	7,610	7,520	7,490	7,460	7,430	7,400	7,370
71 ~ 80	6,880	6,760	6,710	6,650	6,580	6,550	6,530	6,500	6,480	6,450
81 ~ 90	5,900	5,790	5,750	5,700	5,640	5,620	5,590	5,570	5,550	5,530
91 ~ 100	4,920	4,820	4,790	4,750	4,700	4,680	4,660	4,640	4,620	4,610
101 ~ 110	4,590	4,500	4,470	4,430	4,380	4,370	4,350	4,330	4,320	4,300
111 ~ 120	4,260	4,180	4,150	4,120	4,070	4,050	4,040	4,020	4,010	3,990
121 ~ 130	3,930	3,860	3,830	3,800	3,760	3,740	3,730	3,710	3,700	3,680
131 ~ 140	3,600	3,540	3,510	3,480	3,440	3,430	3,420	3,400	3,390	3,380
141 ~ 150	3,280	3,210	3,190	3,170	3,130	3,120	3,110	3,090	3,080	3,070
151 ~ 160	3,170	3,110	3,080	3,060	3,030	3,010	3,000	2,990	2,980	2,970
161 ~ 170	3,060	3,000	2,980	2,960	2,920	2,910	2,900	2,890	2,880	2,860
171 ~ 180	2,950	2,890	2,870	2,850	2,820	2,810	2,790	2,780	2,770	2,760
181 ~ 190	2,840	2,790	2,760	2,740	2,710	2,700	2,690	2,680	2,670	2,660
191人以上	2,730	2,680	2,660	2,640	2,610	2,600	2,590	2,580	2,570	2,560

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31 ~ 40人	12,240	12,190	12,150	12,100	12,000	11,950	11,900	11,810	11,710
41 ~ 50	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780
51 ~ 60	8,260	8,230	8,200	8,160	8,100	8,060	8,030	7,970	7,900
61 ~ 70	7,340	7,310	7,280	7,260	7,200	7,170	7,140	7,080	7,020
71 ~ 80	6,420	6,400	6,370	6,350	6,300	6,270	6,250	6,200	6,140
81 ~ 90	5,510	5,480	5,460	5,440	5,400	5,380	5,350	5,310	5,270
91 ~ 100	4,590	4,570	4,550	4,530	4,500	4,480	4,460	4,420	4,390
101 ~ 110	4,280	4,260	4,250	4,230	4,200	4,180	4,160	4,130	4,090
111 ~ 120	3,980	3,960	3,940	3,930	3,900	3,880	3,870	3,830	3,800
121 ~ 130	3,670	3,650	3,640	3,630	3,600	3,580	3,570	3,540	3,510
131 ~ 140	3,360	3,350	3,340	3,320	3,300	3,280	3,270	3,240	3,220
141 ~ 150	3,060	3,040	3,030	3,020	3,000	2,980	2,970	2,950	2,920
151 ~ 160	2,960	2,940	2,930	2,920	2,900	2,880	2,870	2,850	2,830
161 ~ 170	2,850	2,840	2,830	2,820	2,800	2,780	2,770	2,750	2,730
171 ~ 180	2,750	2,740	2,730	2,720	2,700	2,690	2,670	2,650	2,630
181 ~ 190	2,650	2,640	2,630	2,620	2,600	2,590	2,580	2,550	2,530
191人以上	2,550	2,540	2,530	2,520	2,500	2,490	2,480	2,460	2,440

改正後

イ 乳児院						
地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
15人まで	33,250	32,510	32,270	31,780	31,540	31,300
16 ～ 20人	24,930	24,390	24,200	23,840	23,650	23,470
21 ～ 25	19,950	19,510	19,360	19,070	18,920	18,780
26 ～ 30	16,820	16,280	16,130	15,890	15,770	15,650
31 ～ 35	14,960	14,630	14,520	14,300	14,190	14,080
36 ～ 40	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520
41 ～ 45	11,630	11,380	11,290	11,120	11,040	10,950
46 ～ 50	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
51 ～ 55	9,470	9,260	9,190	9,060	8,990	8,920
56 ～ 60	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450
61 ～ 65	8,470	8,290	8,230	8,100	8,040	7,980
66 ～ 70	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510
71 ～ 75	7,480	7,310	7,260	7,150	7,090	7,040
76 ～ 80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570
81 ～ 85	6,480	6,340	6,290	6,190	6,150	6,100
86 ～ 90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630
91 ～ 95	5,480	5,360	5,320	5,240	5,200	5,160
96人以上	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
15人まで	31,050	30,810	30,320	30,080	29,350
16 ～ 20人	23,280	23,110	22,740	22,560	22,010
21 ～ 25	18,630	18,480	18,190	18,050	17,610
26 ～ 30	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ～ 35	13,970	13,860	13,640	13,530	13,200
36 ～ 40	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41 ～ 45	10,870	10,780	10,610	10,520	10,270
46 ～ 50	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
51 ～ 55	8,850	8,780	8,640	8,570	8,360
56 ～ 60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920
61 ～ 65	7,920	7,850	7,730	7,670	7,480
66 ～ 70	7,450	7,380	7,270	7,220	7,040
71 ～ 75	6,980	6,930	6,820	6,760	6,600
76 ～ 80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160
81 ～ 85	6,050	6,000	5,910	5,860	5,720
86 ～ 90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280
91 ～ 95	5,120	5,080	5,000	4,960	4,840
96人以上	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400

現行

イ 乳児院										
地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
15人まで	32,800	32,190	31,950	31,700	31,340	31,220	31,100	30,980	30,850	30,730
16 ～ 20人	24,600	24,140	23,960	23,780	23,500	23,410	23,320	23,230	23,140	23,050
21 ～ 25	19,680	19,310	19,170	19,020	18,800	18,730	18,660	18,580	18,510	18,440
26 ～ 30	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,490	15,420	15,360
31 ～ 35	14,760	14,460	14,370	14,260	14,100	14,050	13,990	13,940	13,880	13,830
36 ～ 40	13,120	12,870	12,780	12,680	12,530	12,480	12,440	12,390	12,340	12,290
41 ～ 45	11,480	11,260	11,180	11,090	10,970	10,920	10,880	10,840	10,800	10,750
46 ～ 50	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,290	9,250	9,220
51 ～ 55	9,340	9,170	9,100	9,030	8,930	8,890	8,860	8,820	8,790	8,760
56 ～ 60	8,850	8,690	8,620	8,560	8,460	8,430	8,390	8,360	8,330	8,290
61 ～ 65	8,360	8,200	8,140	8,080	7,990	7,960	7,930	7,900	7,860	7,830
66 ～ 70	7,870	7,720	7,660	7,610	7,520	7,480	7,460	7,430	7,400	7,370
71 ～ 75	7,380	7,240	7,180	7,130	7,050	7,020	6,990	6,970	6,940	6,910
76 ～ 80	6,880	6,760	6,710	6,650	6,580	6,550	6,530	6,500	6,480	6,450
81 ～ 85	6,390	6,270	6,230	6,180	6,110	6,080	6,060	6,040	6,010	5,990
86 ～ 90	5,900	5,790	5,750	5,700	5,640	5,620	5,590	5,570	5,550	5,530
91 ～ 95	5,410	5,310	5,270	5,230	5,170	5,150	5,130	5,110	5,090	5,070
96人以上	4,920	4,820	4,790	4,750	4,700	4,680	4,660	4,640	4,620	4,610

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
15人まで	30,610	30,490	30,370	30,250	30,000	29,880	29,760	29,520	29,280
16 ～ 20人	22,960	22,870	22,780	22,680	22,500	22,410	22,320	22,140	21,960
21 ～ 25	18,370	18,290	18,220	18,150	18,000	17,930	17,860	17,710	17,560
26 ～ 30	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31 ～ 35	13,770	13,720	13,660	13,610	13,500	13,450	13,390	13,280	13,170
36 ～ 40	12,240	12,190	12,150	12,100	12,000	11,950	11,900	11,810	11,710
41 ～ 45	10,710	10,670	10,630	10,580	10,500	10,460	10,410	10,330	10,240
46 ～ 50	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780
51 ～ 55	8,720	8,690	8,660	8,620	8,550	8,510	8,480	8,410	8,340
56 ～ 60	8,260	8,230	8,200	8,160	8,100	8,060	8,030	7,970	7,900
61 ～ 65	7,800	7,770	7,740	7,710	7,650	7,620	7,590	7,520	7,460
66 ～ 70	7,340	7,310	7,290	7,260	7,200	7,170	7,140	7,080	7,020
71 ～ 75	6,880	6,860	6,830	6,800	6,750	6,720	6,690	6,640	6,580
76 ～ 80	6,420	6,400	6,370	6,350	6,300	6,270	6,250	6,200	6,140
81 ～ 85	5,970	5,940	5,920	5,890	5,850	5,820	5,800	5,750	5,710
86 ～ 90	5,510	5,480	5,460	5,440	5,400	5,380	5,350	5,310	5,270
91 ～ 95	5,050	5,030	5,010	4,990	4,950	4,930	4,910	4,870	4,830
96人以上	4,590	4,570	4,550	4,530	4,500	4,480	4,460	4,420	4,390

改正後							現行										
ウ 情緒障害児短期治療施設							ウ 情緒障害児短期治療施設										
地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650	30人まで	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,490	15,420	15,360
31 ～ 40人	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520	31 ～ 40人	13,120	12,870	12,780	12,680	12,530	12,480	12,440	12,390	12,340	12,290
41人以上	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390	41人以上	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,280	9,250	9,220

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670	30人まで	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31 ～ 40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740	31 ～ 40人	12,240	12,180	12,150	12,100	12,000	11,950	11,900	11,810	11,710
41人以上	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800	41人以上	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780

改正後								現行											
(8)心理療法担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設(常勤職員)								(8)心理療法担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設(常勤職員)											
地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100		地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	9.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100	
定員	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,620	16,260	16,130	15,990	15,770	15,650		30人まで	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,490	15,420	15,360	
31 ~ 40人	13,300	13,090	12,910	12,710	12,610	12,520		31 ~ 40人	13,120	12,870	12,780	12,680	12,530	12,480	12,440	12,390	12,340	12,290	
41 ~ 50	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390		41 ~ 50	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,290	9,250	9,220	
51 ~ 60	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450		51 ~ 60	8,850	8,690	8,620	8,560	8,460	8,430	8,390	8,360	8,330	8,290	
61 ~ 70	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510		61 ~ 70	7,870	7,720	7,660	7,610	7,520	7,490	7,460	7,430	7,400	7,370	
71 ~ 80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570		71 ~ 80	6,880	6,760	6,710	6,650	6,580	6,550	6,530	6,500	6,480	6,450	
81 ~ 90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630		81 ~ 90	5,900	5,790	5,750	5,700	5,640	5,620	5,590	5,570	5,550	5,530	
91 ~ 100	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690		91 ~ 100	4,920	4,820	4,790	4,750	4,700	4,680	4,660	4,640	4,620	4,610	
101 ~ 110	4,650	4,550	4,510	4,450	4,410	4,380		101 ~ 110	4,590	4,500	4,470	4,430	4,380	4,370	4,350	4,330	4,320	4,300	
111 ~ 120	4,320	4,220	4,190	4,130	4,100	4,060		111 ~ 120	4,260	4,180	4,150	4,120	4,070	4,050	4,040	4,020	4,010	3,990	
121 ~ 130	3,990	3,900	3,870	3,810	3,780	3,750		121 ~ 130	3,930	3,860	3,830	3,800	3,760	3,740	3,730	3,710	3,700	3,680	
131 ~ 140	3,650	3,570	3,550	3,490	3,470	3,440		131 ~ 140	3,600	3,540	3,510	3,480	3,440	3,430	3,420	3,400	3,390	3,380	
141 ~ 150	3,320	3,250	3,220	3,170	3,150	3,130		141 ~ 150	3,280	3,210	3,190	3,170	3,130	3,120	3,110	3,090	3,080	3,070	
151 ~ 160	3,210	3,140	3,120	3,070	3,050	3,020		151 ~ 160	3,170	3,110	3,080	3,060	3,030	3,010	3,000	2,990	2,980	2,970	
161 ~ 170	3,100	3,030	3,010	2,960	2,940	2,920		161 ~ 170	3,060	3,000	2,980	2,960	2,920	2,910	2,900	2,890	2,880	2,860	
171 ~ 180	2,990	2,920	2,900	2,860	2,830	2,810		171 ~ 180	2,950	2,890	2,870	2,850	2,820	2,810	2,790	2,780	2,770	2,760	
181 ~ 190	2,880	2,810	2,790	2,750	2,730	2,710		181 ~ 190	2,840	2,790	2,760	2,740	2,710	2,700	2,690	2,680	2,670	2,660	
191人以上	2,770	2,710	2,690	2,640	2,620	2,600		191人以上	2,730	2,680	2,660	2,640	2,610	2,600	2,590	2,580	2,570	2,560	

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41 ~ 50	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
51 ~ 60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920
61 ~ 70	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040
71 ~ 80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160
81 ~ 90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280
91 ~ 100	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400
101 ~ 110	4,340	4,310	4,240	4,210	4,100
111 ~ 120	4,030	4,000	3,940	3,910	3,810
121 ~ 130	3,720	3,690	3,630	3,610	3,520
131 ~ 140	3,410	3,380	3,330	3,300	3,220
141 ~ 150	3,100	3,080	3,030	3,000	2,930
151 ~ 160	3,000	2,970	2,930	2,900	2,830
161 ~ 170	2,890	2,870	2,830	2,800	2,730
171 ~ 180	2,790	2,770	2,730	2,700	2,640
181 ~ 190	2,690	2,670	2,620	2,600	2,540
191人以上	2,580	2,560	2,520	2,500	2,440

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31 ~ 40人	12,240	12,190	12,150	12,100	12,000	11,950	11,900	11,810	11,710
41 ~ 50	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780
51 ~ 60	8,260	8,230	8,200	8,160	8,100	8,060	8,030	7,970	7,900
61 ~ 70	7,340	7,310	7,290	7,260	7,200	7,170	7,140	7,080	7,020
71 ~ 80	6,420	6,400	6,370	6,350	6,300	6,270	6,250	6,200	6,140
81 ~ 90	5,510	5,480	5,460	5,440	5,400	5,380	5,350	5,310	5,270
91 ~ 100	4,590	4,570	4,550	4,530	4,500	4,480	4,460	4,420	4,390
101 ~ 110	4,280	4,260	4,250	4,230	4,200	4,180	4,160	4,130	4,090
111 ~ 120	3,980	3,960	3,940	3,930	3,900	3,880	3,870	3,830	3,800
121 ~ 130	3,670	3,650	3,640	3,630	3,600	3,580	3,570	3,540	3,510
131 ~ 140	3,360	3,350	3,340	3,320	3,300	3,280	3,270	3,240	3,220
141 ~ 150	3,060	3,040	3,030	3,020	3,000	2,980	2,970	2,950	2,920
151 ~ 160	2,960	2,940	2,930	2,920	2,900	2,880	2,870	2,850	2,830
161 ~ 170	2,850	2,840	2,830	2,820	2,800	2,790	2,770	2,750	2,730
171 ~ 180	2,750	2,740	2,730	2,720	2,700	2,690	2,670	2,650	2,630
181 ~ 190	2,650	2,640	2,630	2,620	2,600	2,590	2,580	2,550	2,530
191人以上	2,550	2,540	2,530	2,520	2,500	2,490	2,480	2,460	2,440

改正後							現行										
イ 乳児院(常勤職員)							イ 乳児院(常勤職員)										
地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
15人まで	33,250	32,510	32,270	31,780	31,540	31,300	15人まで	32,600	32,190	31,950	31,700	31,340	31,220	31,100	30,980	30,850	30,730
16 ～ 20人	24,930	24,390	24,200	23,840	23,650	23,470	16 ～ 20人	24,600	24,140	23,960	23,780	23,500	23,410	23,320	23,230	23,140	23,050
21 ～ 25	19,950	19,510	19,360	19,070	18,920	18,780	21 ～ 25	19,680	19,310	19,170	19,020	18,800	18,730	18,660	18,580	18,510	18,440
26 ～ 30	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650	26 ～ 30	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,490	15,420	15,360
31 ～ 35	14,960	14,630	14,520	14,300	14,190	14,080	31 ～ 35	14,760	14,480	14,370	14,260	14,100	14,050	13,990	13,940	13,880	13,830
36 ～ 40	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520	36 ～ 40	13,120	12,870	12,780	12,680	12,530	12,480	12,440	12,390	12,340	12,290
41 ～ 45	11,630	11,380	11,290	11,120	11,040	10,950	41 ～ 45	11,480	11,260	11,180	11,090	10,970	10,920	10,880	10,840	10,800	10,750
46 ～ 50	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390	46 ～ 50	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,290	9,250	9,220
51 ～ 55	9,470	9,260	9,190	9,060	8,990	8,920	51 ～ 55	9,340	9,170	9,100	9,030	8,930	8,890	8,860	8,820	8,790	8,760
56 ～ 60	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450	56 ～ 60	8,850	8,690	8,620	8,550	8,460	8,430	8,390	8,360	8,330	8,290
61 ～ 65	8,470	8,290	8,230	8,100	8,040	7,980	61 ～ 65	8,360	8,200	8,140	8,080	7,990	7,960	7,930	7,900	7,860	7,830
66 ～ 70	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510	66 ～ 70	7,870	7,720	7,660	7,610	7,520	7,490	7,460	7,430	7,400	7,370
71 ～ 75	7,480	7,310	7,260	7,150	7,090	7,040	71 ～ 75	7,380	7,240	7,180	7,130	7,050	7,020	6,990	6,970	6,940	6,910
76 ～ 80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570	76 ～ 80	6,880	6,760	6,710	6,650	6,580	6,550	6,530	6,500	6,480	6,450
81 ～ 85	6,480	6,340	6,290	6,190	6,150	6,100	81 ～ 85	6,390	6,270	6,230	6,180	6,110	6,080	6,060	6,040	6,010	5,990
86 ～ 90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630	86 ～ 90	5,900	5,790	5,750	5,700	5,640	5,620	5,590	5,570	5,550	5,530
91 ～ 95	5,480	5,360	5,320	5,240	5,200	5,160	91 ～ 95	5,410	5,310	5,270	5,230	5,170	5,150	5,130	5,110	5,090	5,070
96人以上	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690	96人以上	4,920	4,820	4,790	4,750	4,700	4,680	4,660	4,640	4,620	4,610

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
15人まで	31,050	30,810	30,320	30,080	29,350
16 ～ 20人	23,290	23,110	22,740	22,560	22,010
21 ～ 25	18,630	18,480	18,190	18,050	17,610
26 ～ 30	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ～ 35	13,970	13,860	13,640	13,530	13,200
36 ～ 40	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41 ～ 45	10,870	10,780	10,610	10,520	10,270
46 ～ 50	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
51 ～ 55	8,850	8,780	8,640	8,570	8,360
56 ～ 60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920
61 ～ 65	7,920	7,850	7,730	7,670	7,480
66 ～ 70	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040
71 ～ 75	6,980	6,930	6,820	6,760	6,600
76 ～ 80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160
81 ～ 85	6,050	6,000	5,910	5,860	5,720
86 ～ 90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280
91 ～ 95	5,120	5,080	5,000	4,960	4,840
96人以上	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
15人まで	30,610	30,490	30,370	30,250	30,000	29,880	29,760	29,520	29,280
16 ～ 20人	22,960	22,870	22,780	22,680	22,500	22,410	22,320	22,140	21,960
21 ～ 25	18,370	18,290	18,220	18,150	18,000	17,930	17,860	17,710	17,560
26 ～ 30	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31 ～ 35	13,770	13,720	13,660	13,610	13,500	13,450	13,390	13,280	13,170
36 ～ 40	12,240	12,190	12,150	12,100	12,000	11,950	11,900	11,810	11,710
41 ～ 45	10,710	10,670	10,630	10,580	10,500	10,460	10,410	10,330	10,240
46 ～ 50	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780
51 ～ 55	8,720	8,690	8,650	8,620	8,550	8,510	8,480	8,410	8,340
56 ～ 60	8,260	8,230	8,200	8,160	8,100	8,060	8,030	7,970	7,900
61 ～ 65	7,800	7,770	7,740	7,710	7,650	7,620	7,590	7,520	7,460
66 ～ 70	7,340	7,310	7,290	7,260	7,200	7,170	7,140	7,080	7,020
71 ～ 75	6,880	6,860	6,830	6,800	6,750	6,720	6,690	6,640	6,580
76 ～ 80	6,420	6,400	6,370	6,350	6,300	6,270	6,250	6,200	6,140
81 ～ 85	5,970	5,940	5,920	5,890	5,850	5,820	5,800	5,750	5,710
86 ～ 90	5,510	5,480	5,460	5,440	5,400	5,380	5,350	5,310	5,270
91 ～ 95	5,050	5,030	5,010	4,990	4,950	4,930	4,910	4,870	4,830
96人以上	4,590	4,570	4,550	4,530	4,500	4,480	4,460	4,420	4,390

改正後

ウ 母子生活支援施設(常勤職員)

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,250	32,510	32,270	31,780	31,540	31,300
世帯						
11 ~ 20	24,930	24,390	24,200	23,840	23,650	23,470
21 ~ 30	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31 ~ 40	12,460	12,190	12,100	11,920	11,830	11,730
41 ~ 50	11,220	10,970	10,890	10,720	10,640	10,560
51 ~ 60	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
61 ~ 70	8,720	8,530	8,470	8,340	8,260	8,210
71 ~ 80	7,480	7,310	7,260	7,150	7,090	7,040
81 ~ 90	6,230	6,090	6,050	5,960	5,910	5,860
91世帯以上	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
10世帯まで	31,050	30,810	30,320	30,080	29,350
世帯					
11 ~ 20	23,290	23,110	22,740	22,560	22,010
21 ~ 30	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 40	11,640	11,550	11,370	11,280	11,000
41 ~ 50	10,480	10,400	10,230	10,150	9,900
51 ~ 60	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
61 ~ 70	8,150	8,080	7,960	7,890	7,700
71 ~ 80	6,980	6,930	6,820	6,760	6,600
81 ~ 90	5,820	5,770	5,680	5,640	5,500
91世帯以上	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400

現行

ウ 母子生活支援施設(常勤職員)

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	32,800	32,190	31,950	31,700	31,340	31,220	31,100	30,980	30,850	30,730
世帯										
11 ~ 20	24,600	24,140	23,960	23,780	23,500	23,410	23,320	23,230	23,140	23,050
21 ~ 30	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,490	15,420	15,360
31 ~ 40	12,300	12,070	11,980	11,890	11,750	11,700	11,660	11,610	11,570	11,520
41 ~ 50	11,070	10,860	10,780	10,700	10,570	10,530	10,490	10,450	10,410	10,370
51 ~ 60	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,290	9,250	9,220
61 ~ 70	8,610	8,450	8,380	8,320	8,220	8,190	8,160	8,130	8,100	8,060
71 ~ 80	7,380	7,240	7,180	7,130	7,050	7,020	6,990	6,970	6,940	6,910
81 ~ 90	6,150	6,030	5,990	5,940	5,870	5,850	5,830	5,800	5,780	5,760
91世帯以上	4,920	4,820	4,790	4,750	4,700	4,680	4,660	4,640	4,620	4,610

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	30,610	30,490	30,370	30,250	30,000	29,880	29,760	29,520	29,280
世帯									
11 ~ 20	22,960	22,870	22,780	22,680	22,500	22,410	22,320	22,140	21,960
21 ~ 30	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31 ~ 40	11,480	11,430	11,390	11,340	11,250	11,200	11,160	11,070	10,980
41 ~ 50	10,330	10,290	10,250	10,210	10,120	10,080	10,040	9,960	9,880
51 ~ 60	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780
61 ~ 70	8,030	8,000	7,970	7,940	7,870	7,840	7,810	7,750	7,680
71 ~ 80	6,880	6,860	6,830	6,800	6,750	6,720	6,690	6,640	6,580
81 ~ 90	5,740	5,710	5,690	5,670	5,620	5,600	5,580	5,530	5,490
91世帯以上	4,590	4,570	4,550	4,530	4,500	4,480	4,460	4,420	4,390

改正後

エ 児童養護施設、児童自立支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月 額
30人まで	9,320
31 ~ 40人	6,990
41 ~ 50	5,590
51 ~ 60	4,660
61 ~ 70	3,990
71 ~ 80	3,490
81 ~ 90	3,100
91 ~ 100	2,790
101 ~ 110	2,540
111 ~ 120	2,330
121 ~ 130	2,150
131 ~ 140	1,990
141 ~ 150	1,860
151 ~ 160	1,740
161 ~ 170	1,640
171 ~ 180	1,550
181 ~ 190	1,470
191人以上	1,390

オ 乳児院
(常勤の非常勤職員)

定員	月 額
15人まで	18,640
16 ~ 20	13,980
21 ~ 25	11,180
26 ~ 30	9,320
31 ~ 35	7,990
36 ~ 40	6,990
41 ~ 45	6,210
46 ~ 50	5,590
51 ~ 55	5,080
56 ~ 60	4,660
61 ~ 65	4,300
66 ~ 70	3,990
71 ~ 75	3,730
76 ~ 80	3,490
81 ~ 85	3,290
86 ~ 90	3,100
91 ~ 95	2,940
96人以上	2,790

カ 母子生活支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月 額
10世帯まで	27,970
世帯	
11 ~ 20	13,980
21 ~ 30	9,320
31 ~ 40	6,990
41 ~ 50	5,590
51 ~ 60	4,660
61 ~ 70	3,990
71 ~ 80	3,490
81 ~ 90	3,100
91世帯以上	2,790

現行

エ 児童養護施設、児童自立支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月 額
30人まで	9,300
31 ~ 40人	6,970
41 ~ 50	5,580
51 ~ 60	4,650
61 ~ 70	3,980
71 ~ 80	3,480
81 ~ 90	3,100
91 ~ 100	2,790
101 ~ 110	2,530
111 ~ 120	2,320
121 ~ 130	2,140
131 ~ 140	1,990
141 ~ 150	1,860
151 ~ 160	1,740
161 ~ 170	1,640
171 ~ 180	1,550
181 ~ 190	1,460
191人以上	1,390

オ 乳児院
(常勤の非常勤職員)

定員	月 額
15人まで	18,600
16 ~ 20	13,950
21 ~ 25	11,160
26 ~ 30	9,300
31 ~ 35	7,970
36 ~ 40	6,970
41 ~ 45	6,200
46 ~ 50	5,580
51 ~ 55	5,070
56 ~ 60	4,650
61 ~ 65	4,290
66 ~ 70	3,980
71 ~ 75	3,720
76 ~ 80	3,480
81 ~ 85	3,280
86 ~ 90	3,100
91 ~ 95	2,930
96人以上	2,790

カ 母子生活支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月 額
10世帯まで	27,900
世帯	
11 ~ 20	13,950
21 ~ 30	9,300
31 ~ 40	6,970
41 ~ 50	5,580
51 ~ 60	4,650
61 ~ 70	3,980
71 ~ 80	3,480
81 ~ 90	3,100
91世帯以上	2,790

改正後

キ 児童養護施設、児童自立支援施設
(非常勤職員)

定 員	月 額
30人まで	6,120
31 ~ 40人	4,590
41 ~ 50	3,670
51 ~ 60	3,060
61 ~ 70	2,620
71 ~ 80	2,290
81 ~ 90	2,040
91 ~ 100	1,830
101 ~ 110	<u>1,660</u>
111 ~ 120	1,530
121 ~ 130	1,410
131 ~ 140	1,310
141 ~ 150	1,220
151 ~ 160	1,140
161 ~ 170	1,080
171 ~ 180	1,020
181 ~ 190	960
191人以上	910

ク 乳児院
(非常勤職員)

定 員	月 額
15人まで	12,240
16 ~ 20	9,180
21 ~ 25	7,340
26 ~ 30	6,120
31 ~ 35	5,240
36 ~ 40	4,590
41 ~ 45	4,080
46 ~ 50	3,670
51 ~ 55	<u>3,330</u>
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,820
66 ~ 70	2,620
71 ~ 75	<u>2,440</u>
76 ~ 80	2,290
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96人以上	1,830

ケ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定 員	月 額
10世帯まで	<u>18,360</u>
世帯	
11 ~ 20	9,180
21 ~ 30	6,120
31 ~ 40	4,590
41 ~ 50	3,670
51 ~ 60	3,060
61 ~ 70	2,620
71 ~ 80	2,290
81 ~ 90	2,040
91世帯以上	1,830

現行

キ 児童養護施設、児童自立支援施設
(非常勤職員)

定 員	月 額
30人まで	6,120
31 ~ 40人	4,590
41 ~ 50	3,670
51 ~ 60	3,060
61 ~ 70	2,620
71 ~ 80	2,290
81 ~ 90	2,040
91 ~ 100	1,830
101 ~ 110	<u>1,670</u>
111 ~ 120	1,530
121 ~ 130	1,410
131 ~ 140	1,310
141 ~ 150	1,220
151 ~ 160	1,140
161 ~ 170	1,080
171 ~ 180	1,020
181 ~ 190	960
191人以上	910

ク 乳児院
(非常勤職員)

定 員	月 額
15人まで	12,240
16 ~ 20	9,180
21 ~ 25	7,340
26 ~ 30	6,120
31 ~ 35	5,240
36 ~ 40	4,590
41 ~ 45	4,080
46 ~ 50	3,670
51 ~ 55	<u>3,340</u>
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,820
66 ~ 70	2,620
71 ~ 75	<u>2,450</u>
76 ~ 80	2,290
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96人以上	1,830

ケ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定 員	月 額
10世帯まで	<u>18,370</u>
世帯	
11 ~ 20	9,180
21 ~ 30	6,120
31 ~ 40	4,590
41 ~ 50	3,670
51 ~ 60	3,060
61 ~ 70	2,620
71 ~ 80	2,290
81 ~ 90	2,040
91世帯以上	1,830

改正後							現行										
(9)個別対応職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(9)個別対応職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設										
地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650	30人まで	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,490	15,420	15,360
31 ~ 40人	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520	31 ~ 40人	13,120	12,870	12,780	12,680	12,530	12,480	12,440	12,390	12,340	12,290
41 ~ 50	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390	41 ~ 50	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,290	9,250	9,220
51 ~ 60	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450	51 ~ 60	8,850	8,680	8,620	8,560	8,460	8,430	8,390	8,360	8,330	8,290
61 ~ 70	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510	61 ~ 70	7,870	7,720	7,660	7,610	7,520	7,490	7,460	7,430	7,400	7,370
71 ~ 80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570	71 ~ 80	6,880	6,760	6,710	6,650	6,580	6,550	6,530	6,500	6,480	6,450
81 ~ 90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630	81 ~ 90	5,900	5,790	5,750	5,700	5,640	5,620	5,590	5,570	5,550	5,530
91 ~ 100	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690	91 ~ 100	4,920	4,820	4,790	4,750	4,700	4,680	4,660	4,640	4,620	4,610
101 ~ 110	4,650	4,550	4,510	4,450	4,410	4,380	101 ~ 110	4,590	4,500	4,470	4,430	4,380	4,370	4,350	4,330	4,320	4,300
111 ~ 120	4,320	4,220	4,190	4,130	4,100	4,060	111 ~ 120	4,260	4,180	4,150	4,120	4,070	4,050	4,040	4,020	4,010	3,990
121 ~ 130	3,990	3,900	3,870	3,810	3,780	3,750	121 ~ 130	3,930	3,860	3,830	3,800	3,760	3,740	3,730	3,710	3,700	3,680
131 ~ 140	3,650	3,570	3,550	3,490	3,470	3,440	131 ~ 140	3,600	3,540	3,510	3,480	3,440	3,430	3,420	3,400	3,390	3,380
141 ~ 150	3,320	3,250	3,220	3,170	3,150	3,130	141 ~ 150	3,280	3,210	3,190	3,170	3,130	3,120	3,110	3,090	3,080	3,070
151 ~ 160	3,210	3,140	3,120	3,070	3,050	3,020	151 ~ 160	3,170	3,110	3,080	3,060	3,030	3,010	3,000	2,990	2,980	2,970
161 ~ 170	3,100	3,030	3,010	2,960	2,940	2,920	161 ~ 170	3,060	3,000	2,980	2,960	2,920	2,910	2,900	2,890	2,880	2,860
171 ~ 180	2,890	2,820	2,800	2,860	2,830	2,810	171 ~ 180	2,950	2,890	2,870	2,850	2,820	2,810	2,790	2,780	2,770	2,760
181 ~ 190	2,880	2,810	2,790	2,750	2,730	2,710	181 ~ 190	2,840	2,790	2,760	2,740	2,710	2,700	2,690	2,680	2,670	2,660
191人以上	2,770	2,710	2,690	2,640	2,620	2,600	191人以上	2,730	2,680	2,660	2,640	2,610	2,600	2,590	2,580	2,570	2,560

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41 ~ 50	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
51 ~ 60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920
61 ~ 70	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040
71 ~ 80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160
81 ~ 90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280
91 ~ 100	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400
101 ~ 110	4,340	4,310	4,240	4,210	4,100
111 ~ 120	4,030	4,000	3,940	3,910	3,810
121 ~ 130	3,720	3,690	3,630	3,610	3,520
131 ~ 140	3,410	3,380	3,330	3,300	3,220
141 ~ 150	3,100	3,080	3,030	3,000	2,930
151 ~ 160	3,000	2,970	2,930	2,900	2,830
161 ~ 170	2,890	2,870	2,830	2,800	2,730
171 ~ 180	2,790	2,770	2,730	2,700	2,640
181 ~ 190	2,690	2,670	2,620	2,600	2,540
191人以上	2,580	2,560	2,520	2,500	2,440

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31 ~ 40人	12,240	12,190	12,150	12,100	12,000	11,950	11,900	11,810	11,710
41 ~ 50	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780
51 ~ 60	8,260	8,230	8,200	8,160	8,100	8,060	8,030	7,970	7,900
61 ~ 70	7,340	7,310	7,290	7,260	7,200	7,170	7,140	7,080	7,020
71 ~ 80	6,420	6,400	6,370	6,350	6,300	6,270	6,250	6,200	6,140
81 ~ 90	5,510	5,480	5,460	5,440	5,400	5,380	5,350	5,310	5,270
91 ~ 100	4,590	4,570	4,550	4,530	4,500	4,480	4,460	4,420	4,390
101 ~ 110	4,280	4,260	4,250	4,230	4,200	4,180	4,160	4,130	4,090
111 ~ 120	3,980	3,960	3,940	3,930	3,900	3,880	3,870	3,830	3,800
121 ~ 130	3,670	3,650	3,640	3,630	3,600	3,580	3,570	3,540	3,510
131 ~ 140	3,360	3,350	3,340	3,320	3,300	3,280	3,270	3,240	3,220
141 ~ 150	3,050	3,040	3,030	3,020	3,000	2,980	2,970	2,950	2,920
151 ~ 160	2,950	2,940	2,930	2,920	2,900	2,880	2,870	2,850	2,830
161 ~ 170	2,850	2,840	2,830	2,820	2,800	2,790	2,770	2,750	2,730
171 ~ 180	2,750	2,740	2,730	2,720	2,700	2,690	2,670	2,650	2,630
181 ~ 190	2,650	2,640	2,630	2,620	2,600	2,590	2,580	2,550	2,530
191人以上	2,550	2,540	2,530	2,520	2,500	2,490	2,480	2,460	2,440

改正後

イ 情緒障害児短期治療施設

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31 ～ 40人	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520
41人以上	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ～ 40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41人以上	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800

現行

イ 情緒障害児短期治療施設

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,490	15,420	15,360
31 ～ 40人	13,120	12,870	12,780	12,680	12,530	12,480	12,440	12,390	12,340	12,290
41人以上	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,290	9,250	9,220

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31 ～ 40人	12,240	12,190	12,150	12,100	12,000	11,950	11,900	11,810	11,710
41人以上	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780

改正後

ウ 母子生活支援施設

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,250	32,510	32,270	31,780	31,540	31,300
世帯						
11 ~ 20	24,930	24,390	24,200	23,840	23,650	23,470
21 ~ 30	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31 ~ 40	12,460	12,190	12,100	11,920	11,830	11,730
41 ~ 50	11,220	10,970	10,880	10,720	10,640	10,560
51 ~ 60	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
61 ~ 70	8,720	8,530	8,470	8,340	8,280	8,210
71 ~ 80	7,480	7,310	7,260	7,150	7,090	7,040
81 ~ 90	6,230	6,090	6,050	5,960	5,910	5,860
91世帯以上	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
10世帯まで	31,050	30,810	30,320	30,080	29,350
世帯					
11 ~ 20	23,290	23,110	22,740	22,560	22,010
21 ~ 30	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 40	11,640	11,550	11,370	11,280	11,000
41 ~ 50	10,480	10,400	10,230	10,150	9,900
51 ~ 60	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
61 ~ 70	8,150	8,080	7,960	7,890	7,700
71 ~ 80	6,980	6,930	6,820	6,760	6,600
81 ~ 90	5,820	5,770	5,680	5,640	5,500
91世帯以上	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400

現行

ウ 母子生活支援施設

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	32,800	32,190	31,950	31,700	31,340	31,220	31,100	30,980	30,850	30,730
世帯										
11 ~ 20	24,600	24,140	23,960	23,780	23,500	23,410	23,320	23,230	23,140	23,050
21 ~ 30	16,400	16,090	15,970	15,850	15,670	15,610	15,550	15,490	15,420	15,360
31 ~ 40	12,300	12,070	11,980	11,890	11,750	11,700	11,660	11,610	11,570	11,520
41 ~ 50	11,070	10,860	10,780	10,700	10,570	10,530	10,490	10,450	10,410	10,370
51 ~ 60	9,840	9,650	9,580	9,510	9,400	9,360	9,330	9,290	9,250	9,220
61 ~ 70	8,610	8,450	8,380	8,320	8,220	8,190	8,160	8,130	8,100	8,060
71 ~ 80	7,380	7,240	7,180	7,130	7,050	7,020	6,990	6,970	6,940	6,910
81 ~ 90	6,150	6,030	5,990	5,940	5,870	5,850	5,830	5,800	5,780	5,760
91世帯以上	4,920	4,820	4,790	4,750	4,700	4,680	4,660	4,640	4,620	4,610

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	30,610	30,490	30,370	30,250	30,000	29,880	29,760	29,520	29,280
世帯									
11 ~ 20	22,960	22,870	22,780	22,680	22,500	22,410	22,320	22,140	21,960
21 ~ 30	15,300	15,240	15,180	15,120	15,000	14,940	14,880	14,760	14,640
31 ~ 40	11,480	11,430	11,390	11,340	11,250	11,200	11,160	11,070	10,980
41 ~ 50	10,330	10,290	10,250	10,210	10,120	10,080	10,040	9,960	9,880
51 ~ 60	9,180	9,140	9,110	9,070	9,000	8,960	8,930	8,850	8,780
61 ~ 70	8,030	8,000	7,970	7,940	7,870	7,840	7,810	7,750	7,680
71 ~ 80	6,880	6,860	6,830	6,800	6,750	6,720	6,690	6,640	6,580
81 ~ 90	5,740	5,710	5,690	5,670	5,620	5,600	5,580	5,530	5,490
91世帯以上	4,590	4,570	4,550	4,530	4,500	4,480	4,460	4,420	4,390

改正後

現行

(10)看護師加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,770	14,400	14,280	14,030	13,910	13,790
31 ~ 40人	11,810	11,520	11,420	11,230	11,130	11,030
41 ~ 50	8,860	8,640	8,570	8,420	8,350	8,270
51 ~ 60	7,970	7,770	7,710	7,580	7,510	7,440
61 ~ 70	7,090	6,910	6,850	6,730	6,680	6,620
71 ~ 80	6,200	6,050	5,990	5,890	5,840	5,790
81 ~ 90	5,310	5,180	5,140	5,050	5,010	4,960
91 ~ 100	4,430	4,320	4,280	4,210	4,170	4,130
101 ~ 110	4,130	4,030	3,990	3,930	3,890	3,860
111 ~ 120	3,840	3,740	3,710	3,650	3,610	3,580
121 ~ 130	3,540	3,450	3,420	3,370	3,340	3,310
131 ~ 140	3,240	3,160	3,140	3,080	3,060	3,030
141 ~ 150	2,950	2,880	2,850	2,800	2,780	2,750
151 ~ 160	2,650	2,580	2,560	2,510	2,490	2,460
161 ~ 170	2,350	2,280	2,260	2,210	2,190	2,160
171 ~ 180	2,050	2,000	1,980	1,930	1,910	1,880
181 ~ 190	1,750	1,700	1,680	1,630	1,610	1,580
191人以上	1,450	1,400	1,380	1,330	1,310	1,280

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
30人まで	13,670	13,550	13,300	13,180	12,810
31 ~ 40人	10,930	10,840	10,640	10,540	10,250
41 ~ 50	8,200	8,130	7,980	7,910	7,690
51 ~ 60	7,380	7,310	7,180	7,120	6,920
61 ~ 70	6,560	6,500	6,380	6,320	6,150
71 ~ 80	5,740	5,690	5,580	5,530	5,380
81 ~ 90	4,920	4,870	4,790	4,740	4,610
91 ~ 100	4,100	4,060	3,990	3,950	3,840
101 ~ 110	3,820	3,790	3,720	3,690	3,590
111 ~ 120	3,550	3,520	3,460	3,420	3,330
121 ~ 130	3,280	3,250	3,190	3,160	3,070
131 ~ 140	3,000	2,980	2,920	2,900	2,820
141 ~ 150	2,730	2,710	2,660	2,630	2,560
151 ~ 160	2,460	2,440	2,390	2,360	2,290
161 ~ 170	2,190	2,170	2,120	2,090	2,020
171 ~ 180	1,920	1,900	1,850	1,820	1,750
181 ~ 190	1,650	1,630	1,580	1,550	1,480
191人以上	1,380	1,360	1,310	1,280	1,210

改正後

(11)寒冷地手当

○新寒冷地に所在する施設

定員1人(母子生活支援施設については1世帯)当たりの月額

区分	新1級	新2級	新3級	新4級
	円	円	円	円
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880

注1「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等)の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

○旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)

定員1人(母子生活支援施設については1世帯)当たりの月額

区分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地
	円	円	円	円	円
児童養護施設	0	0	0	0	0
児童自立支援施設	0	0	0	0	0
母子生活支援施設	0	0	0	0	0
乳児院	20	0	0	0	0
情緒障害児短期治療施設	210	0	0	0	0

注2「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

現行

(10)寒冷地手当

○新寒冷地に所在する施設

定員1人(母子生活支援施設については1世帯)当たりの月額

区分	新1級	新2級	新3級	新4級
	円	円	円	円
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880

注1「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等)の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

○旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)

定員1人(母子生活支援施設については1世帯)当たりの月額

区分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地
	円	円	円	円	円
児童養護施設	550	90	0	0	0
児童自立支援施設	510	0	0	0	0
母子生活支援施設	580	0	0	0	0
乳児院	1,970	130	0	0	0
情緒障害児短期治療施設	1,320	470	0	0	0

注2「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

改正後

(12)児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
1人につき	円 216,240	円 211,470	円 209,880	円 206,690	円 205,100	円 203,510

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
1人につき	円 201,920	円 200,330	円 197,140	円 195,550	円 190,780

(13)児童養護施設の1・2歳児加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
1人につき	円 154,750	円 151,380	円 150,260	円 148,020	円 146,900	円 145,780

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
1人につき	円 144,660	円 143,540	円 141,300	円 140,180	円 136,820

現行

(11)児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員										
1人につき	円 214,360	円 210,400	円 208,810	円 207,220	円 204,840	円 204,050	円 203,260	円 202,460	円 201,670	円 200,880

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員									
1人につき	円 200,080	円 199,290	円 198,500	円 197,700	円 196,120	円 195,320	円 194,530	円 192,940	円 191,360

(12)児童養護施設の1・2歳児加算分保護単価

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員										
1人につき	円 152,690	円 149,890	円 148,780	円 147,660	円 145,980	円 145,430	円 144,870	円 144,310	円 143,750	円 143,190

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員									
1人につき	円 142,630	円 142,080	円 141,520	円 140,960	円 139,840	円 139,280	円 138,730	円 137,610	円 136,490

改正後

(14)児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
1人につき	円 38,680	円 37,840	円 37,560	円 37,000	円 36,720	円 36,440

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
1人につき	円 36,160	円 35,880	円 35,320	円 35,040	円 34,200

(15)ボイラー技士雇上費

加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,700
31 ~ 40人	5,360
41 ~ 50	4,020
51 ~ 60	3,610
61 ~ 70	3,210
71 ~ 80	2,810
81 ~ 90	2,410
91 ~ 100	2,010
101 ~ 110	1,870
111 ~ 120	1,740
121 ~ 130	1,600
131 ~ 140	1,470
141 ~ 150	1,340
151 ~ 160	1,290
161 ~ 170	1,250
171 ~ 180	1,200
181 ~ 190	1,160
191人以上	1,110

(16)児童養護施設の特別指導費 (14)ボイラー技士雇上費

加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	5,180
31 ~ 40人	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91 ~ 100	1,550
101 ~ 110	1,410
111 ~ 120	1,290
121 ~ 130	1,190
131 ~ 140	1,110
141 ~ 150	1,030
151 ~ 160	970
161 ~ 170	910
171 ~ 180	860
181 ~ 190	810
191人以上	770

現行

(13)児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員										
1人につき	円 38,170	円 37,470	円 37,190	円 36,910	円 36,490	円 36,350	円 36,210	円 36,070	円 35,930	円 35,790

地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員									
1人につき	円 35,660	円 35,520	円 35,380	円 35,240	円 34,960	円 34,820	円 34,680	円 34,400	円 34,120

(15)児童養護施設の特別指導費

加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	5,180
31 ~ 40人	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91 ~ 100	1,550
101 ~ 110	1,410
111 ~ 120	1,290
121 ~ 130	1,190
131 ~ 140	1,110
141 ~ 150	1,030
151 ~ 160	970
161 ~ 170	910
171 ~ 180	860
181 ~ 190	810
191人以上	770

改正後

(17)学習指導費加算分保護単価

区 分	月 額
1人当たり	8,100 円

(18)乳児院(定員50人以上)の
家庭支援専門相談員
加算分保護単価

定 員	月
人	円
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	<u>1,820</u>
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96人以上	1,550

現行

(16)児童養護施設の
学習指導費加算分保護単価

区 分	月 額
1人当たり	8,100 円

(17)乳児院(定員50人以上)の
家庭支援専門相談員
加算分保護単価

定 員	月
人	円
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	<u>1,830</u>
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96人以上	1,550

改正後

(19)母子生活支援施設(定員40

世帯以上)の母子指導員,少年

指導員加算分保護単価

定 員	月額
世帯	
31 ~ 40	<u>6,990</u>
41 ~ 50	<u>5,590</u>
51 ~ 60	<u>4,660</u>
61 ~ 70	<u>3,990</u>
71 ~ 80	<u>3,490</u>
81 ~ 90	3,100
91世帯以上	2,790

現行

(18)母子生活支援施設(定員40

世帯以上)の母子指導員,少年

指導員加算分保護単価

定 員	月額
世帯	
31 ~ 40	<u>6,970</u>
41 ~ 50	<u>5,580</u>
51 ~ 60	<u>4,650</u>
61 ~ 70	<u>3,980</u>
71 ~ 80	<u>3,480</u>
81 ~ 90	3,100
91世帯以上	2,790

改正後

(20)母子生活支援施設の夜間警備
体制強化加算分保護単価

定 員	月 額
	円
10世帯まで	16,180
世帯	
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51 ~ 60	2,690
61 ~ 70	2,310
71 ~ 80	2,020
81 ~ 90	1,790
91世帯以上	1,610

(21)母子生活支援施設の特別生活
指導費加算分保護単価

定 員	月 額
	円
10世帯まで	15,550
世帯	
11 ~ 20	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91世帯以上	1,550

現行

(19)母子生活支援施設の夜間警備
体制強化加算分保護単価

定 員	月 額
	円
10世帯まで	16,180
世帯	
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51 ~ 60	2,690
61 ~ 70	2,310
71 ~ 80	2,020
81 ~ 90	1,790
91世帯以上	1,610

(20)母子生活支援施設の特別生活
指導費加算分保護単価

定 員	月 額
	円
10世帯まで	15,550
世帯	
11 ~ 20	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91世帯以上	1,550

改正後							現行										
(22)母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価							(21)母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価										
地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	地域区分	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
定員							定員										
10世帯まで	円	円	円	円	円	円	10世帯まで	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
世帯	30,040	29,390	29,180	28,740	28,530	28,310	世帯	29,640	29,100	28,890	28,670	28,350	28,240	28,130	28,020	27,920	27,810
11 ~ 20	22,530	22,040	21,880	21,560	21,390	21,230	11 ~ 20	22,230	21,830	21,660	21,500	21,260	21,180	21,100	21,020	20,940	20,860
21 ~ 30	15,020	14,690	14,590	14,370	14,260	14,150	21 ~ 30	14,820	14,550	14,440	14,330	14,170	14,120	14,060	14,010	13,960	13,900
31 ~ 40	13,520	13,220	13,130	12,930	12,830	12,740	31 ~ 40	13,340	13,090	13,000	12,900	12,750	12,710	12,660	12,610	12,560	12,510
41 ~ 50	12,010	11,750	11,670	11,490	11,410	11,320	41 ~ 50	11,850	11,640	11,550	11,470	11,340	11,290	11,250	11,210	11,160	11,120
51 ~ 60	10,510	10,280	10,210	10,060	9,980	9,910	51 ~ 60	10,370	10,180	10,110	10,030	9,920	9,880	9,840	9,810	9,770	9,730
61 ~ 70	9,010	8,810	8,750	8,620	8,550	8,490	61 ~ 70	8,890	8,730	8,660	8,600	8,500	8,470	8,440	8,400	8,370	8,340
71 ~ 80	7,510	7,340	7,290	7,180	7,130	7,070	71 ~ 80	7,410	7,270	7,220	7,160	7,080	7,060	7,030	7,000	6,980	6,950
81 ~ 90	6,000	5,870	5,830	5,740	5,700	5,660	81 ~ 90	5,920	5,820	5,770	5,730	5,670	5,640	5,620	5,600	5,580	5,560
91世帯以上	4,500	4,400	4,370	4,310	4,280	4,240	91世帯以上	4,440	4,360	4,330	4,300	4,250	4,230	4,220	4,200	4,180	4,170

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	地域区分	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
定員						定員									
10世帯まで	円	円	円	円	円	10世帯まで	円	円	円	円	円	円	円	円	円
世帯	28,090	27,880	27,440	27,230	26,580	世帯	27,700	27,590	27,490	27,380	27,160	27,050	26,950	26,730	26,510
11 ~ 20	21,070	20,910	20,580	20,420	19,930	11 ~ 20	20,770	20,690	20,610	20,530	20,370	20,290	20,210	20,050	19,880
21 ~ 30	14,040	13,940	13,720	13,610	13,290	21 ~ 30	13,850	13,790	13,740	13,690	13,580	13,520	13,470	13,360	13,250
31 ~ 40	12,640	12,540	12,350	12,250	11,960	31 ~ 40	12,460	12,410	12,370	12,320	12,220	12,170	12,120	12,030	11,930
41 ~ 50	11,230	11,150	10,970	10,890	10,630	41 ~ 50	11,080	11,030	10,990	10,950	10,860	10,820	10,780	10,690	10,600
51 ~ 60	9,830	9,750	9,600	9,530	9,300	51 ~ 60	9,690	9,650	9,620	9,580	9,500	9,470	9,430	9,350	9,280
61 ~ 70	8,430	8,360	8,230	8,170	7,970	61 ~ 70	8,310	8,280	8,240	8,210	8,150	8,110	8,080	8,020	7,950
71 ~ 80	7,020	6,970	6,860	6,800	6,640	71 ~ 80	6,920	6,900	6,870	6,840	6,790	6,760	6,730	6,680	6,630
81 ~ 90	5,620	5,570	5,480	5,440	5,310	81 ~ 90	5,540	5,520	5,490	5,470	5,430	5,410	5,390	5,340	5,300
91世帯以上	4,210	4,180	4,110	4,080	3,980	91世帯以上	4,150	4,140	4,120	4,100	4,070	4,050	4,040	4,010	3,970

改正後

(23) 児童養護施設、乳児院の
指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,250
31 ～ 35人	5,350

(24) 一時保護所処遇促進
加算分保護単価

区分	年額
	円
心理職員加算分	1,629,270

区分	年額
	円
個別指導担当職員	5,165,080

(25) 事務用採暖費加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設

区分	月額
	円
1人当たり	180

イ 母子生活支援施設

区分	月額
	円
1世帯当たり	120

(26) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設

区分	年額
	円
1人(1世帯)当たり	5,650

(27) 降灰除去費

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設

区分	年額
	円
1施設当たり	138,700

現行

(22) 児童養護施設、乳児院の
指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,250
31 ～ 35人	5,360

(23) 一時保護所処遇促進
加算分保護単価

区分	年額
	円
心理職員加算分	1,630,150

区分	年額
	円
個別指導担当職員	5,141,010

(24) 事務用採暖費加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設

区分	月額
	円
1人当たり	180

イ 母子生活支援施設

区分	月額
	円
1世帯当たり	120

(25) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設

区分	年額
	円
1人(1世帯)当たり	5,650

(26) 降灰除去費

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設

区分	年額
	円
1施設当たり	139,020

改正後

算 定 額

- (1)旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)
① 支給地域の区分等に応じて単価を算出する。
② ①で算出された合計額から100,000円を引いた額

(ア)定額分

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
旧 5 級 地	88,000円	70,100円	52,300円
旧 4 級 地	68,100円	54,300円	40,400円
旧 3 級 地	50,100円	39,900円	29,700円
旧 2 級 地	35,700円	28,300円	21,000円
旧 1 級 地	19,800円	15,900円	12,000円

(イ)加算分

①北海道地域

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
旧 甲 地	66,500円	44,300円	22,200円
旧 乙 地	51,600円	34,400円	17,200円
旧 丙 地	38,600円	25,700円	12,900円

②その他の地域

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
旧 5 級 地	16,500円	11,000円	5,500円
旧 4 級 地	8,200円	5,500円	2,700円

注1「旧寒冷地」の定義は別表1の2の(8)寒冷地手当の注2と同じである。

(2)新寒冷地に所在する施設

- (1)①により算定された額から110,000円を引いた額と、次表により算定された額とを比較し、高い方の額

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
新 1 級 地	131,900円	72,900円	51,700円
新 2 級 地	116,800円	65,300円	44,000円
新 3 級 地	112,700円	64,300円	43,000円
新 4 級 地	89,000円	51,000円	36,800円

注2「新寒冷地」の定義は別表1の2の(8)寒冷地手当の注1と同じである。

(備 考)

「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であつて、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

現行

算 定 額

- (1)旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)
① 支給地域の区分等に応じて単価を算出する。
② ①で算出された合計額から70,000円を引いた額

(ア)定額分

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
旧 5 級 地	88,000円	70,100円	52,300円
旧 4 級 地	68,100円	54,300円	40,400円
旧 3 級 地	50,100円	39,900円	29,700円
旧 2 級 地	35,700円	28,300円	21,000円
旧 1 級 地	19,800円	15,900円	12,000円

(イ)加算分

①北海道地域

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
旧 甲 地	66,500円	44,300円	22,200円
旧 乙 地	51,600円	34,400円	17,200円
旧 丙 地	38,600円	25,700円	12,900円

②その他の地域

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
旧 5 級 地	16,500円	11,000円	5,500円
旧 4 級 地	8,200円	5,500円	2,700円

注1「旧寒冷地」の定義は別表1の2の(8)寒冷地手当の注2と同じである。

(2)新寒冷地に所在する施設

- (1)①により算定された額から90,000円を引いた額と、次表により算定された額とを比較し、高い方の額

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
新 1 級 地	131,900円	72,900円	51,700円
新 2 級 地	116,800円	65,300円	44,000円
新 3 級 地	112,700円	64,300円	43,000円
新 4 級 地	89,000円	51,000円	36,800円

注2「新寒冷地」の定義は別表1の2の(8)寒冷地手当の注1と同じである。

(備 考)

「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であつて、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

新	旧
別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱 (通 則) 1 略 (交付の目的) 2 略 (交付の対象) 3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。 (1) 婦人保護事業費負担金 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業 (2) 婦人相談所運営費負担金 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業 (3) 婦人保護事業費補助金 婦人保護施設運営費補助金	別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱 (通 則) 1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金（以下「補助金等」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法（昭和31年法律第118号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 (交付の目的) 2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。 (交付の対象) 3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。 (1) 婦人保護事業費負担金 ア 一時保護所保護費負担金 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業 イ 婦人相談所運営費負担金 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業 (2) 婦人保護事業費補助金 婦人保護施設運営費補助金

新

昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設の運営事業

(交付額の算定方法)

4 略

(交付の条件)

5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある

旧

昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設の運営事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別紙の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第5欄に掲げる負担（補助）率を乗じる。
- (3) (2)により算出された額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 婦人保護事業費負担金と婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。

イ 一時保護所保護費負担金と婦人相談所運営費負担金の種目間での経費の配分の変更は承認を要しないものとする。

ウ 婦人保護施設運営費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

新	旧
(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。 (6) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない (申請手続) 6 略 (変更申請手続) 7 略 (交付決定までの標準的処理期間) 8 略 (補助金等の概算払) 9 略 (実績報告) 10 略 (補助金等の返還) 11 略	(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。 (7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。 (申請手続) 6 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度の5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。 (変更申請手続) 7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。 (交付決定までの標準的処理期間) 8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。 (補助金等の概算払) 9 地方厚生(支)局長は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。 (実績報告) 10 都道府県知事は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに地方厚生(支)局長に提出しなければならない。 (補助金等の返還) 11 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分に

新	旧
(その他) 12 略	ついて国庫に返還することを命ずる。 (その他) 12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新

別紙 婦人保護費交付基準

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
婦人保護 事業費 負担金	略	次に掲げる額の合算額 1 略	略	略

旧

別紙 婦人保護費交付基準

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
一時保護 所保護費 負担金	事務費	次に掲げる額の合算額 1 別表に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額(経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数(別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。)を乗じて得た額の合算額)を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額(円未満切捨)と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額(以下「標準国庫補助基本額」という。)とする。 ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であって、指導員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた指導員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数(以下「指導員加算数」という。)を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額(指導員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に指導員加算数を乗じて得た額の合算額)を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額(円未満切捨)と表2「指導員1人当たり加算限度額」に指導員加算数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。	婦人相談所一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費(印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕料、役務費(通信運搬費)、備品購入費、委託料等	5/10

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 1 施設事務費基準限度額

(単位:円)

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	219,700	215,000	213,500	210,400	208,800	207,200
21 ~ 30	146,700	143,600	142,600	140,500	139,500	138,400
31 ~ 40	110,200	107,900	107,100	105,600	104,800	104,000
41 ~ 50	88,400	86,500	85,900	84,600	84,000	83,400
51 ~ 60	82,000	80,200	79,700	78,500	77,900	77,300
61 ~ 70	70,400	68,900	68,400	67,400	66,900	66,400
71 ~ 80	61,700	60,400	59,900	59,100	58,600	58,200
81 ~ 90	54,900	53,800	53,400	52,600	52,200	51,800
91 ~ 100	49,500	48,500	48,100	47,400	47,100	46,700

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	205,700	204,100	201,000	199,500	194,800
21 ~ 30	137,400	136,400	134,300	133,200	130,100
31 ~ 40	103,200	102,500	100,900	100,100	97,800
41 ~ 50	82,800	82,100	80,900	80,300	78,400
51 ~ 60	76,700	76,200	75,000	74,400	72,700
61 ~ 70	65,900	65,400	64,400	63,900	62,400
71 ~ 80	57,800	57,300	56,400	56,000	54,700
81 ~ 90	51,400	51,000	50,300	49,900	48,700
91 ~ 100	46,400	46,000	45,300	45,000	43,900

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 1 施設事務費基準限度額

(単位:円)

地域区分 定員	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
20名以下	216,800	212,900	211,300	209,800	207,500	206,700	205,900	205,100	204,400	203,600
21 ~ 30	144,800	142,200	141,200	140,100	138,600	138,100	137,500	137,000	136,500	136,000
31 ~ 40	108,800	106,800	106,100	105,300	104,100	103,700	103,400	103,000	102,600	102,200
41 ~ 50	87,200	85,600	85,000	84,400	83,500	83,200	82,800	82,500	82,200	81,900
51 ~ 60	80,900	79,400	78,900	78,300	77,400	77,100	76,800	76,500	76,200	76,000
61 ~ 70	69,500	68,200	67,700	67,200	66,500	66,200	66,000	65,700	65,500	65,200
71 ~ 80	60,900	59,800	59,300	58,900	58,300	58,000	57,800	57,600	57,400	57,200
81 ~ 90	54,200	53,200	52,800	52,500	51,900	51,700	51,500	51,300	51,100	50,900
91 ~ 100	48,900	48,000	47,600	47,300	46,800	46,600	46,400	46,200	46,100	45,900

地域区分 定員	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
20名以下	202,800	202,000	201,300	200,500	198,900	198,100	197,400	195,800	194,300
21 ~ 30	135,500	135,000	134,400	133,900	132,900	132,400	131,800	130,800	129,800
31 ~ 40	101,800	101,400	101,000	100,600	99,900	99,500	99,100	98,300	97,500
41 ~ 50	81,600	81,300	81,000	80,700	80,000	79,700	79,400	78,800	78,200
51 ~ 60	75,700	75,400	75,100	74,800	74,200	73,900	73,600	73,000	72,500
61 ~ 70	65,000	64,700	64,500	64,200	63,700	63,500	63,200	62,700	62,200
71 ~ 80	56,900	56,700	56,500	56,300	55,900	55,600	55,400	55,000	54,500
81 ~ 90	50,700	50,500	50,300	50,100	49,700	49,500	49,300	49,000	48,600
91 ~ 100	45,700	45,500	45,400	45,200	44,800	44,700	44,500	44,100	43,800

新

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	---------	--------	---------------

表 2 指導員1人当たり加算限度額

(単位:円)

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	25,400	24,800	24,600	24,200	24,000	23,900
21 ~ 30	16,900	16,600	16,400	16,200	16,000	15,900
31 ~ 40	12,700	12,400	12,300	12,100	12,000	11,900
41 ~ 50	10,200	9,900	9,900	9,700	9,600	9,500
51 ~ 60	8,500	8,300	8,200	8,100	8,000	8,000
61 ~ 70	7,300	7,100	7,000	6,900	6,900	6,800
71 ~ 80	6,400	6,200	6,200	6,100	6,000	6,000
81 ~ 90	5,600	5,500	5,500	5,400	5,300	5,300
91 ~ 100	5,100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	23,700	23,500	23,100	22,900	22,300
21 ~ 30	15,800	15,600	15,400	15,200	14,900
31 ~ 40	11,800	11,700	11,500	11,400	11,100
41 ~ 50	9,500	9,400	9,200	9,100	8,900
51 ~ 60	7,900	7,800	7,700	7,600	7,400
61 ~ 70	6,800	6,700	6,600	6,500	6,400
71 ~ 80	5,900	5,900	5,800	5,700	5,600
81 ~ 90	5,300	5,200	5,100	5,100	5,000
91 ~ 100	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500

旧

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	---------	--------	---------------

表 2 指導員1人当たり加算限度額

(単位:円)

地域区分 定員	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
20名以下	25,100	24,600	24,400	24,200	23,900	23,800	23,700	23,600	23,500	23,400
21 ~ 30	16,700	16,400	16,300	16,100	15,900	15,900	15,800	15,700	15,700	15,600
31 ~ 40	12,500	12,300	12,200	12,100	11,900	11,900	11,800	11,800	11,700	11,700
41 ~ 50	10,000	9,800	9,800	9,700	9,600	9,500	9,500	9,400	9,400	9,400
51 ~ 60	8,400	8,200	8,100	8,100	8,000	7,900	7,900	7,900	7,800	7,800
61 ~ 70	7,200	7,000	7,000	6,900	6,800	6,800	6,800	6,700	6,700	6,700
71 ~ 80	6,300	6,100	6,100	6,000	6,000	5,900	5,900	5,900	5,900	5,800
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,300	5,200	5,200	5,200
91 ~ 100	5,000	4,900	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700	4,700	4,700	4,700

地域区分 定員	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
20名以下	23,300	23,200	23,100	23,000	22,800	22,700	22,600	22,400	22,200
21 ~ 30	15,500	15,500	15,400	15,300	15,200	15,100	15,100	14,900	14,800
31 ~ 40	11,600	11,600	11,600	11,500	11,400	11,400	11,300	11,200	11,100
41 ~ 50	9,300	9,300	9,200	9,200	9,100	9,100	9,000	9,000	8,900
51 ~ 60	7,800	7,700	7,700	7,700	7,600	7,600	7,500	7,500	7,400
61 ~ 70	6,700	6,600	6,600	6,600	6,500	6,500	6,500	6,400	6,300
71 ~ 80	5,800	5,800	5,800	5,800	5,700	5,700	5,700	5,600	5,600
81 ~ 90	5,200	5,200	5,100	5,100	5,100	5,000	5,000	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,600	4,600	4,600	4,600	4,500	4,500	4,500	4,400

新

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。 (1) 「16/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が16/100とされている地域とする。 (2) 「13/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が13/100とされている地域とする。 (3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。 (4) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市、横浜市とする。 (5) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域とする。 (6) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び習志野市、八千代市、東久留米市とする。 (7) 「7/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7/100とされている地域及び綾瀬市、座間市、大東市、松原市とする。 (8) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狹山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪府狹山市、大阪府忠岡町、川西市とする。 (9) 「4/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。		

旧

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。 (1) 「14.5/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が14.5/100とされている地域とする。 (2) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。 (3) 「11/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。 (4) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市とする。 (5) 「8.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8.5/100とされている地域とする。 (6) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域とする。 (7) 「7.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7.5/100とされている地域とする。 (8) 「7/100」とは、岸和田市並びに大阪府忠岡町とする。 (9) 「6.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6.5/100とされている地域とする。		

新

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		(10) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。 (11) 「その他」とは、(1)から(10)以外の地域とする。		
		2 略		

旧

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		(10) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域((8)の地域を除く。)及び大阪府狭山市とする。 (11) 「5.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5.5/100とされている地域とする。 (12) 「5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域とする。 (13) 「4.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4.5/100とされている地域及び習志野市、八千代市とする。 (14) 「4/100」とは北九州市並びに狭山市とする。 (15) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域((14)の地域を除く。)及び蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、広島県府中町とする。 (16) 「2.5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が2.5/100とされている地域とする。 (17) 「2/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が2/100とされている地域とする。 (18) 「1/100」とは、小樽市、熱海市、伊東市、下関市、久留米市、飯塚市、伊勢原市、川西市とする。 (19) 「その他」とは、(1)から(18)以外の地域とする。		
		2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。		

新		旧				
略		1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
				2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

寒冷地手当算定方法

- (1) 新寒冷地に所在する施設
① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額（新寒冷地に所在する施設を除く）
② ①で算出された合計額から1人あたり100,000円を引いた額（0円以下となる場合は、0円とする。）

経費の種類	単 価					員 数
(1) 定 額	旧 5 級地 円	旧 4 級地 円	旧 3 級地 円	旧 2 級地 円	旧 1 級地 円	
ア	163,700	129,600	97,800	67,500	39,600	世帯主（扶養親族 3 人以上）の員数
イ	136,500	108,000	81,500	56,300	33,000	世帯主（扶養親族 1 人または 2 人）の員数
ウ	82,900	65,000	49,100	33,600	19,800	準世帯主（扶養親族なし）の員数
エ	59,200	45,800	34,200	23,300	14,200	非世帯主の員数
(2) 加算額	北 海 道					
	旧甲地 円	旧乙地 円	旧丙地 円			
ア	66,500	51,600	38,600			世帯主の員数
イ	44,300	34,400	25,700			準世帯主の員数
ウ	22,200	17,200	12,900			非世帯主の員数
	北海道以外の地域					
	旧 5 級地 円	旧 4 級地 円				
ア	16,500	8,200				世帯主の員数
イ	11,000	5,500				準世帯主の員数
ウ	5,500	2,700				非世帯主の員数

注1 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

- (2) 新寒冷地に所在する施設
(1)の①の算定方法を適用して算定された額から、1人あたり110,000円を引いた額と、次表の単価に員数を乗じて算定された額とを比較し、高い方の額

	単 価				員 数
	新1級地 円	新2級地 円	新3級地 円	新4級地 円	
ア	131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ	72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ	51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注2 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）により改正）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

- (備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

寒冷地手当算定方式

- (1) 旧寒冷地に所在する施設（新寒冷地に所在する施設を除く）
① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額
② ①で算出された合計額から1人あたり70,000円を引いた額（0円以下となる場合は、0円とする。）

経費の種類	単 価					員 数
(1) 定 額	旧 5 級地 円	旧 4 級地 円	旧 3 級地 円	旧 2 級地 円	旧 1 級地 円	
ア	163,700	129,600	97,800	67,500	39,600	世帯主（扶養親族 3 人以上）の員数
イ	136,500	108,000	81,500	56,300	33,000	世帯主（扶養親族 1 人または 2 人）の員数
ウ	82,900	65,000	49,100	33,600	19,800	準世帯主（扶養親族なし）の員数
エ	59,200	45,800	34,200	23,300	14,200	非世帯主の員数
(2) 加算額	北 海 道					
	旧甲地 円	旧乙地 円	旧丙地 円			
ア	66,500	51,600	38,600			世帯主の員数
イ	44,300	34,400	25,700			準世帯主の員数
ウ	22,200	17,200	12,900			非世帯主の員数
	北海道以外の地域					
	旧 5 級地 円	旧 4 級地 円				
ア	16,500	8,200				世帯主の員数
イ	11,000	5,500				準世帯主の員数
ウ	5,500	2,700				非世帯主の員数

注1 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

- (2) 新寒冷地に所在する施設
(1)の①の算定方法を適用して算定された額から、1人あたり90,000円を引いた額と、次表の単価に員数を乗じて算定された額とを比較し、高い方の額

	単 価				員 数
	新1級地 円	新2級地 円	新3級地 円	新4級地 円	
ア	131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ	72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ	51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注2 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）により改正）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

- (備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

略

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率																				
		3 夜間警備体制強化加算 警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。 ただし、警備員を配置する場合は1施設2名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。 (宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。) (算式) 施設定員×夜間警備体制強化加算分保護単価×警備員数 (又は機械設備1式数) 夜間警備体制強化加算分保護単価 (月額) <table> <tr> <th>定 員</th> <th>単価 (円)</th> </tr> <tr> <td>20名以下</td> <td>8,090</td> </tr> <tr> <td>21～ 30</td> <td>5,390</td> </tr> <tr> <td>31～ 40</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>41～ 50</td> <td>3,230</td> </tr> <tr> <td>51～ 60</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>61～ 70</td> <td>2,310</td> </tr> <tr> <td>71～ 80</td> <td>2,020</td> </tr> <tr> <td>81～ 90</td> <td>1,790</td> </tr> <tr> <td>91～100</td> <td>1,610</td> </tr> </table> (注) 婦人相談所の終業時間から翌日の始業時間までの間12時間以上警備員を1名配置する場合には本加算分保護単価に2を乗じた単価を加算するものとする。	定 員	単価 (円)	20名以下	8,090	21～ 30	5,390	31～ 40	4,040	41～ 50	3,230	51～ 60	2,690	61～ 70	2,310	71～ 80	2,020	81～ 90	1,790	91～100	1,610		
定 員	単価 (円)																							
20名以下	8,090																							
21～ 30	5,390																							
31～ 40	4,040																							
41～ 50	3,230																							
51～ 60	2,690																							
61～ 70	2,310																							
71～ 80	2,020																							
81～ 90	1,790																							
91～100	1,610																							

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率	1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		4 略 5 略 6 略 7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1施設当たり年額 <u>138,700円</u> 8 略 9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合 1施設当たり年額 <u>1,794,277円</u>					4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。 5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。 6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2, 210円 7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1施設当たり年額 <u>139,020円</u> 8 (1) 1により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から1の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、1か月以内における増減を除く。 (2) 算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。 9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1施設当たり年額 <u>1,795,199円</u>		

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率	1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2, 257, 637円</u> (2人配置の場合) <u>4, 515, 274円</u> 11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額 [14日以内の場合] 1 暴力被害者分 (1)暴力被害者 各月の委託延人数に日額<u>7, 650円</u>を乗じた額 (2)同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 2, 420円 同伴者 1, 950円 ※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。) ※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。) 2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 5, 510円 児童以外の者 <u>5, 030円</u>					10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2, 258, 559円</u> (2人配置の場合) <u>4, 517, 118円</u> 11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額 [14日以内の場合] 1 暴力被害者分 (1)暴力被害者 各月の委託延人数に日額<u>6, 490円</u>を乗じた額 (2)同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 2, 420円 同伴者 1, 950円 ※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。) ※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。) 2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 5, 510円 児童以外の者 <u>5, 040円</u>		

新

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		(注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。) [14日を超えた場合] 1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,500円を乗じた額 (2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 2,420円 同伴者 1,800円 2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 5,510円 児童以外の者 4,880円		
	12 略			

旧

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		(注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。) [14日を超えた場合] 1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額5,110円を乗じた額 (2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 2,420円 同伴者 1,800円 2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 5,510円 児童以外の者 4,880円		
		12. 人身取引被害者の一時保護委託費 人身取引被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額 [14日以内の場合] 1 人身取引被害者分 前項[14日以内の場合]の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。 2 同伴児(者)単独分 前項[14日以内の場合]の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。 [14日を超えた場合]		

新

旧

略

1 区分

2 種目

3 基準額

4 対象経費

5 負担
(補助)率

1 人身取引被害者分

前項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。

2 同伴児（者）単独分

前項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。

13 売春防止法に基づく要保護女子の一時保護委託費
別途定めるところにより、売春防止法に基づく要保護女子（以下「要保護女子」という。）の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額

〔14日以内の場合〕

1 要保護女子分

前々項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。

2 同伴児（者）単独分

前々項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。

〔14日を超えた場合〕

1 要保護女子分

前々項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。

2 同伴児（者）単独分

前々項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。

新

旧

略

1 区分

2 種目

3 基 準 額

4 対象経費

5 負担
(補助)率

事業費

次に掲げる額の合算額

1 要保護女子等分

(1) 事業費

各月初日の保護現員（月の中途において退所した者を除く。以下「各月当初保護現員」という。）に月額54,600円を乗じた額の合算額。

ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間は、その間の各月当初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。

冬 期 加 算 額

I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
8,900円	7,100円	5,400円	4,200円	2,800円	2,200円

(注) 地区別区分は、生活保護法による保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）の別表第1附表の区分による婦人相談所の所在地について適用するものであること。

(2) 妊産婦加算

妊産婦については、各月当初保護現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。

ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとする。

妊 産 婦 加 算 額

妊 婦		産 婦
6月未満	6月以上	
円	円	円
9,140	13,810	8,490

婦人相談所一時保護所入所者の処遇のために必要な需用費（食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、

扶助費等

5/10

新		旧				
略		1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
				(3) 母子加算 要保護女子等が乳児または幼児を養育しなければならない場合はその者の各月初日の在籍戸数（月の中途において退所した月を除く。）に月額19,380円を、養育しなければならない者が2人の場合は1,560円、3人以上1人増すごとにさらに月額770円を加算した額を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとする。 ただし、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。 〔注〕乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。（以下同じ。） (4) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円 (5) 被服加算 各月保護人員×月額250円 2 要保護女子等が同伴する乳幼児 (1) 事業費 ア 乳児の各月当初保護現員に月額37,900円を乗じた額の合計額。 イ 幼児の各月当初保護現員に月額42,600円を乗じた額の合計額。 ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月当初保護現員に前記1の(1)の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。 (2) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円 (3) 被服加算 各月保護人員×月額250円		

新

旧

略

1 区分

2 種目

3 基 準 額

4 対象経費

5 負担
(補助)率

3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費（冬期加算を含む。）、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算定した額とする。

$$\text{月額単価} \times \frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{ 日又は当該月の日数}}$$

4 入所者の生活指導のための器具機材費として地方厚生（支）局長が必要と認めた額。

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
婦人相談 所運営費 負担金	運営費	次に掲げる額の合算額 1 婦人相談所活動費 婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行う事業に要する経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額 2 外国人婦女子緊急一時保護経費 婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業に要する経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額 3 広域措置費 婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるための経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額	婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行うために必要な旅費、役務費（通信運搬費） 婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費（通信運搬費）、通訳雇上費、婦人相談所で一時保護した人身取引被害者の医療費（医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。） 婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるために必要な旅費、需用費（燃料費）、役務費（通信運搬費）	5 / 10

新

旧

略

1 区分

2 種目

3 基 準 額

4 対象経費

5 負担
(補助)率婦人相談
所運営費
負担金

運営費

4 相談・一時保護同伴児童経費

婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費

当該年度の同伴児保護延人数に日額180円を乗じた額

婦人相談所が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費（消耗品費）

5/10

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率						
婦人保護施設運営費補助金 (婦人保護長期収容施設を含む。)	事務費	I 婦人保護施設 1 〔区分〕一時保護所保護費負担金 〔種目〕事務費の基準額による。 ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例（法人の経営する施設にあつては、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定）」と読み替えること。 また、基準額の「3 夜間警備体制強化加算」中「1施設2名」とあるのは「1施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生（支）局長がその都度承認した額。 2 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している施設であつて別途定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合。 別途加算単価 3 精神科医雇上費 入院治療の必要はないが精神に障害のある者（精神科通院により投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者（以下「対象者」という））が毎年4月1日現在の実入所人員に対して10人以上を占めている施設に対し、1回当たり単価13,570円を限度として年12回の範囲内で加算する。 対象者が21人を超える施設であるときは、次表に定める回数の範囲内でさらに加算する。 対象者が21人を超える施設への加算回数 <table><tr><th>対象者数</th><th>加算回数（年間）</th></tr><tr><td>21～30人</td><td>12回</td></tr><tr><td>31人以上</td><td>24回</td></tr></table>	対象者数	加算回数（年間）	21～30人	12回	31人以上	24回	婦人保護施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等	5/10
対象者数	加算回数（年間）									
21～30人	12回									
31人以上	24回									

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		4 略 5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。 (1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額 (心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。 (2) 常勤的非常勤職員 1施設当たり年額 <u>3,027,797円</u> (3) 非常勤職員 1施設当たり年額 <u>1,711,957円</u>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		4 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。 事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率 5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。 (1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額 (心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。 (2) 常勤的非常勤職員 1施設当たり年額 <u>3,016,317円</u> (3) 非常勤職員 1施設当たり年額 <u>1,712,879円</u>		

新

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	---------	--------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額

(単位:円)

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	24,900	24,400	24,200	23,800	23,700	23,500
21 ~ 30	16,600	16,300	16,100	15,900	15,800	15,700
31 ~ 40	12,500	12,200	12,100	11,900	11,800	11,700
41 ~ 50	10,000	9,800	9,700	9,500	9,500	9,400
51 ~ 60	8,300	8,100	8,100	7,900	7,900	7,800
61 ~ 70	7,100	7,000	6,900	6,800	6,800	6,700
71 ~ 80	6,200	6,100	6,100	6,000	5,900	5,900
81 ~ 90	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,200
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	23,300	23,100	22,700	22,600	22,000
21 ~ 30	15,500	15,400	15,200	15,000	14,700
31 ~ 40	11,600	11,600	11,400	11,300	11,000
41 ~ 50	9,300	9,200	9,100	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,700	7,600	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,600	6,500	6,400	6,300
71 ~ 80	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,600	4,500	4,500	4,400

旧

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	---------	--------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額

(単位:円)

地域区分 定員	14.5/100	12/100	11/100	10/100	8.5/100	8/100	7.5/100	7/100	6.5/100	6/100
20名以下	24,600	24,100	24,000	23,800	23,500	23,400	23,300	23,200	23,100	23,100
21 ~ 30	16,400	16,100	16,000	15,900	15,700	15,600	15,600	15,500	15,400	15,400
31 ~ 40	12,300	12,100	12,000	11,900	11,800	11,700	11,700	11,600	11,600	11,500
41 ~ 50	9,800	9,700	9,600	9,500	9,400	9,400	9,300	9,300	9,300	9,200
51 ~ 60	8,200	8,000	8,000	7,900	7,800	7,800	7,800	7,700	7,700	7,700
61 ~ 70	7,000	6,900	6,800	6,800	6,700	6,700	6,700	6,600	6,600	6,600
71 ~ 80	6,200	6,000	6,000	5,900	5,900	5,900	5,800	5,800	5,800	5,800
81 ~ 90	5,500	5,400	5,300	5,300	5,200	5,200	5,200	5,200	5,100	5,100
91 ~ 100	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700	4,700	4,700	4,600	4,600	4,600

地域区分 定員	5.5/100	5/100	4.5/100	4/100	3/100	2.5/100	2/100	1/100	その他
20名以下	23,000	22,900	22,800	22,700	22,500	22,400	22,300	22,100	22,000
21 ~ 30	15,300	15,200	15,200	15,100	15,000	14,900	14,900	14,800	14,600
31 ~ 40	11,500	11,400	11,400	11,300	11,300	11,200	11,200	11,100	11,000
41 ~ 50	9,200	9,100	9,100	9,100	9,000	9,000	8,900	8,900	8,800
51 ~ 60	7,700	7,600	7,600	7,600	7,500	7,500	7,400	7,400	7,300
61 ~ 70	6,600	6,500	6,500	6,500	6,400	6,400	6,400	6,300	6,300
71 ~ 80	5,700	5,700	5,700	5,700	5,600	5,600	5,600	5,500	5,500
81 ~ 90	5,100	5,100	5,100	5,000	5,000	5,000	5,000	4,900	4,900
91 ~ 100	4,600	4,600	4,600	4,500	4,500	4,500	4,500	4,400	4,400

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		II 婦人保護長期収容施設 (1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,400円を乗じて得た額とする。 (2) 略 (3) 略 (4) 略		
	事業費	1 〔区分〕<u>婦人保護事業費負担金</u> 〔種目〕事業費の基準額(4を除く)による。ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。 2 略 3 略	婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等	5/10

旧

10

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率														
		II 婦人保護長期収容施設 (1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,200円を乗じて得た額とする。 (2) 施設機能強化推進費は、前項Ⅰ婦人保護施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。 (3) 民間施設給与等改善費は、前項Ⅰ婦人保護施設の4民間施設給与等改善費の算定による。 (4) 下記の都道府県にあっては、次に掲げる定数を基礎に算定する。 <table> <tr> <td>北海道</td><td>7人</td></tr> <tr> <td>東京都</td><td>40人</td></tr> <tr> <td>神奈川県</td><td>10人</td></tr> <tr> <td>愛知県</td><td>5人</td></tr> <tr> <td>大阪府</td><td>5人</td></tr> <tr> <td>兵庫県</td><td>7人</td></tr> <tr> <td>福岡県</td><td>5人</td></tr> </table> (注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期収容施設に適用しない。	北海道	7人	東京都	40人	神奈川県	10人	愛知県	5人	大阪府	5人	兵庫県	7人	福岡県	5人		
北海道	7人																	
東京都	40人																	
神奈川県	10人																	
愛知県	5人																	
大阪府	5人																	
兵庫県	7人																	
福岡県	5人																	
	事業費	1 〔区分〕 <u>一時保護所保護費負担金</u> 〔種目〕 事業費の基準額（4を除く）による。 ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。 2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額330円 3 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額。	婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費（食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、備品購入費、扶助費、委託料等	5/10														

新

旧

略

(別表)

施設事務費算定基準

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
人件費	(1) 給 与	毎年4月1日現在（以下「4月当初現在」という。）の職員の現員を基礎として算定する。 ア. 都道府県及び市が経営する施設にあっては、4月当初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していずれか少ない方の額とする。	12

新

(別表)

施設事務費算定基準

経費の 種類	経費の区分	単 価	員 数
-----------	-------	--------	--------

職種別	本給 A	特給 B	扶養手当 C	合計 D=A+B+C	地域平均 (合計×各%)									
					15/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	2/100
第2-29 施設長 (50名以下)	246,600		13,183	259,783	41,565	33,772	31,174	25,978	23,380	20,783	18,185	15,587	10,391	7,793
第4-1 施設長 (50名以上)	271,800		13,183	285,083	45,613	37,061	34,210	28,508	25,657	22,807	19,956	17,105	11,402	8,552
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	24,108	27,714	25,582	21,318	19,186	17,055	14,923	12,791	8,527	6,395
第2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	40,927	32,562	30,058	25,048	22,543	20,039	17,534	15,029	10,019	7,514
第2-13 指導員	218,200	11,700	13,183	244,083	39,053	31,731	29,280	24,408	21,977	19,527	17,085	14,645	9,762	7,322
第(三)2-29 看護師	229,200	2,800	13,183	244,883	39,181	31,835	29,384	24,489	22,038	19,591	17,142	14,692	9,795	7,348
第(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	32,859	26,531	24,489	20,408	18,367	16,327	14,285	12,245	8,163	6,122
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	28,637	23,268	21,478	17,898	16,108	14,318	12,528	10,738	7,158	5,368
第2-5 心理療法指導員	205,800	11,700	13,183	230,683	36,508	29,839	27,682	23,060	20,761	18,455	16,149	13,841	9,227	6,920

職種別	合計額 (合計×地域平均)										その他
	15/100 D+E	13/100 D+F	12/100 D+G	10/100 D+H	9/100 D+I	8/100 D+J	7/100 D+K	6/100 D+L	4/100 D+M	2/100 D+N	
第2-29 施設長 (50名以下)	301,348	293,555	290,957	285,761	283,163	280,566	277,968	275,370	272,774	267,578	259,783
第4-1 施設長 (50名以上)	330,698	322,144	319,283	313,591	310,740	307,890	305,039	302,188	298,486	293,635	285,083
行(一)2-9 事務員	247,282	240,887	238,765	234,501	232,369	230,238	228,106	225,974	221,710	219,578	213,183
第2-17 主任指導員	290,580	283,046	280,541	275,531	273,026	270,522	268,017	265,512	261,502	257,497	250,483
第2-13 指導員	283,130	275,816	273,322	268,491	266,050	263,610	261,169	258,728	254,846	251,405	244,083
第(三)2-29 看護師	284,084	276,718	274,289	269,971	267,922	264,474	262,025	259,576	254,678	252,229	244,883
第(二)2-9 栄養士	236,738	230,816	228,573	224,481	222,450	220,410	218,369	216,328	212,245	210,205	204,083
行(二)1-37 調理員等	207,640	202,251	200,461	196,881	195,091	193,302	191,512	189,722	185,142	184,352	178,983
第2-5 心理療法指導員	267,592	260,672	258,365	253,751	251,444	249,138	246,831	244,524	239,910	237,603	230,683

旧

(別表)

施設事務費算定基準

経費の 種類	経費の区分	単 価	員 数
-----------	-------	--------	--------

職種別	本給 A	特給 B	扶養手当 C	合計 D=A+B+C	地域平均 (合計×各%)													
					15/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	4/100	2/100	2.5/100	2/100	2.5/100	2/100
第2-29 施設長 (50名以下)	246,600		13,183	259,783	37,659	31,324	28,518	23,971	22,082	20,783	18,584	16,185	13,587	10,391	7,793	6,185	5,184	2,538
第4-1 施設長 (50名以上)	271,800		13,183	285,083	41,337	34,210	31,359	26,508	24,232	22,007	21,281	18,956	16,559	14,734	12,827	11,002	9,531	2,851
行(一)2-9 事務員	200,000		13,183	213,183	28,812	25,582	23,450	21,318	19,186	17,055	15,314	13,922	12,837	11,728	10,852	9,937	9,330	2,132
第2-17 主任指導員	225,600	11,700	13,183	250,483	38,309	30,843	28,555	25,048	22,231	20,039	18,239	16,324	14,781	13,227	12,529	11,217	10,119	2,305
第2-13 指導員	218,200	11,700	13,183	244,083	35,313	28,235	26,853	24,408	22,747	20,991	19,289	17,586	16,855	15,425	14,230	13,184	12,262	2,411
第(三)2-29 看護師	229,200	2,800	13,183	244,883	35,569	28,389	26,927	24,489	22,815	20,991	19,289	17,586	16,855	15,425	14,230	13,184	12,262	2,411
第(二)2-9 栄養士	190,900		13,183	204,083	28,532	24,450	22,419	20,408	18,367	16,327	14,285	12,245	11,225	10,205	9,184	8,163	7,302	2,041
行(二)1-37 調理員等	165,800		13,183	178,983	25,353	21,478	19,889	17,898	15,916	14,319	12,528	11,338	10,738	9,814	8,939	8,054	7,158	1,780
第2-5 心理療法指導員	205,800	11,700	13,183	230,683	32,455	27,682	25,315	23,060	20,820	18,455	16,261	14,148	12,531	11,261	10,588	9,881	9,131	2,392

職種別	合計額 (合計×地域平均)																	
	15/100 D+E	13/100 D+F	12/100 D+G	10/100 D+H	9/100 D+I	8/100 D+J	7/100 D+K	6/100 D+L	4/100 D+M	2/100 D+N	2.5/100 D+O	2/100 D+P	2.5/100 D+Q	2/100 D+R	2.5/100 D+S	2/100 D+T	2.5/100 D+U	2/100 D+V
第2-29 施設長 (50名以下)	287,432	295,552	298,358	294,781	291,885	288,688	285,218	281,769	278,241	274,692	271,123	267,534	263,925	260,296	256,647	252,978	249,289	245,580
第4-1 施設長 (50名以上)	326,420	318,232	314,452	310,591	307,215	303,839	300,463	297,087	293,711	290,335	286,959	283,583	280,207	276,831	273,455	270,079	266,703	263,327
行(一)2-9 事務員	254,025	248,785	246,431	244,591	242,366	240,226	238,112	236,008	233,924	231,860	229,816	227,792	225,788	223,804	221,840	219,896	217,972	216,068
第2-17 主任指導員	288,802	280,541	278,026	275,531	273,215	270,922	268,659	266,425	264,211	262,017	259,843	257,689	255,555	253,441	251,347	249,273	247,219	245,185
第2-13 指導員	279,475	272,372	270,232	268,491	266,820	265,119	263,389	261,629	259,838	258,017	256,175	254,312	252,428	250,514	248,570	246,605	244,620	242,615
第(三)2-29 看護師	290,281	283,278	281,320	279,371	277,469	275,532	273,595	271,658	269,721	267,784	265,847	263,910	261,973	259,936	257,999	256,062	254,125	252,188
第(二)2-9 栄養士	233,518	228,312	226,322	224,491	222,719	220,947	219,175	217,403	215,631	213,859	212,087	210,315	208,543	206,771	204,999	203,227	201,455	199,683
行(二)1-37 調理員等	206,338	200,143	198,612	197,081	195,550	194,019	192,488	190,957	189,426	187,895	186,364	184,833	183,302	181,771	180,240	178,709	177,178	175,647
第2-5 心理療法指導員	244,122	238,215	236,558	234,751	232,944	231,137	229,330	227,523	225,716	223,909	222,102	220,295	218,488	216,681	214,874	213,067	211,260	209,453

新				旧			
経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数	経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
		イ. 略				イ. 法人が経営する施設にあつては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額	<u>4.5</u> (円未満切捨)		(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	<u>4.47</u> (円未満切捨)
	(3) 略	の合算額とする。			(3) 管理職手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×12	0.125
	(4) 略				(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき 4,000円	勤務回数
	(5) 略				(5) 超過勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×12	0.0427
	(6) 略				(6) 住居手当	(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員の住居手当の月額	12
	(7) 略				(7) 通勤手当	(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員について算定した手当月額	12

新				旧			
経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数	経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
	(8) 略				(8) 非常勤調理員 等	年額 1,596,000円	1
	(9) 略				(9) 非常勤調理員等 年休代替要員費	年額 74,480円	1
	(10) 略				(10) 年休代替要員費	年額 118,400円	(1) の給与の算定の基 礎となった指導員及び 看護師数
	(11) 略				(11) 調理員等年休 代替要員費	年額 106,400円	(1) の給与の算定の基 礎となった調理員等
	(12) 略				(12) 看護代替経費	年額 1,950円	取扱定員
	(13) 社会保険事業主 負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に0.17958を乗じて得た額	12		(13) 社会保険事業主 負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に0.17713を乗じて得た額	12
管理費	(14) 略				(14) 嘱託医手当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	12
	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,457,840円	1	管理費	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,444,540円	1
	(16) 略				(16) 旅 費	5,900円	(1) の給与の算定の基 礎となった職員のう ち、調理員等を除いた 職員数
	(17) 略				(17) 庁 費	57,120円	同 上

新				旧			
経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数	経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
	(18)略				(18)特別管理費	50人以下の施設 年額 842,100円	1
						51人以上の施設 年額 785,400円	1
	(19)職員研修費	1,950円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数		(19)職員研修費	3,190円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(20)略				(20)被服手当	630円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
	(21)略				(21)職員健康管理費	5,290円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
	(22)略				(22)各所修繕費	1㎡当たり 379円	当該施設の実延数 (1㎡未満切捨) ただし、一時保護所の 場合婦人相談所との兼 用部分については、そ の主たる用途によって 按分された延面積
	(23)略				(23)入所者保健 衛生費	3,150円	取扱定員
	(24)略				(24)業務省力化等 勤務条件改善費	直接処遇職員 年額 299,985円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び 看護師数
						調 理 員 年額 290,472円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員数
	(25)略				(25)非常勤職員 処遇改善費	年額 5,290円	1
	(26)略				(26)苦情解決対策 経費	年額 27,216円	1

新		旧			
略		経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
			(27) 調理業務外 部委託費	調理業務の全部を委託する場合は、その委託料 (事務費相当) の月額	1 2

以下略

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表(案)

資料 9

新	旧
別 紙 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 (通則) 1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 (交付の目的) 2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。 (交付の対象) 3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。 (1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童自立生活援助事業 (2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業 (3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業 (4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業 (5) 中核市（児童相談所設置市を除く。）及び市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う児童家庭支援センター運営モデル事業 <u>削除</u> <u>削除</u> <u>(6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</u> <u>(7) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う地域生活支援事業（モデル事業）</u> (8) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業 (9) 市及び福祉事務所に設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設	別 紙 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 (通則) 1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。 (交付の目的) 2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。 (交付の対象) 3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。 (1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童自立生活援助事業 (2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業 (3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業 (4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業 (5) 中核市（児童相談所設置市を除く。）及び市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う児童家庭支援センター運営モデル事業 <u>(6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援事業</u> <u>(7) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親委託推進事業</u> (8) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業 (9) 市及び福祉事務所に設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設

新	旧
設分に限る。) に対して都道府県が補助する事業 (10) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業 (11) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業 (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 3の(9)以外の事業 ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 (2) 3の(9)の事業 (1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 (交付額等の下限) 5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。 (交付の条件) 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の	設分に限る。) に対して都道府県が補助する事業 (10) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業 (11) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業 (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 3の(9)以外の事業 ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 (2) 3の(9)の事業 (1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 (交付額等の下限) 5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。 (交付の条件) 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の

新	旧
目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。 (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。 (8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。 (9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において(2)から(3)及び(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。 (10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (申請手続) 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、平成 年 月 日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (2) 上記以外の場合 別紙様式第3による申請書および関係書類を平成 年 月 日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。 (変更申請手続)	目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。 (7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。 (8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。 (9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において(2)から(3)及び(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。 (10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 (11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。 (申請手続) 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、平成19年12月17日までに厚生労働大臣に提出するものとする。 (2) 上記以外の場合 別紙様式第3による申請書および関係書類を平成19年12月17日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。 (変更申請手続)

新	旧
8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、<u>平成 年 月 日</u>までに行うものとする。 (交付決定までの標準的期間) 9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。 (補助金の概算払) 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。 (実績報告) 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、<u>平成21年</u>4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 (2) 上記以外の場合 別紙様式第5による報告書を、<u>平成21年</u>4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 (補助金の返還) 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。 (その他) 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。	8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、<u>平成20年2月15日</u>までに行うものとする。 (交付決定までの標準的期間) 9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。 (補助金の概算払) 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。 (実績報告) 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、<u>平成20年</u>4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 (2) 上記以外の場合 別紙様式第5による報告書を、<u>平成20年</u>4月10日(6の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。 (補助金の返還) 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。 (その他) 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新					旧				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童自立生活援助事業	次により算出された額の合計額 1 児童自立生活援助事業 1か所当たり 3,696,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 308,000円(1月未満の場合は1月とする) 2 対外関係調整事業 (1)対象人員10人以上 1か所当たり 3,556,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 296,000円(1月未満の場合は1月とする) (2)対象人員10人未満 1か所当たり 2,573,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 214,000円(1月未満の場合は1月とする)	児童自立生活援助事業に必要な報酬(非常勤職員報酬)、給料、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2	児童虐待防止対策等支援事業	児童自立生活援助事業	次により算出された額の合計額 1 児童自立生活援助事業 1か所当たり 3,696,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 308,000円(1月未満の場合は1月とする) 2 対外関係調整事業 (1)対象人員10人以上 1か所当たり 3,556,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 296,000円(1月未満の場合は1月とする) (2)対象人員10人未満 1か所当たり 2,573,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 214,000円(1月未満の場合は1月とする)	児童自立生活援助事業に必要な報酬(非常勤職員報酬)、給料、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
	児童虐待防止対策支援事業	次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品	1/2		児童虐待防止対策支援事業	次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品	1/2

新					旧				
		327,000円	購入費、役務費 (通信運搬費)、報 償費、委託料、使用 料及び賃借料				409,000円	購入費、役務費 (通信運搬費)、報 償費、委託料、使用 料及び賃借料	
		2 児童相談所カウンセリング強化事業					2 児童相談所カウンセリング強化事業		
		児童相談所1か所当たり					児童相談所1か所当たり		
		・「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」					・「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」		
		706,000円					706,000円		
		・「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を 実施する場合					・「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を 実施する場合		
		2,699,000円					2,698,000円		
		3 医療的機能強化事業					3 医療的機能強化事業		
		1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり					1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり		
		2,142,000円					2,092,000円		
		4 法的対応機能強化事業					4 法的対応機能強化事業		
		児童相談所1か所当たり					児童相談所1か所当たり		
		558,000円					558,000円		
		5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業					5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業		
		児童相談所1か所当たり					児童相談所1か所当たり		
		511,000円					511,000円		
		6 専門性強化事業					6 専門性強化事業		
		1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり					1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり		
		269,000円					268,000円		
		7 一時保護機能強化事業					7 一時保護機能強化事業		
		児童相談所1か所当たり					児童相談所1か所当たり		
		2,258,000円					2,258,000円		
		8 市町村及び民間団体との連携強化事業					8 市町村及び民間団体との連携強化事業		
		・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援					・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援		
		児童相談所1か所当たり					児童相談所1か所当たり		
		3,708,000円					3,708,000円		
		・民間団体との連携					・民間団体との連携		

-129-

新					旧				
		1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円					1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円		
		9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円					9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円		
		10 児童福祉司任用資格取得のための研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 705,000円					10 児童福祉司任用資格取得のための研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 709,000円		
ひきこもり等 児童福祉対策 事業	次により算出された額の合計額	ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。	1/2		ひきこもり等 児童福祉対策 事業	次により算出された額の合計額	ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。	1/2	
	1 ふれあい心の友訪問援助事業 ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,660円 ②事業実施前研修会費 174,800円 ③活動検討会 1回当たり 33,000円					1 ふれあい心の友訪問援助事業 ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,660円 ②事業実施前研修会費 174,800円 ③活動検討会 1回当たり 33,000円			
	2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円 ②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円					2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円 ②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円			
	3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円					3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円			
	4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円					4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,999,000円			

新					旧				
	児童家庭支援センター運営事業	次により算出された額の合計額 1 運営費 1か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬 等	1/2		児童家庭支援センター運営事業	次により算出された額の合計額 1 運営費 1か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬 等	1/2
	児童家庭支援センター運営モデル事業	次により算出された額の合計額 1 運営費 1か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円	児童家庭支援センター運営モデル事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬 等	1/2		児童家庭支援センター運営モデル事業	次により算出された額の合計額 1 運営費 1か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円	児童家庭支援センター運営モデル事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬 等	1/2
	削除	削除	削除	削除		里親支援事業	次により算出された額の合計額 1 基礎研修	里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役	1/3

新					旧				
							<u>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</u> <u>512,000円</u>	<u>業務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</u>	
						<u>2 専門里親研修</u> <u>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</u> <u>1,312,000円</u>			
						<u>3 里親養育相談事業</u> <u>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</u> <u>924,000円</u>			
						<u>4 里親養育援助事業</u> <u>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</u> <u>8,435,000円</u>			
						<u>5 里親養育相互援助事業</u> <u>1か所当たり</u> <u>510,000円</u>			
	削除	削除	削除	削除	里親委託推進事業	<u>児童相談所1か所当たり</u> <u>4,315,000円</u>	<u>里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)</u>	1/2	
	里親支援機関事業	<u>次により算出された額の合計額</u> <u>1 里親掘起こし事業</u> <u>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</u> <u>4,002,000円</u> <u>2 里親委託推進・支援等事業</u> <u>1か所当たり</u>	<u>里親支援機関事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</u>	1/2					

新					旧						
			7,683,000円								
			(経過措置分)里親支援事業								
			次により算出された額の合計額	里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/3						
			1 基礎研修								
			1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり								
			512,000円								
			2 専門里親研修								
			1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり								
			1,312,000円								
			3 里親養育相談事業								
			1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり								
			924,000円								
			4 里親養育援助事業								
			1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり								
			8,435,000円								
			5 里親養育相互援助事業								
			1か所当たり								
			510,000円								
			(経過措置分)里親委託推進事業	里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	1/2						
			児童相談所1か所当たり								
			4,315,000円								

新					旧				
	地域生活支援事業 (モデル事業)	次により算出した額の合計額 1 運営費 1か所当たり 7,904,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 658,000円 2 初年度開弁費 1か所当たり 420,000円	地域生活支援事業(モデル事業)に必要な報酬(非常勤職員報酬)、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2					
	身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円 2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)	1/2 (市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3)		身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円 2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)	1/2 (市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3)

新					旧				
DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	次により算出された額の合計額 1 婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に106,600円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。 (2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。	婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費	5/10	DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	次により算出された額の合計額 1 婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に106,600円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。 (2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。	婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費	5/10
	売春防止活動・DV対策機能強化事業	次により算出された額の合計額 1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1) 婦人保護事業啓発普及費 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円	婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費	5/10		売春防止活動・DV対策機能強化事業	次により算出された額の合計額 1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1) 婦人保護事業啓発普及費 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円	婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費	5/10

新					旧				
		(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費 1施設当たり年額 1,544,000円に10人を超えた対象者1人につき129,900円を乗じて加算し、算定した額とすること。	婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)				(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費 1施設当たり年額 1,544,000円	婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	
		2 配偶者からの暴力対策機能強化事業 (1) 休日夜間電話相談事業 ① 休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 51,600円 ② 休日夜間部分実施 18時～22時 月額 25,800円 18時～20時 月額 12,900円 ③ 平日夜間部分実施 18時～22時 月額 55,000円 18時～20時 月額 27,500円	婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)				2 配偶者からの暴力対策機能強化事業 (1) 休日夜間電話相談事業 ① 休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 51,600円 ② 休日夜間部分実施 18時～22時 月額 25,800円 18時～20時 月額 12,900円 ③ 平日夜間部分実施 18時～22時 月額 55,000円 18時～20時 月額 27,500円	婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)	
		(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業 年額 815,610円	配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)				(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業 年額 815,210円	配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)	
		(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円	配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料				(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円	配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料	

新					旧				
		(4) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)			(4) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)		